705
32

0030484017

0030484-017

７０５－３２

明治大正財政史

大蔵省・編

財政経済学会

第１－２０巻

昭１１至１５

AEA

トエ1H-95

明治大正財政史

大藏省編纂

第十七卷

發行元　東京　財政經濟學會

705
332

明治大正財政史　第十七卷　目次

第十二編　金融

第一章　總說……一
第一節　貨幣制度の變遷……一
第一款　明治初年の貨幣制度……一
第二款　兌換制度の確立……一〇
第三款　金本位制の實施……二七
第四款　金本位制の停止……三九
第五款　小額紙幣の發行……四三
第二節　金融機關の發達……四六
第一款　明治初年の金融機關……四六
第二款　特殊銀行の發達……五二
第三款　普通銀行の發達……六八
第三節　金融事情の變遷……七六

第一款　明治初年の金融事情……七六
第二款　貨幣法制定後の金融事情……八四
第三款　世界大戰時の金融事情……九五
第四款　世界大戰後の金融事情……一〇一
第二章　金融市場……一二一
第一節　明治時代に於ける資金の移動……一二一
第一款　總　說……一二一
第二款　各月資金移動の主因……一二四
第三款　重要資金の移動狀況……一二七
第一項　國庫金の收支……一二七
第二項　經濟諸機關資金の需給……一三五
第三項　米穀出廻資金……一三七
第四項　肥料資金……一四〇
第五項　生絲資金……一四三
第六項　製茶資金……一四七
第七項　盆及年末決濟資金……一四九
第八項　貿易資金……一五一

第二節　世界大戰時の金融市場……一五八
第一款　工業金融……一五八
第一項　工業金融市場の概觀……一五八
第一目　工業金融の概況……一五八
第二目　工業金融機關の狀態……一六一
第三目　工業金融改善問題……一六四
第二項　工業金融の改善……一七二
第二款　農業金融……一七五
第一項　農業金融市場の概觀……一七五
第一目　農業金融の概況……一七五
第二目　都鄙金融疏通問題……一八二
第二項　農業金融の改善……一八五
第三項　產業組合の發達……一九〇
第三款　船舶金融……一九八
第一項　開戰後の本邦海運界……一九八
第一目　運賃傭船料の暴騰……一九九
第二目　船價の騰貴と造船業の活躍……二〇〇
第二項　開戰前に於ける船舶金融の狀況……二〇一

第三項　開戰後に於ける船舶金融の狀況……二〇二
第一目　阪神地方に於ける船舶金融狀況……二〇三
第二目　船舶金融機關特設問題……二〇六
第三目　日本興業銀行の船舶金融開始……二一〇
第三節　世界大戰後の金融市場……二一二
第一款　休戰直後の金融市場……二一二
第一項　休戰成立の影響……二一二
第二項　財界沈衰期に於ける金融界……二一六
第三項　休戰に依る輸出金融梗塞の救濟……二一九
第四項　日本銀行金利の引上……二二〇
第五項　銀行の取付……二二〇
第六項　預金協定の普及及其の影響……二二一
第二款　動搖期の金融市場……二二九
第一項　金融界の推移概況……二二九
第二項　金融市場の動搖……二三二
第三項　動搖期に於ける數字的觀察……二四〇
第四項　銀行取付及破綻事件の諸統計……二四九
第五項　動搖期の銀行破綻と其の窮狀の原因……二五一

第二章附表
第一表　累年事業計畫資本高表
（イ）新設擴張別資本高……二五三
（ロ）事業別資本高……二五九
第二表　累年全國金利表……二七一
第三表　累年東京金利表……二九二
第四表　累年大阪金利表……三一三
第五表　累年東京及大阪コールマネー日歩月別表……三四三
第六表　累年全國手形交換高表……三四七
第三章　物　價……三五七
第一節　日露戰爭と物價……三五七
第一款　物價騰貴の概況……三五七
第二款　物價騰貴の原因……三六二
第一項　專賣制度の創設竝に租稅の增徵……三六二
第二項　通貨の膨脹……三七三
第三項　消費の增進と供給の不足……三八一
第二節　世界大戰時の物價と其の對策……三八四

第一款　物價の狀勢……三八四
第一項　物價の大勢と外國物價……三八五
第二項　物價の騰落狀況……三八八
第二款　物價の調節施設……三九五
第一項　低落物價の調節……三九五
第一目　蠶絲業救濟法案と蠶絲會社……三九五
第二目　米價調節令……三九八
第二項　騰貴物價の調節……四〇一
第一目　概說……四〇一
第二目　輸出制限……四〇三
第三目　輸移入の促進及生產の奬勵……四〇六
第四目　船舶の管理及保險の補償……四〇八
第五目　暴利取締令及定期取引の制限……四〇九
第六目　外米の管理及穀類の收用……四一五
第七目　增加資金の處分……四一五
第三款　米價調節に關する諸計畫……四一五
第一項　米價調節調査會と其の決議……四一六
第二項　臨時國民經濟調査會と米價調節案……四二四
第三節　休戰後の物價と其の對策……四二六
第一款　物價の奔騰と其の對策……四二七
第一項　物價奔騰の概況……四二七
第二項　物價騰貴に對する世論の一斑……四三〇
第三項　政府の物價調節施設……四三五
第二款　財界の反動と物價の推移……四四九
第一項　物價の推移……四四九
第二項　政府の物價調節施設……四五六
第三章附表……四六一
第一表　累年東京重要物品卸賣價格指數商品別表……四六六
第二表　累年東京重要物品卸賣價格指數月別表
（イ）明治二十年一月を基準とする指數……四六六
（ロ）明治三十三年十月を基準とする指數……四六八
（ハ）大正三年七月を基準とする指數……四六九
第三表　累年東京小賣物價指數類別表……四七〇
第四表　累年東京小賣物價指數月別表……四七一
第四章　對外金融……四七三

第一節　明治時代に於ける正貨政策……四七三
第二節　日露戰時の對外金融政策……四八六
第一款　外國貿易の概況……四八六
第一項　輸出及輸入の概況……四八六
第二項　金銀の輸出入……四八六
第二款　戰時に於ける軍費の外國仕拂……五三六
第三款　外國拂の緊縮……五三八
第四款　外國爲替の運用……五四一
第五款　外債募集金の運用……五四四
第三節　世界大戰時の對外金融……五四五
第一款　對外貿易と對外勘定……五四五
第一項　對外貿易……五四五
第二項　對外貨借勘定……五五四
第二款　外國爲替……五七〇
第一項　爲替資金問題……五八三
第二項　爲替調節施設……五八四
第三項　爲替便益の增進……五八九
第四項　外國爲替相場の狀況……五九二
第三款　聯合國に對する金融上の援助……五九三
第一項　與國政府の公債引受……六一六
第二項　本邦市場にて賣出されたる與國政府公債……六一六
第三項　在外正貨の與國公債に運用投資增加……六三四
第四項　政府外債市債社債借入金償還……六三八
第四款　對印貿易と印棉問題……六四〇
第一項　對印貿易……六四三
第二項　印棉問題……六四四
第四節　世界大戰後の對外金融……六四六
第一款　對外貿易の逆調……六五一
第二款　正貨總額の增減……六五六
第三款　外國爲替の變動及銀の暴落……六五八
第四款　貿易金融の改善……六六八
第四章附表
第一表　累年輸出入貨物類別價額表……六七六
第二表　累年內地·朝鮮及臺灣貨物輸出入價額表……六七七

第十二編　金融

明治大正財政史　第十七卷　目次終

第三表　累年金貨及金地金輸出入價額全國通計表……六八〇
第四表　累年銀貨及銀地金輸出入價額全國通計表……六八三
第五表　累年外國爲替相場表……六八五
第六表　累年全國貨物輸出入價額表……六九五

附錄　明治大正各年金融概況……六九九—八六六

第一章　總說

本章に於て記述すべき事項中、銀行其の他の金融機關に就きては「銀行編」に於て、通貨に就きては「通貨編」に於て夫々詳述したる所なり。從て本章に於ては可及的重複を避け、此等の事項に就きては極く概要を述ぶるに止め、詳細の點は當該編の記述に讓ることと爲すべし。

第一節　貨幣制度の變遷

第一款　明治初年の貨幣制度

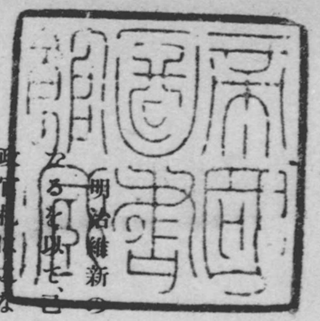

明治維新の初に當り、政府は幣制の改革に遑あらざりしのみならず、國事多端、財政上の危急に瀕しむるを得ず紙幣發行の議を採用し、明治元年四月布告して金札を發行せり。世に所謂太政官札是なり。然れども社會の秩序未だ安定せず、其の初め之が圓滑なる流通を見る能はず、政府は屢〻發令して其の流通使用すべき事を諭告したるも、一面舊藩札制度の紊亂が一般に紙幣に對する信用を失墜せしめたるが如き事情もあり、益〻其の流通を困難ならしめたり。而して政府は他方我國最初の銀行とも稱すべき爲替會社を設立せしめ、之に巨額の太政官札を貸下げ、其の流通を計らしむると共に、同會社に對しては特に金、銀、錢、洋銀券の發行を特許し、而して舊藩札、私立會社の米切手、金、銀、錢預切手等の通用停止を行ひたり。尤も爲替會社の銀券、錢券の二種の小札は後幾くもなく民部省

札の發行あるに及び其の使命を失ひたるも、金券洋銀券は兌換券として世に行はれたり。既に周知の如く爲替會社は設立後幾くもなく其の事業失敗に歸したるが、明治五年に國立銀行條例、翌六年には金札引換公債證書條例の制定を見、政府は依りて以て爲替會社に代る完全なる銀行を設立せしむると同時に、紙幣整理の遂行を期したるものにして、卽ち國立銀行をして銀行紙幣を發行せしめ、之れを以て政府紙幣を引揚ぐるの計畫なりしなり。然るに當時正貨海外流出の傾向ありて政府紙幣と正貨との差價漸く大となり、爲めに正貨兌換の國立銀行紙幣は發行するに隨て正貨取付に會ひて銀行に歸し、其の市場に流通するもの極めて少額に止まる狀態なりき。斯くて實際の情勢は政府の計畫と離離し、國立銀行の設立せられたるものは僅に四行に過ぎず、政府の企てし紙幣整理の計畫は失敗に歸したり。

是れより先明治二年二月、政府は幣制改革を決し、造幣局を設置して貨幣改鑄のことを企圖せしが明治四年五月に至り始めて新貨條例の制定を見たり。該條例は金本位を基としたるも、一面貿易政策上より本位貨幣の外に、貿易一圓銀を鑄造し開港場を限りて之を通用せしめ、尋いで內地一般にも亦之が通用を認めたるを以て、新貨條例の金貨本位制は聽て一轉して金銀複本位となるに至れり。

他方政府紙幣に就て見るに、既述の如く政府は財政上の必要より太政官札を發行したるが、その後明治二年九月民部省札を、同四年十月には新貨鑄造の爲めにする古金銀の引揚げ及歲入の不足補塡の目的を以て大藏省兌換證券を、更に同五年には北海道開拓の爲めに開拓使證券を夫々發行し、而して舊藩札等は政府紙幣と引換へられたり。而も從來の政府紙幣は其の製造甚だ不完全にして贋造等多かりしが爲め、此の間政府に於ては別に所謂新紙幣を發行して之が引換を行はざるを得ざるが

如き事情もあり、右新紙幣は廢藩置縣に依る國費增大の爲め、或は開拓使兌換證券の損失補塡の爲め當初の目的以外に多額の發行を見たり。然れども右新紙幣も未だ充分其の使命を發揮せずして改造紙幣之に代りたり。

明治十年西南の騷擾起り、政府は戰費の急需より已むを得ず同年末第八十七號布告を以て豫備札の內二千七百萬圓の紙幣を發行せり。斯くて紙幣の流通額漸く多額となるや、其の價格は下落の傾向を示し、加之明治九年國立銀行條例改正後、不換紙幣となりたる銀行紙幣の增加は愈〻紙幣の下落を促進せり。斯くて明治十三、四年に至りインフレーション景氣漸く甚しく、遂に投機の惡風底止する所を知らず經濟界は殆ど危急の形勢に推移せり。玆に於てか政府は銀紙の差價を除く爲め、或は洋銀取引所を設置し、或は橫濱正金銀行をして民間の正貨を吸收せしむるが如き方法を講じ、以て銀價の騰貴を制止せんと試みたりしが、其の效を見ざりき。仍て政府は從來の方針を改め、明治十三年始めて紙幣の銷却に著手することとなり、次いで同十四年新內閣の成るに及び、遂に紙幣整理の一大方針を樹立するに至れり。卽ち政府は紙幣銷却を行ふと同時に、引換準備たる正貨の增殖を圖り、且つ金融を疏通し貨幣制度を完備ならしむる爲め、兌換券發行の特權を有する中央銀行を設立するに決し、乃ち明治十五年六月第三十二號布告に依り日本銀行を設立すると共に、明治十七年五月第十八號布告を發し、同行をして兌換銀行券を發行せしめ、而して一方に於ては極力各廳の經費を節減し、國家歲入の剩餘を得ることに努め、其の一半は直に之れを紙幣銷却に充て、他の一半は之を政府の準備金に繰入れ、更に準備金を運用して貿易を有利ならしめ、以て正貨の吸收を圖る等凡そ兌換制度確立の爲めあらゆる手段を講じたり。

右の如く、政府は明治十四年以來不換紙幣整理の爲め極端なるデフレーション政策を斷行したるを以て、一時經濟界は多大の影響を蒙りしが、其の結果紙幣の價格は漸次騰貴し、明治十八年末に至りては銀紙の價格に殆ど差異を認めざるに至れり。仍て政府は同十八年第十四號布告を以て、翌十九年一月より紙幣交換の途を開くことと爲し、終に明治初年以來の不換紙幣の制度は玆に始めて其の影を沒し、而して日本銀行の兌換券は銀準備にして卽ち當時の我貨幣制度は事實上銀本位たりしものなり。他方明治十六年五月、第十四號布告を以て國立銀行條例改正せられ、銀行紙幣合同銷却の方法を定むるに至りしかば、銀行紙幣も亦政府紙幣と共に交換の緒に就き、斯くて明治三十二年末限り二者共に其の通用を禁止せらるることとなれり。

明治十八年五月以來發行せられし日本銀行兌換券は、其の當初發行高は極めて僅少にして漸く三、四百萬圓程度に過ぎざりしが、十九年紙幣交換の實施以來急激に其の高を增加し、爾後經濟社會の發達と共に通貨の需要益〻增大するに及び、明治二十一年には始めて保證準備制度を設置し、以て其の彈力性を保たしむることとせり。斯くて日本銀行兌換券は明治初年以來の政府紙幣、國立銀行紙幣に代りて我國通貨の主要なる役割を演ずるに至りしものとす。

之を要するに明治初年に於ける本邦通貨は、幣制の紊亂したる德川時代の後を承け、搗てて加へて政府の貨幣政策が容易に確立せざりし爲め頗る錯雜を極め、金銀貨幣、銅・眞鍮・鐵錢等の金屬貨幣、其の他舊各藩及舊旗本領內の通用札等が雜然と流通したるものにして、後更に政府紙幣・國立銀行紙幣等の發行あるに及び益〻複雜多岐となり、日本銀行の設立、尋いで同行兌換券の發行を見ると共に、漸くにして其の歸一する所を得たるものとす。次に明治維新以降概ね明治三十年貨幣法の制定に至る間に於ける諸通貨の關係諸表を揭示して參考に供すべし（但し日本銀行兌換券に就きては便宜後に一括して揭出す）。

（一）金銀舊貨幣流通概額（明治二年）

			明治新貨に改算したる額
舊金貨	古貳朱金	七、四四四、六三八兩三分二朱	二二、一四七、三〇九円・三〇七
	安政貳分判金	二、二一〇、一二九兩	四、〇九三、九一一・九一六
	安政小判金	七四、一七〇兩一分	二六四、九九八・〇六五
	萬延小判金	六二五、〇五〇兩	八三一、〇二〇・八五一
	慶應壹分判金	一七、〇九七枚	四九二、九〇四・四五八
	安政文久大判金	五三、二四〇、五七六兩	五九、一〇五、五三一・二三二
	萬延明治新貳分判金	六〇八、〇〇〇兩	六七四、九七六・八七六
	明治劣位貳分判金		
	右金舊貨流通概額計		八七、六一〇、六五二円・八〇五
舊銀貨	古壹分銀	一一、〇一〇、一〇〇兩	一五、六〇九、五二五円・二三〇
	政字銀（丁銀・豆板銀）	七九、〇五一貫目	一、六〇八、五二五・七九五
	壹朱銀	九、九五二、八〇〇兩	一二、〇三四、六五七・〇三四
	安政大形貳朱銀	六、七〇〇兩	二五、四六六・四九九
	壹分銀	二八、三七九、六〇〇兩	三六、一四六、三五八・六五〇
	明治新壹分銀	一、〇六六、八三三兩二分	一、三五八、七九八・〇九一
	明治吹繼壹朱銀	一、一七一、四〇〇兩	一、四九一、九八一・七二四
	右銀舊貨流通概額計		五二、六六五、七八七円・七九三

舊金銀貨小計		一四〇、二七六、四四〇円・五九八
舊銅眞鍮鐵錢	寛永通寶銅壹文錢 九五〇、四六二貫八三〇文	九四、〇四六円・二八三
	寛永通寶鐵壹文錢 三、九五七、八八七貫一二七文五分	三九五、七八八・七一三
	寛永通寶眞鍮四文錢 三、一四八、五〇七貫二〇〇文	三一四、八五〇・七二〇
	天保通寶當百錢 三八、七八四、三二四貫三二〇文	三、八七八、四三二・四三二
	文久通寶 一三、三七二、七五四貫四六〇文	一、三三七、二七三・四四七
	寛永通寶鐵四文錢 一二七、三五八貫八二七文五分	一二、七三五・八八三
	右銅眞鍮鐵舊錢流通概額計	六、〇三三、一二七円・四七八
舊金、銀貨・銅、眞鍮、鐵錢流通概額合計		一四六、三〇九、五六八円・〇七六

（備考）右流通概額の外に尙民間に貯藏せられて流通せざるものあり。即ち天保度以前慶長度以降の間に鑄造發行せられたる古金銀等にして、其の價額は明治八年十二月造幣事務掛が大藏卿の命を奉じて調査したる所の概算記錄に據れば凡そ九千七百三萬餘圓强なりとす。

（二）藩札流通高表

年月	流通高
明治四年九月末	三八、五五一、一三二円・三一〇
同 十月末	三八、五五一、一三二・三一〇
同 十一月末	三八、五五一、一三二・三一〇
同 十二月末	三八、五五一、一三二・三一〇
明治五年一月末	三八、五五一、一三二・三一〇
同 二月末	三八、五五一、一三二・三一〇
明治五年三月末	三八、五五一、一三二円・三一〇
同 四月末	三八、五五一、一三二・三一〇
同 五月末	三八、五五一、一三二・三一〇
同 六月末	三四、六四二、一九六・七四五
同 七月末	三四、六四二、一九六・七四五
同 八月末	三四、六四二、一九六・七四五
明治五年九月末	三四、六四二、一九六円・七四五
同 十月末	二七、五四七、九〇七・九七三
同 十一月末	二四、九〇四、一〇五・四四九
同 十二月末	此月改曆
明治六年一月末	二四、二〇八、八四六・五六四
同 二月末	二四、一五五、四二三・三四七
同 三月末	二三、九八三、六〇六・八五九
同 四月末	二三、二三二、九九三・七六六
同 五月末	二二、七三四、六四七・二二二
同 六月末	二二、三七二、〇三八・五七九
同 七月末	二一、九二二、八五八・二七八
同 八月末	二一、五五四、二五七・八三六
同 九月末	二〇、五三六、八九六・四五八
同 十月末	一九、八二九、六九九・六七七
同 十一月末	一九、五〇一、〇一一・二九五
同 十二月末	一九、二三三、八四九・二一六
明治七年一月末	一九、一五三、九五一・七六三
同 二月末	一九、一五三、九五一・七六三
同 三月末	五、五五七、七八三・三七六
同 四月末	五、三二六、六七八・〇六〇
同 五月末	四、九八六、五二三・九六一
同 六月末	五、二四二、三七九・六二九
同 七月末	五、二四二、三七九・六二九
同 八月末	五、〇〇一、一八四・〇六九
同 九月末	五、〇〇〇、三〇五・二一〇
同 十月末	四、九九六、七五〇・九八八
同 十一月末	四、七二七、九九〇・二七五
同 十二月末	四、六五四、六一六・四〇一
明治八年一月末	四、五八一、四一九・八七二
同 二月末	四、五八一、四一八・二一五
同 三月末	四、五〇七、二四一・一一一
同 四月末	四、四八五、六六七・二七四
同 五月末	四、三五二、九〇五・二九八
同 六月末	二、八三〇、九九七・四六〇
同 七月末	二、七五一、一八九・三六三
同 八月末	二、六七四、七五四・九六七
同 九月末	二、一二七、三三五・八六一
同 十月末	二、〇四九、八〇七・六九五
同 十一月末	一、五八七、一五六・七〇〇
同 十二月末	一、一〇〇、五六六・一〇六
明治九年一月末	九八〇、一六七・九七五
同 二月末	九六三、五四七・一七七
同 三月末	九五八、八〇〇・〇七五
同 四月末	九二〇、八二四・二二五
同 五月末	八七二、八一〇・七四二
同 六月末	七三二、六二三・七六四
同 七月末	七三二、六二三・七六四
同 八月末	七三二、六二三・七六四
同 九月末	七三二、六二三・七六四
同 十月末	七三二、六二三・二七六
同 十一月末	〇
同 十二月末	〇
明治十年一月末	〇
同 二月末	〇
同 三月末	〇
同 四月末	〇
同 五月末	〇
同 六月末	九八、八三八・五七九
同 七月末	九八、八三八・五七九
同 八月末	九八、八三八・五七九
同 九月末	九八、八三八・五七九
同 十月末	九一、一六五・七四八
同 十一月末	九一、一六五・七四八
同 十二月末	九一、一六五・七四八
明治十一年一月末	九一、一六五・七四八
同 二月末	九一、一六五・七四八
同 三月末	九一、一六五・七四八
同 四月末	九一、一六五・七四八
同 五月末	九一、一六五・七四八
同 六月末	九一、一六五・七四八
同 七月末	九一、一六五・七四八
同 八月末	九一、一六五・七四八

（備　考）一、本表の金高は各種の藩札を明治四年七月十四日の相場を以て兩永勘定に改算し更に之を新貨に改算したるものなり。

二、本表明治九年十一月より明治十年五月まで七箇月間の毎月流通高を缺くは明治九年十一月に至り藩札の通用禁止期限各地皆經過したるを以て一旦流通高計算上より除却したるも其後交換期限中は尙流通の計算を示すを穩當とするの議起り明治十年六月より再び流通高計算に載せたるによる。

（三）各爲替會社發行紙幣種類竝發行高表

開業日附	會社名稱	券名	種類	發行年月	發行高	未發行高
二年六月	東京	銀券一種	參匁七分五厘	二年六月二十八日	五三四、二一〇兩	二五、七九〇兩
	身元金 九四八、五〇〇円				但製造高 五七〇、〇〇〇	
		金券二種	貳拾五兩	二年十月八日	一、三六八、五〇〇兩	
			壹兩	同	一三一、五〇〇	
				合計	一、五〇〇、〇〇〇	
二年八月二十四日	大阪	錢券四種	貳百文	二年九月一日	二八三、二〇八貫六〇〇文	三〇、〇〇〇貫文
			壹百文	同	一九三、四八三貫一〇〇文	一〇、〇〇〇貫文
			壹貫文	二年九月十八日	四六〇、九九八貫文	一〇〇、〇〇〇貫文
			五百文		四七〇、三四四貫五〇〇文	六〇、〇〇〇貫文
				合計	一、四〇八、〇三四貫二〇〇文	合計 二〇〇、〇〇〇貫文
		金券二種	壹兩	二年九月三日	一〇〇兩	
			五〇		五〇	
					三、四七〇	

身元金 四六六、五六五円	金券五種	五兩	同	五年七月二十四日	三九二、八三〇	
		壹兩	同		一、四五七、〇〇〇	
					一、八五三、四五〇	
横濱 身元金 一七八、〇〇〇円	銀錢札七種 新洋銀札と云ふ	千弗	五年七月二十四日		一〇〇、〇〇〇弗	
		五百弗	同		一五〇、〇〇〇	
		五百弗	同		三〇〇、〇〇〇	
		二拾弗	同		二〇〇、〇〇〇	
		五拾弗	同		一五〇、〇〇〇	
		五拾弗	同		三〇〇、〇〇〇	
		五拾弗	同		三〇〇、〇〇〇	
		合計			一、五〇〇、〇〇〇	
	洋銀券二種 舊洋銀札と云ふ	百弗	三年四月十三日		一、四二〇、〇〇〇弗	
		十弗	同		八〇、〇〇〇	
		合計			一、五〇〇、〇〇〇	合計 二〇、〇〇〇弗
	金券二種	貳拾五兩	二年十月四日		一、四七五、〇〇〇兩	
		壹兩	同		二五、〇〇〇	
		合計			一、五〇〇、〇〇〇	
西京 身元金 二三八、五〇〇円	錢券四種	五百文	二年九月八日		八〇九、九九一貫五〇〇文	一貫文
		貳百文	同		二九一、七四〇貫二〇〇文	四〇〇文
		壹百文	同		一〇七、一一八貫八〇〇文	二〇〇文
		五拾文	同		六七、四七二貫九五〇文	一〇〇文
		合計			一、二七六、三二三貫四五〇文	合計 一貫七〇〇文

(四)　洋銀券每日平均流通高並交換高

年月	每日平均流通高	每日平均交換高
同同同同同同明治十三年一月	七一二、二四弗	七、〇〇八弗
十九八七六五四三二一月	八一三、六一四	九、四七〇
月月月月月月月月月月	六〇五、六二八	一
同同同同同同同同同同	四七、五三六	五、六八〇
月月月月月月月月月月	五四三、八〇〇	八、四〇二
十九八七六五四三二一	四五六、九七三	七、七一七
月月月月月月月月月月	三四八	一
同同同同同同明治十三年	四五、七四〇	一、一八、
月月月月月月月月月月	五三六	七、四三五
十九八七六五四三二一	六八〇	一、七一七
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治十四年	五、六八〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四六〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治十四年	七、四七〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治二十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治三十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治四十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治四十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治四十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治四十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治四十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同明治四十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正元年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同大正十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和元年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和二十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和三十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和四十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和五十九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和六十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和六十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和六十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同昭和六十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成元年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成八年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成九年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十一年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十二年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十三年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十四年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十五年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十六年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
同同同同同同平成十七年	七、四〇〇	七、四二八
月月月月月月月月月月	一	一、一八、
十九八七六五四三二一	七、四〇〇	七、四二八
月月月月

(五) 太政官札流通高表

明治元年十二月	千円 二四、〇三七
明治二年十二月	四八、〇〇〇
明治三年十二月	四八、〇〇〇
明治四年十二月	四八、〇〇〇
明治五年　三月	四四、四〇一
同　六　月	四四、四〇一
同　七　月	四四、四〇一
同　八　月	四四、四〇一
同　九　月	四三、九二六
同　十　月	四三、七五七
同　十一月	四三、二五一
同　十二月	此月改曆
明治六年　一月	四三、二四〇
同　二　月	四三、〇八五
同　三　月	四二、三七五
同　四　月	四一、一二一
同　五　月	四〇、三二二
同　六　月	三九、九一五
同　七　月	三八、四五一
同　八　月	三七、八九八
明治六年　九月	千円 三七、五〇二
同　十　月	三七、三三三
同　十一月	三七、〇二〇
同　十二月	三六、八六三
明治七年　一月	三六、三六八
同　二　月	三四、六九三
同　三　月	三三、二四二
同　四　月	三一、九四八
同　五　月	三〇、五四二
同　六　月	二八、三〇七
同　七　月	二七、七四八
同　八　月	二七、五五八
同　九　月	二七、四四九
同　十　月	二七、一七一
同　十一月	二六、七七〇
同　十二月	二六、五七三
明治八年　一月	二五、九四五
同　二　月	二五、〇七〇
同　三　月	二〇、八七七
同　四　月	一八、二七二
明治八年　五月	千円 一四、八七七
同　六　月	一一、五二五
同　七　月	八、二七五
同　八　月	七、二四六
同　九　月	六、五八九
同　十　月	六、四一七
同　十一月	六、三九一
同　十二月	五、一四七
明治九年　一月	五、一四四
同　二　月	五、〇六五
同　三　月	四、八四四
同　四　月	四、三六九
同　五　月	三、六四三
同　六　月	三、一九九
同　七　月	三、一三五
同　八　月	三、一三一
同　九　月	三、一二六
同　十　月	三、一〇三
同　十一月	三、〇九八
同　十二月	三、〇九五
明治十年　一月	千円 三、〇九四
同　二　月	三、〇一三
同　三　月	三、〇一〇
同　四　月	三、〇〇七
同　五　月	三、〇八三
同　六　月	三、〇八〇
同　七　月	三、〇七八
同　八　月	三、〇七五
同　九　月	三、〇七四
同　十　月	三、〇七三
同　十一月	三、〇七一
同　十二月	三、〇七〇
明治十一年一月	三、〇六九
同　二　月	三、〇六八
同　三　月	三、〇六七
同　四　月	三、〇六六
同　五　月	三、〇六五
同　六　月	一、六六一
同　七　月	一、〇九七
同　八　月	六五九

(六) 民部省札流通高表

明治元年十二月	千円 〇
明治二年十二月	二、〇九〇
明治三年十二月	七、五〇〇
明治四年十二月	七、五〇〇
明治五年　三月	七、四八八
同　六　月	七、四八八
同　七　月	七、四八八
同　八　月	七、四八八
同　九　月	七、四七七
同　十　月	七、四七七
同　十一月	七、四七四
同　十二月	〇
明治六年　一月	七、四七三
同　二　月	七、四六八
同　三　月	七、四四九
同　四　月	七、四一二
同　五　月	七、三七九
同　六　月	七、三七〇
同　七　月	七、三三四
同　八　月	七、三一八
明治六年　九月	千円 七、二八四
同　十　月	七、二七三
同　十一月	七、二六二
同　十二月	七、二四七
明治七年　一月	七、二一二
同　二　月	七、〇三五
同　三　月	六、八三三
同　四　月	六、七四五
同　五　月	六、五九五
同　六　月	六、五二六
同　七　月	六、四九四
同　八　月	六、四八五
同　九　月	六、四五五
同　十　月	六、四二八
同　十一月	六、四〇〇
同　十二月	六、三七七
明治八年　一月	六、二九九
同　二　月	六、一九二
同　三　月	五、六五二
同　四　月	五、一二四
明治八年　五月	千円 四、二六二
同　六　月	三、五九五
同　七　月	二、八四六
同　八　月	二、五四七
同　九　月	二、四二四
同　十　月	二、三九七
同　十一月	二、三八四
同　十二月	二、三三七
同　九年一月	二、三二七
同　二　月	二、二九三
同　三　月	二、一七六
同　四　月	二、〇六二
同　五　月	一、七八四
同　六　月	一、六〇〇
同　七　月	一、五六二
同　八　月	一、五五八
同　九　月	一、五五四
同　十　月	一、五四四
同　十一月	一、五四一
同　十二月	一、五四〇
明治十年　一月	千円 一、五三八
同　二　月	一、三七八
同　三　月	一、三七五
同　四　月	一、三七四
同　五　月	一、五三一
同　六　月	一、五二八
同　七　月	一、五二七
同　八　月	一、五二五
同　九　月	一、五二三
同　十　月	一、五二二
同　十一月	一、五二〇
同　十二月	一、五一九
明治十一年一月	一、五一九
同　二　月	一、五一八
同　三　月	一、五一七
同　四　月	一、五一六
同　五　月	一、五一五
同　六　月	八四六
同　七　月	五二九
同　八　月	三三一

(七) 大藏省兌換證券流通高表

年月	流通高
明治四年十二月	四、七七九、千円
明治五年三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治六年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治七年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治八年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治九年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十一年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十二年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十三年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十四年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十五年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十六年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十七年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十八年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治十九年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十一年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十二年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十三年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十四年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十五年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十六年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十七年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十八年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二十九年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十一年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十二年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十三年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十四年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十五年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十六年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十七年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十八年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治三十九年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治四十年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治四十一年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治四十二年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治四十三年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
明治四十四年一月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　二月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　五月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　七月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　八月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　九月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十月	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同　十一月	六、八〇〇、

明治十一年三月	一四、一四五、四〇〇・〇円
同　四月	一五、三六三、八〇〇・〇
同　五月	一六、二七二、〇〇〇・〇
同　六月	一六、九五六、八〇〇・〇
同　七月	二〇、九四二、八八〇・〇
同　八月	二一、六〇八、〇八〇・〇
同　九月	二二、九三〇、一八〇・〇
同　十月	二四、〇〇〇、九二〇・〇
同　十一月	二四、九四八、一六〇・〇
同　十二月	二六、二七九、〇〇六・〇
明治十二年一月	二七、一〇一、七六六・〇
同　二月	二八、三四七、八七六・〇
同　三月	二九、七一三、六五〇・〇
同　四月	三〇、九〇三、一二〇・〇
同　五月	三二、〇一二、八〇五・〇
同　六月	三三、〇七一、三四六・〇
同　七月	三三、三〇八、一一四・〇
同　八月	三三、三七〇、六四九・〇
同　九月	三三、六一四、七五九・〇
同　十月	三三、七六六、三七六・〇
同　十一月	三三、七八二、三四四・〇
同　十二月	三四、〇四六、〇一四・〇
明治十三年一月	三四、一三七、六五二・〇
明治十三年二月	三四、二八三、五六一・〇円
同　三月	三四、四二九、六三五・〇
同　四月	三四、四二四、一四八・〇
同　五月	三四、四一九、七九八・〇
同　六月	三四、四一五、〇六四・〇
同　七月	三四、四一三、五〇〇・〇
同　八月	三四、四一三、三八一・〇
同　九月	三四、四一三、一〇六・〇
同　十月	三四、四一二、一六九・〇
同　十一月	三四、四一〇、二八二・〇
同　十二月	三四、四二六、三五一・〇
明治十四年一月	三四、四二四、八九二・〇
同　二月	三四、四二〇、二六六・〇
同　三月	三四、四一八、六七六・〇
同　四月	三四、四一三、六二一・〇
同　五月	三四、四〇九、八四四・〇
同　六月	三四、四〇九、八四四・〇
同　七月	三四、四〇八、〇〇〇・〇
同　八月	三四、四〇七、六四〇・〇
同　九月	三四、三九八、五八五・〇
同　十月	三四、三九八、〇三〇・〇
同　十一月	三四、三九八、〇二九・〇
同　十二月	三四、三九六、八一八・〇
明治十五年一月	三四、三九六、八一八・〇円
同　二月	三四、三九六、八一七・〇
同　三月	三四、三九六、八一六・〇
同　四月	三四、三九六、八一五・〇
同　五月	三四、三九六、八一四・〇
同　六月	三四、三九六、八一三・〇
同　七月	三四、三九六、八一二・〇
同　八月	三四、三九六、八一二・〇
同　九月	三四、三九六、六〇一・〇
同　十月	三四、三九五、八六八・〇
同　十一月	三四、三九三、〇九九・〇
同　十二月	三四、三八五、三四九・〇
明治十六年一月	三四、三七九、七四二・〇
同　二月	三四、三七二、二三八・〇
同　三月	三四、三五七、二四〇・〇
同　四月	三四、三四六、八四五・〇
同　五月	三四、三三八、八六二・〇
同　六月	三四、三二七、六九〇・〇
同　七月	三四、三二〇、九三六・〇
同　八月	三四、三一〇、八四〇・〇
同　九月	三四、三〇二、九六三・〇
同　十月	三四、二九四、一八二・五
同　十一月	三四、二八六、一二二・〇

同　十二月	三四、二七五、七三五・五
明治十七年一月	三四、二七一、七七五・五
同　二月	三四、二二九、六〇九・五
同　三月	三四、〇六八、六五九・五
同　四月	三三、九〇二、七三四・五
同　五月	三一、四八八、五九七・五
同　六月	三一、四一二、三八〇・五
同　七月	三一、三三七、九七八・五
同　八月	三一、二六三、九四二・五
同　九月	三一、一八七、八八九・〇
同　十月	三一、一一四、二一一・〇
同　十一月	三一、一一〇、六〇二・〇
同　十二月	三一、〇一五、九四二・〇
明治十八年一月	三〇、九七六、九八五・〇
同　二月	三〇、九〇五、二二八・〇
同　三月	三〇、八三四、四二六・〇
同　四月	三〇、七六〇、二五八・〇
同　五月	三〇、七一七、七四五・〇
同　六月	三〇、五八五、四九八・〇
同　七月	三〇、五三四、七一三・〇
同　八月	三〇、四八二、六三六・〇
同　九月	三〇、四三〇、七三七・〇
同　十月	三〇、三七七、七七八・〇
同　十一月	三〇、三二六、五一三・〇
同　十二月	三〇、一五五、三八九・〇
明治十九年一月	三〇、一〇八、一二九・〇
同　二月	三〇、〇六一、七五四・〇
同　三月	三〇、〇一四、六七七・〇
同　四月	二九、九六七、六〇三・〇
同　五月	二九、九二〇、五七〇・五
同　六月	二九、九二〇、二三七・五
同　七月	二九、九二〇、〇一九・五
同　八月	二九、九一七、一四二・五
同　九月	二九、九一四、〇七三・五
同　十月	二九、五〇三、六四九・五
同　十一月	二九、五〇二、九六三・五
同　十二月	二九、五〇一、四八四・五
明治二十年一月	二九、五〇一、四八四・五
同　二月	二九、三九三、三一三・五
同　三月	二九、二八四、七九四・五
同　四月	二九、一七六、八八五・五
同　五月	二九、〇六八、一五六・五
同　六月	二八、九九一、三〇〇・五
同　七月	二八、九一一、一九三・五
同　八月	二八、八三四、六六三・五
同　九月	二八、七五七、九〇二・五
同　十月	二八、六八一、一〇〇・五
同　十一月	二八、六〇四、三七五・五
同　十二月	二八、六〇四、一三三・五
明治二十一年一月	二八、五一〇、八〇八・五
同　二月	二八、四一七、二八四・五
同　三月	二八、三二三、七〇四・五
同　四月	二八、二二九、五七四・五
同　五月	二八、一三五、〇七四・五
同　六月	二八、〇五九、四八六・五
同　七月	二七、九八二、五〇六・五
同　八月	二七、九八二、三四五・五
同　九月	二七、八三一、二三二・五
同　十月	二七、八三一、一七二・五
同　十一月	二七、六七九、六五六・五
同　十二月	二七、六七九、六五六・五
明治二十二年一月	二七、五六二、九三〇・五
同　二月	二七、四四六、八一八・五
同　三月	二七、三三〇、五三八・五
同　四月	二七、二一四、三二一・五
同　五月	二七、二一四、一一九・五
同　六月	二七、二一四、一一九・五
同　七月	二七、〇九五、三一八・五
同　八月	二六、九七五、五三三・五

明治二十二年九月	二六、八五七、七〇七・五円
同 十月	二六、七三九、七三一・五
同 十一月	二六、七三九、七三一・五
同 十二月	二六、七三九、二〇五・五
明治二十三年一月	二六、六二三、三四九・五
同 二月	二六、五〇七、三〇七・五
同 三月	二六、三九一、三七六・五
同 四月	二六、三九一、三七六・五
同 五月	二六、三九一、三七六・五
同 六月	二六、二七五、三五〇・五
同 七月	二六、一五九、八八五・五
同 八月	二六、〇四二、三三六・五
同 九月	二五、九二六、八七一・五
同 十月	二五、八一一、一八三・五
同 十一月	二五、八一一、一八三・五
同 十二月	二五、八一〇、七二〇・五
明治二十四年一月	二五、六九四、五九八・五
同 二月	二五、五七八、四七八・五
同 三月	二五、四六一、七一二・五
同 四月	二五、三四五、三五八・五
同 五月	二五、三四五、一七〇・五
同 六月	二五、三四五、一七〇・五
同 七月	二五、二二五、三一四・五
明治二十四年八月	二五、一〇七、〇一一・五円
同 九月	二四、九八八、五五七・五
同 十月	二四、八六九、五〇九・五
同 十一月	二四、八六九、五〇八・五
同 十二月	二四、八六九、五〇八・五
明治二十五年一月	二四、七四四、二〇四・五
同 二月	二四、六一九、五九四・五
同 三月	二四、四九四、九五八・五
同 四月	二四、三七〇、二五四・五
同 五月	二四、三六九、七五四・五
同 六月	二四、三六九、七五四・五
同 七月	二四、二八二、四五七・五
同 八月	二四、一四一、七一二・五
同 九月	二四、〇一六、九一四・五
同 十月	二三、八九五、一九二・五
同 十一月	二三、八九〇、九八八・五
同 十二月	二三、八九〇、五〇九・五
明治二十六年一月	二三、七五六、九七七・五
同 二月	二三、七五六、九七七・〇
同 三月	二三、六二三、六五七・〇
同 四月	二三、四九一、一六二・〇
同 五月	二三、三六二、〇一五・〇
同 六月	二三、三六二、〇〇七・〇
明治二十六年七月	二三、三六二、〇〇七・〇円
同 八月	二三、三五六、一四四・〇
同 九月	二三、〇五七、三二七・〇
同 十月	二三、〇五六、〇二七・〇
同 十一月	二二、七五八、〇五二・〇
同 十二月	二二、七五六、一一九・〇
明治二十七年一月	二二、五二二、九〇〇・〇
同 二月	二二、二八七、五八八・〇
同 三月	二二、二八五、七三九・〇
同 四月	二二、二八二、六〇四・〇
同 五月	二二、二七五、六三〇・〇
同 六月	二二、二七四、一九六・〇
同 七月	二二、二六六、五三二・〇
同 八月	二一、七八六、九八八・〇
同 九月	二一、七八六、八〇八・〇
同 十月	二一、七八六、八〇八・〇
同 十一月	二一、七八六、四二二・〇
同 十二月	二一、七八一、七九七・〇
明治二十八年一月	二一、三〇〇、三七五・〇
同 二月	二一、三〇〇、三七五・〇
同 三月	二一、三〇〇、三七五・〇
同 四月	二一、二九八、三七五・〇
同 五月	二一、二九八、三七五・〇

同 六月	二一、二九二、六三九・〇
同 七月	二一、二九二、六三九・〇
同 八月	二〇、七九九、五九八・〇
同 九月	二〇、七九九、五九八・〇
同 十月	二〇、七九七、四六〇・〇
同 十一月	二〇、七九六、七八六・〇
同 十二月	二〇、七九六、七八六・〇
明治二十九年一月	二〇、二九五、八六四・〇
同 二月	二〇、二九四、六八八・〇
同 三月	二〇、二九三、八八七・〇
同 四月	二〇、二九二、四八〇・〇
同 五月	二〇、二九一、〇七五・〇
同 六月	二〇、二九〇、七一〇・〇
同 七月	一九、七七八、〇〇五・〇
同 八月	一九、七七七、七〇六・〇
同 九月	一九、二六〇、八三八・〇
同 十月	一八、八一九、八八四・〇
同 十一月	一七、八〇六、六八〇・〇
同 十二月	一六、四九七、八八九・〇
明治三十年一月	一六、四六四、二八九・〇
同 二月	一六、〇三九、九八〇・〇
同 三月	一三、六一〇、九九五・〇
同 四月	一一、九三一、二九五・〇
同 五月	八、六五四、二七一・〇
同 六月	七、六八七、〇七二・〇
同 七月	七、〇五二、七七二・〇
同 八月	六、六一二、三六二・〇
同 九月	六、一四二、九九二・〇
同 十月	五、六二七、六五九・〇
同 十一月	五、三四三、九五二・〇
同 十二月	五、〇二四、七二九・〇
明治三十一年一月	四、七七三、五二〇・〇
同 二月	四、六三四、九一三・〇
同 三月	四、〇九九、三七〇・〇
同 四月	三、六〇三、六〇六・〇
同 五月	三、一七三、七一三・〇
同 六月	二、九二六、五九四・〇
同 七月	二、七二二、七一二・五
同 八月	二、四九七、七二九・五
同 九月	二、三九一、七九六・五
同 十月	二、一三六、四九〇・五
同 十一月	一、九五五、六二二・〇
同 十二月	一、八六六、五六三・〇
明治三十二年一月	一、七四九、五三三・〇
同 二月	一、六八四、〇六四・五
同 三月	一、六三二、八一七・五
同 四月	一、四四八、五三九・五
同 五月	一、四四八、五三九・五
同 六月	一、三四六、七三四・〇
同 七月	一、二五六、〇五二・〇
同 八月	一、一六七、一三一・〇
同 九月	一、一二一、二六五・五
同 十月	一、〇八六、四二八・〇
同 十一月	一、〇一八、七〇四・五
同 十二月	九七四、九九九・〇
明治三十三年一月	八五四、七八八・五
同 二月	六六一、二三四・〇
同 三月	五九四、四七六・〇
同 四月	五九四、四七六・〇
同 五月	五三五、五六五・五
同 六月	五二一、一二八・〇
同 七月	五一一、四三三・五
同 八月	五〇五、八三二・五
同 九月	四九八、八三五・五
同 十月	四九三、四〇七・〇
同 十一月	四八七、一〇三・〇
同 十二月	四八三、九三三・〇
明治三十四年一月	四七九、七〇三・〇
同 二月	四七二、〇一二・〇

明治三十四年三月	四七〇、二三一・〇円	明治三十四年十一月	四五一、四五九・〇円	明治三十五年七月	四三七、三四四・〇円
同　四月	四六七、三三六・〇	同　十二月	四四九、三二〇・〇	同　八月	四三六、五七二・五
同　五月	四六四、七二七・〇	明治三十五年一月	四四七、三八七・五	同　九月	四三五、二七三・五
同　六月	四六三、〇〇八・〇	同　二月	四四五、八五五・五	同　十月	四三三、六五二・〇
同　七月	四六一、〇二九・〇	同　三月	四四四、六八七・五	同　十一月	四三二、五二五・〇
同　八月	四五九、三九六・〇	同　四月	四四四、六八七・五	同　十二月	四三一、五七六・〇
同　九月	四五四、九八五・〇	同　五月	四四三、五四六・五		
同　十月	四五三、五二八・〇	同　六月	四三八、六九九・五		

第二款　兌換制度の確立

既述せし如く、明治十四年以來、紙幣整理に著手せし政府は其の目標を紙幣兌換の實施に定め、一方に於ては直に紙幣を銷却し、他方に於ては正貨を蓄積し、以てその目的の實現を期せんとせり。十四年以降の紙幣減少、正貨增大の狀況を示せば左の如し。

年次	政府紙幣流通高	政府紙幣及銀行紙幣合計流通高	國庫準備正貨高	政府紙幣流通高に對する準備正貨高割合	政府・銀行紙幣流通高に對する準備正貨高割合
明治十四年末	一一八、九〇五、一九四円	一五三、三〇二、〇一二円	一二、六九九、五七六円	〇・一七	〇・八三
同　十五年末	一〇九、三六九、〇一四	一四三、七五四、三六三	一六、七三〇、二六七	一・五三	一・一六
同　十六年末	九七、九九九、二七七	一三二、二七五、〇一二	二五、八七六、二三〇	二・六四	一・九六
同　十七年末	九三、三八〇、二三三	一二四、三九六、一七五	三三、五六九、一八八	三・五九	二・七〇
同　十八年末	八八、三四五、〇九六	一一八、五〇〇、四八五	四二、二六五、六四〇	四・七八	三・五七

銀貨一圓に對する紙幣每月平均價格表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治十四年	一・七二八円	一・七四六円	一・七七四円	一・七九五円	一・六二〇円	一・六二五円	一・六二八円	一・六二九円	一・六九〇円	一・七三四円	一・六九二円	一・六九五円	一・六九六円
同　十五年	一・七〇〇	一・六五〇	一・五五三	一・五四二	一・五五〇	一・五六〇	一・五六七	一・六五五	一・六一一	一・五八六	一・四七八	一・三九八	一・五七一
同　十六年	一・三二七	一・四〇四	一・四〇七	一・三六二	一・三三二	一・三二五	一・二五七	一・二二二	一・一九〇	一・一五一	一・〇九三	一・一一〇	一・二六四
同　十七年	一・一〇五	一・一五五	一・一三四	一・〇九一	一・〇九三	一・〇六七	一・〇四七	一・〇四九	一・〇四七	一・〇六一	一・〇六四	一・一五一	一・〇八九
同　十八年	一・一七一	一・一九八	一・一八五	一・〇六五	一・〇一六	一・〇〇四	一・〇〇四	一・〇〇三	一・〇〇六	一・〇〇七	一・〇〇二	一・〇〇一	一・〇五五

右の如く十四年以降、政府紙幣及銀行紙幣の流通高は大に減少せると同時に、準備高は逐次增大し、十八年末には政府は其の紙幣發行高の四割七分に當る準備正貨を有し、又政府紙幣、銀行紙幣の合計に對しても尙、三割五分の正貨準備を有することとなれり。斯くて又紙幣の價格は漸次回復し、兌換實行の機正に至れり。茲に於てか大藏卿は先づ紙幣兌換の準備として、日本銀行をして試みに兌換銀行券を發行せしめん事を建議せり。曰く

兌換銀行券ノ儀ハ曩ニ日本銀行條例第十四條ニ依リ之カ發行ノ權ヲ同銀行ニ付與セラルト雖モ之レヲ發行セシムルトキハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ御頒布可成儀ニ有之候處同銀行創立以後拮据經營頗ル進步ノ效ヲ奏シ今日ニ至テハ百事緒ニ就キ將來ノ目的略〻相立候ニ付銀行券發行ノ儀モ其時期已ニ熟シテ今日ニ於テ漸次之ヲ擧行セシメ候ハハ同銀行資力ノ培殖タルヘキハ勿論他日政府紙幣ノ處分上ニ於テモ其裨益尠カラサル儀ト存候抑モ財政上事ヲ擧クルニハ必ス漸ヲ以テシ成ル可ク一時急卒ノ變動ヲ來ササル樣注意スヘキハ專要ノ儀ニ有之該發行ノ如キモ他日ニ至リ一時ニ施行致シ候テハ却テ不都合可有之ト存候間先ツ今日ヨリシテ公然之カ發行ヲ許可セラレ漸次擴張ノ方法相立候樣致度尤モ右發行高ノ儀ハ歐洲諸國特權銀行ノ例ニ

從ヒ準備金ニ對シ三倍迄ヲ發行セシメ可然儀ト存候ヘ共目下紙幣ノ價額未タ全ク其故ニ復セス何分其儀ニ難相運事情有之候間當分ノ內同額ノ準備金ヲ置カシメ勉メテ實著ヲ旨トシ謹愼以テ此ニ從事セシメ候ハヽ理財上ノ轉移極メテ穩滑ナル而已ナラス事務取扱上ニ於テモ亦漸次慣熟ノ便ヲ得可申ト存候依テ兌換銀行券條例草案別册ノ通取調上呈候條至急御裁定御施行相成候樣致度此段上申候也

追テ該條例發行ノ職旨說明ノ爲メ別册說明書相添ヘ上呈候

明治十六年十月十九日

大藏卿　松　方　正　義

太政大臣　三　條　實　美　殿

抑〻兌換銀行券發行の儀は曩に明治十五年布告第三十二號日本銀行條例第十四條『日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス』の定むる所にして、之に依り兌換券の發行は更に『別段ノ規則』を必要となせしものなり。政府は右の建議を納れ、同十七年五月第十八號布告を以て左の如く兌換銀行券條例を制定せり。

兌換銀行券條例（明治十七年五月二十六日布告第十八號）

兌換銀行券條例別紙ノ通制定シ明治十七年七月一日ヨリ施行ス

但明治七年九月第百號布告ハ此條例布告ノ日ヨリ滿一ケ年ノ後廢止ス

第一條　兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス

第二條　日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ相當ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ

第三條　兌換銀行券ノ種類ハ壹圓五圓拾圓貳拾圓五拾圓百圓貳百圓ノ七種トス但大藏卿ハ各種ニ就テ其發行高ヲ定ムヘシ

第四條　兌換銀行券ハ租稅海關稅其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス

第五條　兌換銀行券ハ大藏卿ノ指定スル書式圖形ニヨリ日本銀行ニ於テ之ヲ製造シ時々其製造高ヲ大藏卿ニ上申スヘシ但其見本ハ發行期日前大藏卿ヨリ告示スヘシ

第六條　兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ兌換スヘシ

第七條　金銀貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換ンコトヲ請フモノアルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手數料ニテ之ヲ交換スルモノトス

第八條　日本銀行ハ兌換銀行券發行ニ關シ出納日表及ヒ精算月表ヲ作リ之ヲ大藏卿ニ報告スヘシ

第九條　大藏卿ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券發行ノ件ヲ監督セシムヘシ但監理官ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ其手許有高及ヒ帳簿ヲ檢査スルコトヲ得

第十條　兌換銀行券ノ染汚毀損等ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手數料ニテ之ヲ引換フヘシ

第十一條　兌換銀行券ノ製造損券引換及ヒ消却等ノ手續ハ大藏卿之ヲ定ムヘシ

第十二條　兌換銀行券ノ僞造變造ニ係ル罪ハ刑法僞造紙幣ノ各本條ニ照シテ處斷ス

右條例第二條に依れば、兌換券發行高に對しては、其の引換準備として相當の銀貨を置くべきを定めたるのみなりしを以て、政府は條例制定の翌年五月、當分の內發行限度を五百萬圓と爲すべき旨を命じ、尋いで十九年三月之れを二千萬圓に擴大したり。蓋し當初は先づ發行高と同額の準備を置かしめ、漸次其の發行額をして準備の二倍若くは三倍に達せしめんとの趣旨に出でたるものにして、前揭の建議に依りても明かなる如く所謂比例伸縮法に據りたるものとす。

斯くて日本銀行が初めて兌換銀行券を發行したるは明治十八年五月九日なりとす。十八年五月以後同年末迄毎月末の兌換銀行券流通高及準備正貨高を示せば左の如し。

年　月	兌換銀行券流通高	準備正貨高
明治十八年五月末	二、六四五、四四〇円	二、八〇六、八八三円
同　六月末	三、八〇一、三三〇	四、〇五七、九九六
同　七月末	四、三六五、二三〇	五、二六〇、二三〇
同　八月末	四、二〇六、六五〇	三、九六三、七五〇

年　月	兌換銀行券流通高	準備正貨高
明治十八年九月末	三、七二二、八五九円	三、〇二九、四五九円
同　十月末	三、六九〇、九八九	三、三三七、八八九
同　十一月末	四、二五八、四八一	三、六八一、六八一
同　十二月末	三、六五三、二七二	三、〇〇八、五七二

既に述べたる如く、日本銀行の創立及兌換券の發行は、一面に於て政府紙幣の回收を目的とす。既にして紙幣の價格殆ど回復し、準備の正貨亦大に充實し、今又兌換銀行券の發行ありたるを以て、大藏卿は政府紙幣兌換の機正に熟すと爲し、五月十三日左の如く政府に建議せり。

（略）而シテ今又正義現職ヲ奉スルノ日及其以後紙幣流通高ハ一億五千四百八十萬三千二百四十二圓二十八錢二厘（內銀行紙幣三千四百三十九萬八千三圓準備紙幣千四百五十萬圓）之ヲ當十七年度マテ三箇年間ニ減却セシ高ハ三千四百十三萬三千七百五十四圓二十五錢（內準備紙幣千四百五十萬圓銀行紙幣三百六十三萬七千七百七十二圓故ニ現今政府發行紙幣ノ流通額ハ八千九百九十萬九千二百三十圓〇三錢二厘而シテ又十四年度ニ於テ紙幣交換準備ノ爲メ政府存在ノ正貨額ハ七百三十八萬五千九百九十七圓十六錢（十四年十月二十一日ノ準備金現計中正貨所屬現高ヨリ荷爲替取組中ノ金高百二十八萬八千百七十六圓七十二錢二厘ヲ差引タルナリ）爾來三箇年餘之カ增蓄ヲ謀リ、本年十月ニ至リ正貨蓄積高ハ三千九百六十一萬二千八百十圓七十二錢二厘ニ增加スルコトヲ得ヘシ。乃チ之ヲ以テ現在流通ノ紙幣ニ比較スルトキハ殆ント其半額ニ達セリ。（略）仍テ既往ヲ顧ミ將來ヲ推考スルニ紙幣正貨交換ノ事正ニ今日ヲ以テ決行ノ好時機トス。願クハ廟議速カニ決定セラレ此時機ヲ失ハサランコトヲ、然ラハ商業上危殆變動ノ患ナク而シテ全國理財ノ源流隨テ開通スルヲ得ヘケン。然レトモ幣政ノ釐革ハ其關係極メテ大ナルカ爲メニ最モ急激ヲ戒メ圓滑ヲ主トスヘシ。故ニ先ツ交換著手ハ來明治十九年一月一日トシ、政府現存ノ正貨ヲ以テ之レニ充テ爾後每歲紙幣消却元資金ヲ以テ正貨ニ鑄造シ其成ルニ隨テ漸次交換ニ備フヘシ。而シテ其事務ハ總テ日本銀行ニ命シテ之ヲ取扱ハセ、政府紙幣ノ流通上ヨリ同銀行ニ入ルモノハ皆之ヲ交換セシムヘシ。是則チ急激ノ變動ヲ避ケ圓滑ヲ主トスル所以ナリ。（略）

斯くて明治十八年六月六日左の如く第十四號布告の公布を見たり。

太政官布告第十四號（明治十八年十月六日）

政府發行ノ紙幣ハ來明治十九年一月ヨリ漸次銀貨ニ交換シ其交換シタル紙幣ハ之ヲ消却スヘシ

但交換ノ手續ハ大藏卿之ヲ定メ日本銀行ヲシテ其事務ヲ取扱ハシムヘシ

右の布告に依り明治十九年一月一日より準備金中の正貨を支出して紙幣の交換銷却に著手せり。斯くの如くして爾來兌換銀行券の流通は、政府紙幣の銷却に伴ひて、漸次其の範圍を擴大したるものにして、卽ち我國の兌換制度は明治十八年五月に於て法制上の確立を見、十九年一月政府紙幣の交換開始に依りて其の確固たる基礎を得たるものなりと云はざるべからず。

然るに從來政府の發行せし紙幣の額は極めて大にして、準備金の正貨蓄積額のみを以てしては未だ其の用を完ふする能ざるものありしかば、茲に日本銀行の兌換銀行券發行に關する特權を擴大して、同時に之を政府に借上げ、以て紙幣銷却の資に充つべしと爲し、明治二十一年に至り大藏卿は左の如く政府に建議したり。

（略）明治十八年六月ヲ以テ政府紙幣交換ノ議ヲ布告セラレタリ。爾來更ニ一步ヲ進メ全然政府紙幣ヲ消却シ兌換銀行券ヲシテ之ニ代ラシメ以テ全國流通ノ基礎タラシメンコトヲ企圖シ、拮据經營紙幣ノ整理著々步ヲ進ムト雖モ政府發行ノ紙幣其額固ヨリ僅少ナリトセス。銷却ノ功未タ全ク了セス幣政ノ整理上正ニ一簣ノ功ヲ缺クノ憾ナキ能ハス。正義百方其方法ヲ考究シ歐米諸國ノ例ヲ索ルニ、日本銀行ニ付與セラレタル兌換銀行券發行ノ特權ヲ擴張鞏固ニシ、其發行券ノ幾分ヲ低利若クハ無利子ニテ借上ケ以テ政府紙幣ヲ消却スル

ノ方法ハ最モ當今ノ事宜ニ適スルモノトス。(略)

斯くて明治二十一年七月三十一日勅令第五十九號を以て左の如く公布ありたり。

勅令第五十九號(明治二十一年八月一日)

明治十七年五月第十八號布告兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條　日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ引換準備ニ充ツヘシ

日本銀行ハ前項ノ外特ニ七千萬圓ヲ限リ政府發行ノ公債證書大藏省證券其他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但本項七千萬圓ノ內貳千七百萬圓ハ明治二十二年一月一日以降ニ係ル國立銀行紙幣ノ消却高ヲ限トシ漸次發行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ增加ヲ必要ト認ムルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ得テ前二項發行高ノ外更ニ政府發行公債證書大藏省證券其他確實ナル證券若クハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其發行額ニ對シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但其割合ハ其時々大藏大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ爲メ貳千貳百萬圓ヲ限リ一箇年利子百分ノ二ノ割合ヲ以テ政府ニ貸付スヘキモノトス但明治三十一年以降ハ無利子タルヘシ

前項貸付金ノ償還年限及每年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第八條　日本銀行ハ兌換銀行券發行額及交換準備ニ關スル出納日表及每週平均高表ヲ製シ之ヲ大藏大臣ヘ進達シ且每週平均高表ハ官報ニ廣告スヘシ

之れ從來の比例伸縮法を廢し、所謂制限屈伸法を採りたるものにして、我國に於て法律を以て保證準備發行制度を定めたるは此の時を以て嚆矢とす。而して右條例が保證準備發行額を七千萬圓と定めたるは、此の額を以て當時の我國が必ず要する所にして且つ兌換を要求せらるる事なき程度なりと認めたるに由るものなり。

第三款　金本位制の實施

既に述べたる如く、紙幣整理及兌換制度の確立の結果、我國は銀本位制となりたるが、此の爲めに世界銀價の變動は玆に於て直接我經濟に其の影響を及ぼすこととなれり。而して今世界銀價の大勢を見るに、明治六年(西曆千八百七十三年)以前にありては金銀の比價は一對一五·五內外を保ちて殆ど動かざりしが、明治四年(西曆千八百七十一年)の交より銀の產出量著しく增加し、他方獨逸帝國は幣制統一を企て明治六年金貨本位制を採用して本位銀貨の鑄造を廢止し、巨額の銀の賣却を始めたるを以て玆に著しく銀貨下落の勢を馴致し、歐米諸國は競て金本位制に移らんとする傾向を示すに至れり。明治六年、北米合衆國金本位制を採用し、貿易弗銀貨を除くの外銀貨の鑄造を廢止し、又佛蘭西は其の造幣局に於ける銀受入額を制限し、瑞典、諾威又金本位を採用して墾七年に至り其の本位銀貨を廢し、拉丁同盟諸國も亦其の本位銀貨の鑄造額に制限を設け、明治八年に至るや、更に和蘭も銀貨の自由鑄造を停止し、瑞西亦銀貨鑄造を止め、明治九年、佛蘭西、白耳義、西班牙、露西亞の諸國も終に之に做ひ、北米合衆國も亦遂に其の貿易弗銀貨の合法資格を廢止せり。而して斯の如き世界の大勢は必然的に銀價の下落を更に急激ならしめ、明治九年中の金銀比價は平均一對一七·八八の割合を示し、銀所有國、銀產國としては極力銀價維持の策を講ぜざるを得ざる狀態なりき。卽ち北米合衆國に於けるブランド條例、シャーマン條例の制定は其の銀政策の一例に屬す。然れども銀貨下落の大勢は毫も緩和を示さず、明治十二年、一對十八、同十八年には一對十九を超へ、爾來此趨勢は益〻甚しく、明治二十四年には

一對二〇・九二、同二十五年一對二三・七二、同二十六年には終に一對二六・四九に達したり。大勢斯の如くなるを以て、墺洪國は明治二十五年、金本位制を採用し、墨二十六年には北米合衆國シャーマン條例を廢止し、印度亦銀貨の自由鑄造を停止し、露西亞も一時許せし自由鑄造を再び廢止し、明治二十七年には波斯も銀貨の鑄造を廢し、印度は銀に輸入稅を課し、墨二十八年にはコスタリカ相次で金本位に移り、露西亞亦金貨本位に移らんとせり。以上の如く金本位制への傾向は甚だしく、金銀比率は明治二十七年一對三二・五六に達し、明治二十八、九年には少しく恢復したるも明治三十年には再び下落して一對三四・三四に達し、其の下落の極點は一對三九・七〇餘に迄及びたり。

右に述べたる狀勢は事實上銀貨本位制を採れる我國も其影響を避くること能はず、明治二十五、六年の頃銀の下落の影響漸く甚しく、爲替相場の激變は外國貿易を混亂ならしめ、延て我經濟社會を紊亂するの狀況を現ずるに至れり。茲に於て我國幣制を調査するの必要を認め、大藏大臣は『今日は實際銀貨のみ專ら通用せり。故に我邦經濟及財政上實に容易ならざるものあり。且印度幣制改革の爲め銀貨の激變せし以來、我邦上下未來の景況を憶測して議論百出、世上商工業に從事する者は皆恂恂として適從する所を知らざるの有樣なり。依て本大臣は玆に貨幣制度調査會を設置し最も經濟學識に富む所の有力の士を集め篤と金銀價格變動の原因結果就中我邦經濟上に及ぼす既往將來の影響竝現行貨幣制度に改正を加ふるの必要ありや否、若し之ありとすれば如何なる本位を採用し其施行方法は如何にすべきや等の問題に付攻究審議せしめ、其復命に依て人心の疑惑を解き、政府將來の貨政上の方略を定むるの參考に供する』を必要と爲し、調査會設置を建議せり。廟議則ち之を容れ、明治二十六年十月十四日勅令第百十三號を以て貨幣制度調査會規則の公布を見たり。

貨幣制度調査會は其の規則第一條に依れば(一)近時金銀價格變動の原因及其一般の結果、(二)近時金銀價格變動は我邦經濟上に及ぼす影響、(三)近時金銀價格變動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや否、若し其必要ありとするときは新に採用すべき貨幣本位竝其施行方法を調査審議すべきものなり。而して此規則に依り會長、副會長及び委員二十人任命され、同年十月二十五日を以て其第一總會を開き、更に特別委員五人を設け、勅令第一條第一項及第二項の調査に當らしめたり。而して特別委員會が調査したる結果を第二總會に於て討議せしに、第一條第三項の調査を特別委員に付し、其報告を得て併せて之を討議するに決したり。前特別委員に更に二名增加されし特別委員會は會議を開く事四回にして調査を結了し、其の報告を提出せしに依り、總會は回を累ね、同年六月第六總會に於て議決する所あり、七月三日を以て其の報告書を大藏大臣に提出したり。

貨幣制度調査會は右の報告を提出したる後、同年十二月五日、勅令第百六十二號を以て廢止せられたるが、今其の報告書に就て見るに調査會に於ける多數の意見は幣制改正の必要ありとし、而して金本位制を採用すべしとの意見が有力に唱へられたり。政府當局者に於ても亦幣制改正の急務なるを認めたること勿論なりと雖も、之が實行には巨額の金準備を要し、容易に著手し得ざる實狀に在りたり。然るに偶、明治二十七八年戰役の結果、我國は清國より償金二億三千萬兩を領收することとなりしを以て、政府は機會臻れりと爲し、愈、貨幣制度の改革を斷行するに至れり。

明治三十年一月、大藏大臣は省內に金本位施行に關する調査を命じたるが、其の復命書に依れば『要するに銀價下落の爲に我邦の享けたる利益は漸く減滅して將に其弊に堪へざるものあらんとす。是に於てか我邦は最早銀本位を維持するの必要を見ず、宜しく歐米諸國多數の趨く所に做ひ、金本位

制を施行し、以て自然的最良貨制を採用すべきなり。況や金準備の點に於ても今日之が改革を容易ならしむるに於てをや』とし、金本位施行方法、銀の處分、紙幣及兌換券の引換、金の調達、本位改正の影響、現行法令の變更に關して調査報告を爲せり。

既にして金準備を得るの途開け、貨幣制度改正の機正に至れるを以て、大藏大臣は明治三十年二月、貨幣法案其の他附屬法案を閣議に提出せり。其の建議に曰く『本邦に於ては久しく不換紙幣の整理中にありて、銀價下落の問題は深く痛痒を感ぜずして經過せり。然るに明治十九年銀紙同一となりし後は、此問題は一日も看過すべからざるものとなり、熱心に注意を怠らず。而して世界の大勢は到底動かすべからず。印度も決心するに至りたるを以て時機もはや一日も猶豫すべからず。此に於て明治二十六年の秋、廟議貨幣制度調査會を置き、幣制得失の調査を命ぜらる。同會は熱心周密に調査に從事し、年を閱する一年餘、超へて明治二十八年七月を以て調査の結果を復命せり。其復命に依るに、我邦の幣制は改良の必要ありと爲し、其新に採用すべき本位は金たるべきことを斷言せり。而して金本位實施前に先以て金の蓄積を必要とする旨を付言せり。其詳細は載せて同會の報告にあり。世界の大勢は彼の如く、貨幣制度調査會の報告も亦斯の如し。金本位實施の必要もはや疑を容れず。依て爾來專ら金吸收の方策を求めたり。恰も好し、下ノ關條約に依り清國は償金二億兩を支拂ふことを約せり。然るに清國は償金支拂の爲め公債を歐洲に於て募集するの必要あるを以て、彼我の便益を計り、償金は英京に於て金貨を以て受取ることに追約せり。玆に於て金の吸收には非常の便益を得たり。今や從來日本銀行の兌換準備中の金貨三千三百餘萬圓及償金を以て取寄に係る金貨六千五百餘萬圓、合計九千八百餘萬圓の多きに上り、金貨本位を實施するの機實に熟せりと云ふべし。此機は實に千歲一遇の好機にして再び得べからず。廟議の斷然速かに決する所あらんことを熱望に堪へざるなり。今法案に具する所の金本位實施方法の大要を述べんに、現今通用の一圓銀貨と略同價格の金貨を造らんとす。此の如くなるときは現在の貸借竝に租稅の負擔其他現存の關係に變動を與ふるの憂を避け得べきなり。而して一圓銀貨の製造を廢止すると同時に、兌換銀行券及び政府發行の紙幣は金貨交換の制と爲し、從來發行の一圓銀貨幣は別に特別の資金を設けて、漸次其整理を完了し、之が回收に從て補助銀貨幣を發行し、以て玆に金本位を樹立せんとす。』と。右の建議は閣議の容るる所となり、明治三十年三月を以て、政府は貨幣法其の他附屬の法律案を第十回帝國議會に提出せり。衆議院に於ては特別委員會を通過し、本會議に於ては多少の反對乃至修正說出でしも、結局一の修正をも加へずして、多數を以て之を可決し、貴族院又何等の修正も加ふることなくして之を可決せり。斯くて同月貨幣法は法律第十六號を以て、貨幣整理資金特別會計法は法律第十七號、兌換銀行券條例中改正法律は法律第十八號、明治十八年第十四號布告中改正法律は法律第十九號、及び明治十二年第三十五號布告廢止法律は法律第二十號を以て何れも公布せられたり。

貨幣法の公布せらるるや、政府は直に之れが實施に著手し、先づ新金貨鑄造の準備を整へ、當時既に日本銀行をして造幣局に輸納せしめつつありたる金地金を以て新金貨を鑄造することとし、其の旨造幣局に命令を發せり。造幣局に於ては此の命令により、晝夜兼行、全能力を擧げて金貨の鑄造に努め、遂に九月末までに豫定より多く四千九百五十八萬七千百六十圓の新金貨を鑄造せり。玆に於て嚮に定めたる鑄造豫定を改め、明治三十一年三月末までに五圓金貨五十萬圓、十圓金貨二千四百五十萬圓、合計二千五百萬圓を增加鑄造することとせり。之に依りて造幣局に於て明治三十年十月より

同三十一年四月までに鑄造したる金貨は合計二千四百八十六萬八千五百七十五圓に達し、卽ち明治三十年四月より同三十一年四月までの間に於て政府が貨幣法實施の準備として鑄造したる金貨の總額は七千四百四十五萬五千七百三十五圓にして、之を以て一圓銀貨引換の準備に供したり。斯くて金本位制の基礎略〻成るや政府は更に補助銀貨の鑄造に著手することとせり。蓋し日本銀行は從來一圓兌換銀行券を發行し、其の高は明治三十年三月末現在に於て六千六百餘萬圓に上りたるが、政府に於ては日本銀行をして漸次之を回收せしめ、硬貨を以て之に代ふるの幣制上緊要のことたるべきを認めたるに依る。貨幣法發布當時卽ち明治三十年三月末に於ける補助貨は銀・白銅・銅貨を合して三千九百六十五萬六千四十二圓六十九錢八厘、外に政府紙幣の引揚未濟に係る五十錢以下の紙幣あり、彼此合して四千百八十二萬六千三百五十四圓四十四錢八厘にして、之を其の當時の本位貨幣、兌換銀行券、銀行紙幣及一圓以上の政府紙幣合計に比すれば、僅かに其の一割七分に過ぎず、各地に於ては何れも補助貨の不足を愬へつつありたるものにして、仍ち政府は玆に五十錢、二十錢及十錢の補助銀貨四千萬圓を增發し、以て一圓兌換券の回收及補助貨補充を一擧にして解決せんとしたるものなり。次に補助白銅貨及靑銅貨は新貨幣法制定の後、市場の需要に從ひ前者は明治三十年度より、後者は明治三十一年度より鑄造に著手せり。

貨幣法實施に關し、政府の最も困難を感ぜしものは一圓銀貨の處分之れなり。從來發行の一圓銀貨幣は新貨幣法第十六條に於て、金貨幣一圓の割合を以て、政府の都合に依り漸次之を引換ふべきことを定められ、明治三十年十月より之れが實施を見ることとなりたるが、政府は之れが爲め貨幣法と共に貨幣整理資金特別會計法を發布して一圓銀貨及流通不便貨幣の引換交換に要する資金を設けたり。然るに我開港場に於ける外國銀行の中には貨幣法の實施に疑念を抱き、其の得意先に對し、十月一日以降支拂金種類は銀行隨意に之を擇び、金貨又は銀貨を以て拂渡すべしとの通知を發するが如きものもありたり。此の如く世人をして我貨幣法の實施に疑惑を懷かしめ、或は軈て金銀間に相場の差を生ぜしむるが如き惧なきにあらざりしを以て、大藏大臣は一圓銀貨引換に就き次の方針を執るに決したり。卽ち(一)十月一日に至り日本銀行及橫濱正金銀行に所有する一圓銀貨は悉皆政府の金貨と交換せしむること。(二)各港在留外國銀行の所有する一圓銀貨は十月一日以降は無限に金貨と交換せしむること、但し此の取扱は日本銀行に命ずること。(三)前項の如く施行するに就きては橫濱正金銀行本支店の取引には總て金貨を以て仕拂を爲さしむること。(四)日本銀行總裁は外國銀行に於ても金貨を以て仕拂を爲す樣に周旋の勞を取ること等之れなり。斯くて一時外人間に生ぜし貨幣法實施に關する疑念は漸次其の迹を絕ち、爲替相場も亦正當に近き價位を示すに至れり。而して、同年九月大藏省告示第六十一號を以て一圓銀貨引換方を公にしたるが、爾後一圓銀貨の引換に充つべき新金貨の鑄造は漸次進捗し、且引揚圓銀の補充に供すべき補助貨の鑄造も亦整ふに至りたるを以て、政府は勅令第三百三十八號を以て、明治三十一年四月一日限り一圓銀貨の通用を禁止すべきことを公布せり。而して一圓銀貨引換期日の接近すると共に、大藏大臣は金庫出納役に對して、一圓銀貨の交換は專ら中央金庫に於て取扱ふ積りなれども、各地に於て交換を望むものある時は、各地本金庫に於て之を取次ぎ、交換基金の回送を受け交換方取計ふ可き事、但し橫濱、神戶は日本銀行代理店たる橫濱正金銀行本支店に於て交換取次を爲す可き事、更に一圓銀貨幣の交換基金に充つ可き新金貨幣は曩に日本銀行の名義にて造幣局へ輸納せし金塊を以て製造したる新金貨幣四千三百萬圓

を日本銀行へ假渡を爲さしめ、之を日本銀行より大阪本金庫へ假納せしめ、同金庫は之を雜部へ受入れ、所定の期日迄に夫々配賦方取計ふべきことを令達したり。斯の如くにして明治三十年十月一日貨幣法の實施と共に、一圓銀貨の引換も亦開始せられたり。

是より先、貨幣法實施に先ちて政府は一圓銀貨内外流通の狀況を調査したるが、尙ほ將來に於ける銀價の下落、僞造貨幣の輸入を惧れ、卽ち貨幣法第十六條に規定せる滿五箇年の一圓銀貨の引換期間を短縮して通用禁止の後三箇月卽ち明治三十一年六月末限りとすることに決し、之に關する法律案を提出したるも議會の解散に遭ひたるを以て、翌明治三十一年五月開會の第十二回帝國議會に再び之れに關する法律案を提出し、遂に其の協贊を得、同年六月法律第五號を以て、一圓銀貨幣の引換は之れを明治三十一年七月三十一日限りとする旨公布せられたり。

以上の如く、一圓銀貨の引換は明治三十年十月一日を以て開始せられ、同三十一年七月三十一日を以て其の終結を告げたるが今右引揚の狀況を擧ぐれば左の如し。

總發行高　一六五、一三三、七一〇圓

內

鑄潰高　四六〇、九〇四

純輸出高　九九、五〇八、七四〇

日淸戰役中戰地携帶使用高　一一、〇二八、六三三

臺灣へ回送使用高　八、六九五、〇〇〇

金貨と交換受入高　三八、六四八、二九七

租稅其他にて收入引揚高　三、九七七、〇九九

差引國內引換未濟高(散失して引換を要せざるもの)　二、八一五、〇三七

外

臺灣の分　八、六九五、〇〇〇圓

內地より回送高　二、九六二、九七三圓

(但臺灣輸出入調査上に於て明治三十一年七月末日輸入超過一圓銀貨八百六十六萬五百二十七圓ありとのことなれども右は私に極印を爲したる銀貨をも混同せしものなるを以て一圓銀貨の輸出入調に加算せず)

內

臺灣にて租稅其他公納引揚高　五、七三二、〇二七

差引臺灣引揚未濟高(淸國地方へ携帶せられ又は極印を打ちたるものにして引換を要せざるもの)

而して政府へ引揚げたる一圓銀貨及成貨拂渡證書に對する銀塊の銀圓總高は七千五百九萬三千八百二十二圓四錢二厘にして、其の內補助銀貨鑄造の地金に充用したるもの二千七百五十六萬七千十一圓五十八錢四厘、香港、上海等に於て賣却したるもの四千七十八萬六千六百六十二圓四十五錢八厘にして、臺灣、韓國等へ輸送し、其の地の通用に供したるもの六百七十四萬百四十八圓なり。此の如くにして明治三十一年十二月に至り、引揚一圓銀貨及成貨拂渡證書に對する銀塊は總て之が處分を了したり。

以上述べたる如く明治三十年に至り我貨幣制度は一變し、玆に金本位制採用の直接的導因を爲したるものは繰返へし述ぶる迄もなく明治二十七八年戰爭の結果獲得せし償金に外ならざるを以て、玆に聊か右償金の回收顚末に就き瞥見する所あらんに、抑、同償金は明

治二十八年四月十七日調印の下ノ關媾和條約及同年十一月八日調印の遼東半島還付に關する條約の規定に基き仕拂はれたるものにして、其の高は軍費賠償金二億兩、奉天半島還付報償金三千萬兩等なりとす。而して帝國政府は之れが回收の爲め先づ軍費賠償金授受順序案を作成し、清國と軍費賠償金授受に就き協議を遂げたる結果、明治二十八年十月六日を以て兩國間に概ね次の如き事項を議定したり。

一　該庫平銀二億兩は兩國取扱の便を計り、英貨總計三千二百九十萬九百八十磅七志七片に引直し、倫敦に於て授受す。條約に照し付すべき利子も亦此率に依り、仍ほ英貨にて授受するものとす。

一　清國政府及日本國政府は倫敦駐劄全權公使を以て其代表者と爲して授受せしむるものとす。

一　授受の期節に至る毎に其都度該清國公使は前以て拂込金額及時日を該日本國公使に通知するものとす。

其の後、遼東半島還付報償金其他も同樣の方法を以て英貨に換算して倫敦に於て授受することとなれり。斯くて清國の賠償金及報償金は結局倫敦に於て英貨を以て授受することとなりしが、今各種償金の領收額を表示すれば次表の如し。

各種償金領收額一覽表

領收年月日	償金の種類	庫平銀	同上換算英貨領收額
明治二八年、一〇月、三一日	軍費賠償金	五〇、〇〇〇、〇〇〇兩・〇〇〇	八、二二五、二四五磅・〇一・一〇志・七五片
二九、五、八	同上	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	八、二二五、二四五・〇一・一〇・〇〇
同上	軍費賠償金利子	一、二五〇、〇〇〇・〇〇〇	二〇五、六三一・〇二・〇六・〇〇
同一一、七	同上	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	八二二、五二四・一〇・〇二・〇〇
三〇、五、八	軍費賠償金	一六、六六六、六六六・六六六	二、七四一、七四八・〇七・〇三・〇〇
同上	軍費賠償金利子	四一六、六六六・六六六	六八、五四三・一四・〇二・〇〇
同一一、八	同上	四、一六六、六六六・六六六	六八五、四三七・〇一・一〇・〇〇
三一、五、七	軍費賠償金	七二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一一、九二六、六〇五・〇七・〇九・〇〇
小計		二〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三二、九〇〇、九八〇・〇七・〇四・七五
二八、一一、一六	遼東還付報償金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	四、九三五、一四七・〇一・〇一・七五
合計		二三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三七、八三六、一二七・〇八・〇六・五〇
外			
明治二九、五、八	威海衞守備費償却金	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	八二、二五二・〇九・〇〇・〇〇
三〇、五、八	同上	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	八二、二五二・〇九・〇〇・〇〇
三一、五、七	同上	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	八二、二五二・〇九・〇〇・〇〇
總計		二三一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三八、〇八二、八八四・一五・〇六・五〇

（備考）本表中明治二十九年五月、十一月及明治三十年五月、十一月の四回に軍費賠償金利子として領收せる英貨は媾和條約第四條但書により明治三十一年五月七日償金殘額一時に皆濟となりたるを以て之を元金に組入れたるものなり。

既にして明治二十八年十月第一回軍費賠償金を倫敦に於て領收するや、我國が該償金を如何に運用するかに就き、歐洲市場の注意を惹き、或は銀貨騰貴の傾向を示し、且流言憶說旺に流布するに至れり。仍て政府は之れが我貿易上に與ふる影響を慮り、直ちに正貨回送又は爲替取組に著手することを避けたるが、明治二十九年に入るや戰後の企業熱頗る旺盛にして一般に好景氣を現出し、物價騰貴、金融逼迫の傾向甚だしく、日本銀行の準備正貨は漸次減少に向ひたり。茲に於て政府は正貨の流出を防ぐと共に之れが輸入を計るの方針を樹て、明治二十九年以降漸次償金の回收に著手せり。而して之れが回收に當り、其の正貨を以てするものに就ては、將來金銀の比價變動に因り國庫の蒙ること

あるべき損害を避くるの目的を以て、金銀を併收するの方針を定め、爾來暫く此の方針を以て償金の回收を行ひしが、明治二十九年後半に至り、幣制改革のこと決定せらるるに及び、償金回收の方針も亦之れに伴ひ、爾後主として金塊を購入することに改められたり。然るに帝國政府の金購入に著手するや、倫敦の金塊相場は忽ちにして急騰し、計算比較上に於ては寧ろ英貨を現送するに如かざることとなれり。蓋し英貨の磨損減量にして千分の二・五以内なる時は、當時の金塊相場に於て金塊を購入するよりは、英貨の現送が却て有利なる狀態に在りたるを以てなり。されば十月に至り政府は英貨の現送を爲すべき旨日本銀行に對し命令する所ありしが、而も倫敦に於ける右の如き金塊相場の騰貴は固より人爲的原因に基きたるものにして、我國が英貨の現送を開始するや、金塊相場は漸次下落に傾きたるを以て、爾來政府は前記の改正方針によりて著々金塊の買入を實行して、玆に新貨幣法實施に要する金準備を完了することを得たり。而して實際償金回收の任に當りしものは日本銀行及其の代理店たる横濱正金銀行にして、政府は更に日本銀行監理官を倫敦に派遣し、又各地に駐在せる本邦の領事・日本銀行竝に正金銀行各地支店をして經濟事情を調査せしめ、以て内外經濟市場の情勢を察し、極力償金の回收に遺漏なきを期したるものとす。

明治二十九年一月十一日償金の回收に著手以來、同三十二年三月三十一日に至る三箇年間に於て償金回收の爲め、政府が交換元として日本銀行へ交付せし英貨は三千四十七萬六千六百四十二磅五志四片にして、其の内譯は爲替取組高千五百八十一萬千二百六十一磅十志二片、銀購入高三百九萬五百四磅六志三片、金購入高は一千百五十七萬四千八百七十六磅八志十一片なり。卽ち次の如し。

交換元英貨受拂計算表

年別	日本銀行へ交換元英貨交付高	同上交換元英貨を以て金銀購入竝爲替取組高				交換元英貨殘存高
		金購入高	銀購入高	爲替取組高	計	
明治二九年	一一、四〇〇、〇〇〇・〇〇磅	二、三九七、四三〇・〇〇・〇七磅	二、九四五、五三八・〇六・一一磅	五、五〇二、〇〇〇・〇〇・〇〇磅	一〇、八四四、九六八・〇七・〇六磅	五五五、〇三一・一二・〇六磅
同三〇年	九、一〇〇、〇〇〇・〇〇・〇〇	五、三三六、〇八六・一七・〇三	一四四、九六五・一九・〇四	四、一三八、一一五・一九・〇一	九、六一九、一六八・一五・〇七	三五、八六二・一六・一一
同三一年	九、六八六、〇〇〇・〇〇・〇〇	三、八四〇、九四四・一〇・〇〇	—	五、八六九、五八三・〇一・〇一	九、七一〇、五二七・一一・〇一	一一、三三五・〇五・一〇
同三二年	四、五六〇、六四二・〇五・〇四	四一五・〇一・〇三	—	三、五七一、五六二・一〇・〇〇	三、五七一、九七七・一一・〇三	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇・〇〇
合計	三四、七四六、六四二・〇五・〇四	一一、五七四、八七六・〇八・一一	三、〇九〇、五〇四・〇六・〇三	一九、〇八一、二六一・一〇・〇三	三三、七四六、六四二・〇五・〇四	—

尙ほ以上述べし所の如く金本位制度の實施と共に、兌換銀行券條例中、關係條項には當然改正が施され明治三十年三月二十九日法律第十八號を以て其の旨公布せられたり。卽ち同條例第一條は『兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス』と、又第七條は『金貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換ンコトヲ請フモノアルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手數料ニテ之ヲ交換スルモノトス』と改正せられ、更に第二條第一項に『但シ銀貨及銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス』の但書を加へられたり。右改正の理由は貨幣法の制定に伴ひたる自然の結果なるに過ぎず、此の改正法律は明治三十年十月一日より施行せられ、玆に兌換銀行券は金貨兌換となれり。

第四款　金本位制の停止

大正三年七月歐洲の一角より端を發せし世界大戰は政治上經濟上社會上凡ゆる方面に一大變革を齎し、戰前に於ける狀態を一變せしめたり。我國に於ても亦同樣其の影響を避くる能はず、我國民

經濟は劃期的なる飛躍を遂げたり。之れと同時に我貨幣制度の上にも亦重大なる變革を見るに至れり。金本位制の停止卽ち所謂金輸出の禁止之れなり。大正六年四月對獨宣戰布告を以て歐洲大戰に參加せし北米合衆國は同年九月七日を以て、金銀輸出の禁止令を發布したるが、我政府亦同年九月十二日を以て左の如く大藏省令第二十八號を公布せり。

大藏省令第二十八號（大正六年九月十二日）

金貨幣又ハ金地金ヲ輸出セムトスル者ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ外國ニ旅行スル者金貨幣百圓未滿ヲ携帶スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

地金トシテ販賣シ又ハ使用スル目的ヲ以テ金貨幣ヲ蒐集、鑄潰又ハ毀傷シタル者ノ罪亦前項ニ同シ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此の金貨幣又は金地金輸出制限に關する省令の要點とする所は、第一に金貨幣又は金地金を輸出せんとするものは大藏大臣の許可を要することにして、文字上に於ては何等金貨幣又は金地金の輸出を禁止せしものにあらざるも、實際上大藏大臣が之を許可せざるに於ては卽ち金の輸出は不可能にして、事實上に於ても金貨幣又は金地金の輸出を禁止せしと同樣の結果を齎したるなり。之れ蓋し右金貨幣又は金地金輸出制限の省令が、一般に金の輸出禁止の省令と稱せらるる所以に外ならざるなり。第二は地金として販賣し、又は使用する目的を以て金貨を蒐集し、或は鑄潰し又は毀損する事を禁ずること之れなり。兌換銀行券條例第一條に依り、金貨の兌換は可能なるも、其の金貨は金地金として賣却し、或は鑄潰し又は毀損する事を禁ぜられたるを以て、結局金の兌換を停止したると同樣の結果となり、事實上に於ては金貨と兌換券との實質價値を分離せしむることを意味せざるを得ざるものとす。要之、此金貨幣又は金地金輸出制限に關する大藏省令は事實上金の輸出禁止と兌換停止との二つの效果を齎したるものとす。

斯くの如くにして、我國は事實上金の輸出を禁止するに至りしが、當時の我經濟狀態を觀るに、貿易は連年出超を續け、大正三年より同六年に至る四年間に輸入貿易三十億圓に滿たざるに反して、輸出貿易は四十億圓を超え、又貿易外の勘定に於ても同樣、受取超過激增の狀態にあり、我國際收支關係は未曾有の好調に直面しつつありたり。從て此の如き狀態よりすれば、當時の我國としては急遽金の輸出禁止の擧に出づる必要なかりしものの如しと雖も、而も之を斷行するに至りたるは其の已むを得ざる事情のありたるに因る。蓋し當時歐洲諸國は殆んど既に事實上金の輸出禁止と兌換停止の狀態にあり、尋いで北米合衆國も亦金輸出禁止を斷行するに至りしが、米國の此の擧に伴ひ我國は印度の棉花輸入資金閉塞に陷り、又一面上海香港方面に於けるスペキュレーターによる金持出の虞を生ずるに至れり。卽ち金輸出禁止制限の大藏省令公布の翌日發表せられし大藏省當局の說明に就て見るに這間の事情は明かなり。左の如し。

米國電報に依れば今回米國に於ては金の輸出に就き同國政府の特許を要する事となりたるが如し。若し果して事實なりせば我政府は經濟上の必要に應ずる樣同政府の特許を經て金の現送をなすべき必要なる交涉を遂ぐべきは勿論なりと雖も先づ以て內地に保存せる金の流出を防止するの處置を執ることが機宜に應ずる手段なりとす。抑も昨年以來上海に於ける本邦向爲替相場が同地の金塊相場に割安なると將來に於ける金價格の恢復見越とは自然同地に於ける本邦向爲替の買附を促し、其結果盛んに我國より金の流出を見るに至りしを以て、我政府は色々之が防止の途を講じたるも、尙昨年初冬以來本年八月末までに支那向金流出高六

千四百萬圓に達せるのみならず、此情勢は將來尙繼續すべきに於ては格別故障なかるべしと雖も、既に米國が一般に金の輸出を禁止したる以上は、我國に於ても自衞上先づ以て金の輸出を取締るの必要あり。依て之に關する省令を發布する事とせり。而して之が實行上我が外國貿易乃至產業に對しては何等影響を及ぼすことなかるべしと雖も、尙當局に於ては此點につき十分に注意を拂ひ毫も阻害を生ぜざらんことに努むること勿論なり。

次に金輸出禁止の政治的又は軍事的理由の存したることも亦明なる所にして、卽ち當時國內情勢は一見金輸出禁止の必要なきかの如き觀を呈せしが、世界大戰の戰局混沌として、世界を擧げて大不安裡にあり、各國は有事に對する自衞上國內の金貨の保持に努力しつつありたる際なりしを以て、我國も亦斯かる政治的軍事的意味よりして金の輸出禁止を斷行せしものと謂はざるべからず。

大正六年、金貨幣又は金地金輸出制限に關する大藏省令の公布に先立ち、大正六年九月六日を以て銀輸出制限の大藏省令第二十六號公布せられたり。全文を擧ぐれば左の如し。

大藏省令第二十六號（大正六年九月六日）

銀貨幣又ハ銀地金ヲ輸出セムトスル者ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ但外國ニ旅行スル者銀貨幣五十圓未滿ヲ携帶スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

地金トシテ販賣シ又ハ使用スル目的ヲ以テ銀貨幣ヲ蒐集鑄潰又ハ毀傷シタル者ノ罪亦前項ニ同シ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今右に關し大藏省の說明せる所を藉らんに『一昨年十月頃より銀の相場漸次昂騰し、近來一層其の上進の度を加へ來り、遂に去る三日は倫敦相場四十七片に達し、尙此の先如何程まで騰貴するや殆ど豫測すべからざるの狀態なり。蓋し銀塊相場の騰貴する原因は種々ありと雖も、就中歐米諸國に於て戰後著しき通貨の膨脹に伴ひ、補助貨を增鑄するの必要、印度及び支那に於ける銀の需要盛んなると、產銀諸國の銀產出亦減少及び輸出禁止等に因るものなれば、將來益〻騰貴の趨勢にあるものと云はざるべからず。而して銀塊相場暴騰の結果我國の現行銀貨の實價は遂に其の名價を超過するに至れり。此の勢ひにして益〻進めば、遂に銀貨を鑄潰して、之を銀地金として販賣又は使用する者、或は進んでは、銀補助貨の著しき缺乏を來し、財界の紊亂を惹起せんも測り難し。故に此際斷然此の如き弊害の生ぜざる樣豫め之を取締るの必要あるを以て、本省令を公布せられたるものなり。又我國の銀產額は大正五年に於ても僅かに七百二十二萬圓位にして、今日外國よりの銀の輸入も困難となりたる折柄、銀貨の缺乏益〻甚だしく、益〻增鑄の必要ある狀況なれば、銀地金の海外輸出も之を取締るの必要ある所以なり。尤も特別の事情ありと認めたる者には大藏大臣は輸出を許可することあるべし云々』と、蓋し說明を用ひずして其の明かなるものあるべし。而して右の輸出禁止は其の後大正十四年十二月十九日に至り、事實上解放せられたるが、其の理由とせる所は當時既に政府の銀貨鑄造に要する銀塊の手持ち豐富となり、且又產銀業者保護及國際貸借改善の策として銀地金の自由輸出を許可するの必要ありたるを以てなり。

第五款　小額紙幣の發行

世界大戰に因る我國經濟の飛躍的發展、商工業の振興延て取引の繁忙に伴ひて、補助貨の需要は逐

年增大し、殊に大正六年に入るや其の傾向一層著しきものあるに至れり。斯くて補助銀貨の鑄造高は激增を告ぐるに至りしも、未だ以て市場の需要を充すに足らず、仍ち政府は玆に之れが救濟策として小額紙幣の發行を決し、大正六年十月勅令(緊急)第二百二號を以て之れを公布せり。

勅令第二百二號(大正六年十月三十日)

第一條　政府ハ補助銀貨ニ代用スル爲臨時必要ニ隨ヒ五十錢、二十錢及十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

第二條　政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ同額ノ通貨ヲ以テ其ノ引換準備ニ充テ日本銀行ヲシテ之ヲ保管セシム

第三條　小額紙幣ハ十圓迄ヲ限リ法貨トシテ通用ス

第四條　小額紙幣ハ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

小額紙幣ハ日本銀行本支店ニ於テ之ヲ引換フヘシ但シ五圓ニ滿タサル端數ハ引換通貨ノ到達スヘキ時間引換ヲ延期スルコトヲ得

第五條　小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　小額紙幣ノ發行銷却及損傷紙幣ノ引換ニ關スル規定ハ主務大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

小額紙幣ハ講和條約調印ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ發行セス

右に基き、大正六年十一月八日より五十錢及二十錢紙幣を、續いて十二月六日より十錢紙幣を發行せり。同年末に於ける發行高は三種合計一千九百萬圓にして、翌七年六月末には五千三百萬圓に激增せり。其の後發行高は更に漸增したるを以て、大藏省は發行最高限度を一先づ一億二千萬圓と內定し、他方銀貨の鑄造を急ぎ、小額紙幣は大正十二年度迄に回收を了する計畫を立てたり。されど其の後に於ても需要は毫も衰へず、右の發行限度は屢〻改定增額せられ、大正九年六月には損券銷却高を除き總發行高一億八千萬餘圓を算するに至りしが、前記勅令第二百二號に依れば、小額紙幣は媾和條約調印後滿一箇年卽ち大正九年六月二十八日以後は之れを發行し得ざるものなるを以て、政府は大正九年七月法律第六號に依り『大正六年勅令第二百二號ニ依ル小額紙幣ハ當分ノ內之ヲ發行スルコトヲ得但シ二十錢及十錢ノ小額紙幣ハ損傷紙幣引換ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外大正十年四月一日以後之ヲ發行セス』と布告したり。

以上述べし所の如く、小額紙幣の發行額は連月增加を示し、大正十一年二月遂に總額二億一千八百萬圓を示したるが、之れを最高とし、爾後漸次其の發行高を縮小し、尋いで同年八月、政府は左の如き補助銀貨增加發行、小額紙幣整理回收に關する聲明書を發表し、大いに之が回收に努むるに至れり。

戰時補助銀貨に代用する爲臨時の必要に從ひ發行したる小額紙幣は連年其流通高を增加し本年二月末には貳億千八百萬圓の巨額に達したり。

爾來前內閣の下に於ても旣に之が收縮の方針を採りたる爲め三月末には貳億五百萬圓に降りたりしが現內閣成立以來成る可く急速に之が收縮を計るの方針を確立し七月に於て五百萬圓を回收し、同月末發行高を壹億九千八百萬圓に降下せしめたり。

想ふに、小額紙幣は戰時の變態として發行したるものなるの趣旨に顧み、成る可く速に回收するの要あるのみならず其準備携帶に便なる爲め自ら硬貨よりも多額に需要せらるる傾向を有し、又其流通の實績を徵するに硬貨に比し汚損の度甚しく、汚損紙幣は價値觀念上成る可く速に之を手離さんとするは自然の人情なるを以て、不知不識の間に濫費を助長し物價殊に小賣相場騰貴の一原因を爲しつつあるものと認むるを以て、政府は造幣局の鑄造能力を極度迄活用し右小額紙幣發行殘高を回收するに必要なる補助貨を本年度及明年度に於

て鑄造し、以て此兩年度に於て小額紙幣の整理を完成することに決定したり。

此の計畫に依れば本年末に於ける小額紙幣の回收豫定は約八千萬圓にして、殘餘の壹億貳千五百萬圓は明年度に於て之が回收を計る豫定なり。而して本年度は既に七百萬圓の回收濟なるを以て今後回收すべき額は約七千參百萬圓なり。明年度に於ては每月平均約千萬圓內外の回收を行ふべき次第なりとす。

斯くて小額紙幣は漸次減少し、昭和元年末現在高は一千四百四十九萬二千餘圓となれり。今八年五月以降大藏省の決定したる小額紙幣發行最高限度の變遷を揭ぐれば次の如し。

年月日	大藏次官通牒番號	改定限度
大正八・五・一	官房祕乙第一〇〇三號	一二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
同八・一〇・一	同　第二二五五號	一四〇、〇〇〇、〇〇〇
同八・一二・八	同　第二六五〇號	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
同九・一・三一	同　第二三〇號	一六〇、〇〇〇、〇〇〇
大正九・四・六	官房祕乙第八〇二號	一八〇、〇〇〇、〇〇〇圓
同九・六・二二	同　第一三六五號	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同一〇・一・一四	同　第五四號	二一五、〇〇〇、〇〇〇
同一〇・八・一六	國祕　第二八八號	二二五、〇〇〇、〇〇〇

第二節　金融機關の發達

所謂金融機關としては普通銀行、特殊銀行の外、無盡業、有價證券割賦販賣業、市街地信用組合、信託業、産業組合中央金庫等ありと雖も、此等の金融機關に就きては[銀行編]中に記述せる所なるを以て、茲には一切之れを省略し、單に代表的金融機關たる銀行の發達に就き概觀するに止めんと欲す。

第一款　明治初年の金融機關

維新前我國には未だ銀行なるものは存在せざりしも、銀行類似の事業を營めるものは江戸・大阪を始め各地に散在せり。卽ち金銀相場の取扱を主とする本兩替、錢相場の取扱を主とする錢兩替等の兩替屋の如き、稅金を預り、爲替を以て上納する御用爲替の如き、諸藩の爲め金融を行ふ掛屋又は御用達の如き之れなり。此等は銀行の前身を爲すものにして、かの維新後に於いて稅金の取扱を爲すものを爲替方と稱せし所以のものは、此の如き舊時代の名稱を襲用したるに依る。而して此等の營業は多く個人經營にして、一面には三井組、小野組、鴻田組等の如く、組合組織に依るものもありしが、會社組織は勿論維新後の輸入制度に屬し、德川時代には嘗て此の種の組織を採れるものはなかりき。

明治の初年、政府は通商司を設け、其の監督の下に爲替會社を設立することとなり、各地の富豪を勸誘して出資を爲さしめたるが、該會社にして明治二年五月以來開業せしものは、東京・京都・大阪・橫濱・神戶・新潟・大津・敦賀等に於ける八會社なり。政府は此等の爲替會社に對して多額の貸付を爲し、其の業務としては、預金、貸付及び爲替等のことを行ふの外、金券、銀券、錢券及洋銀券の發行を爲すことを許可せり。此等の諸券中金券は獨り東京爲替會社に於てのみ、又錢券は大阪・京都の二爲替會社に於てのみ發行し、洋銀券は橫濱爲替會社に於てのみ發行せし所に係り、而して金券は正貨を以て交換する所の純然たる兌換券なりき。尤も一圓券のみは小札拂底して小額取引に不便を來たしたる爲め、之れが補充として發行することを許可されたるものにして、初めは政府紙幣と交換すべき制度なりしも、後には他の金券と同樣正貨を以て交換することとなれり。又銀券錢券も小札及銅錢の拂底を補充する目的の下に發行せられしが、此等は政府紙幣を以て交換に充てたるを以て、其の性質は全く不換紙幣たりしものなり。其の後幾くもなくして民部省より小札四

種合せて七百五十萬圓の發行あり、又民間に一時隱匿せし銅錢も再び市場に現はれ、爲替會社發行の小券はその效用を減じたるを以て、政府は速かに之れが通用を停止せしかば、其の通用期間は僅に一年に滿たざりしなり。橫濱爲替會社の洋銀券は、當時外國銀行の發行に係る洋銀券の流通ありしも、我商人の歐文銀券の使用に慣れず、且つ該券の贋造あるも容易に其の眞僞を鑑別すること能はざるが如き不便ありしを以て、我國に於て洋銀券を發行するを便と爲し、その旨政府より該爲替會社に內認して之れを發行せしめたるものにして、其の後明治五年十月該會社の第二國立銀行となりし後も、之れが發行を繼續したり。

爲替會社は何れも其の經營を誤り、損失を受けたるもの多く、明治五年國立銀行條例の發布あるや、同銀行に轉業するか、又は廢業するか其の一を選ばざるを得ざることとなり、之れが處分は頗る困難なりしも政府に於ては特に寬大なる處置を執り、巨額の貸付金の返濟義務を免除せしのみならず、更に巨額の金員を下渡して整理を爲さしめ、而して橫濱爲替會社は前記の如く國立銀行に轉ずることを得せしめ、其の他のものは廢業せしめたり。尙ほ政府は此等爲替會社の發行せし紙幣の回收を急ぎ、明治五年九月に至り其の結了を見るに至れり。此の如く爲替會社の事業は結局失敗に歸したるも、其の成立は、我國に於ける近代的金融機關の先驅として、重要なる意義を有す。

爲替會社の失敗後民間に於ては所謂合本結社の組織に依り、銀行を營まんとするもの漸く出づるに至りしが、政府は容易に之れを許可せざりき。蓋し銀行に關する制度を樹立するにあらざれば、まだ爲替會社の轍を踏むことあるべきを懸念し、新に條例を制定して完全なる銀行制度を創始せんと欲したるを以てなり。他方當時政府の財政は益〻窮乏し、明治元年乃至五年の間に發行せし紙幣は八

千餘萬圓に上る有樣なりしを以て、之れが整理の爲めにも金融機關の設置は必要缺くべからざる所なりしなり。玆に於てか政府は當時米國に在つて理財に關する政策を調査中なりし伊藤博文の建議を容れ、同國の制度に倣つて國立銀行を起すことに決し、明治五年十一月甫めて國立銀行條例を布告するに至れり。舊國立銀行條例卽ち之れなり。該條例は通計二十八條、百六十一節より成り、其の目的たるや、國立銀行をして其の株金の十分の六迄は、拂込みたる政府發行の紙幣を以て金札引換公債證書に引換へしめ、該公債を擔保として政府に差入れ、之れに對して銀行紙幣を發行せしむることに依り、一擧にして政府紙幣の銷却と金融の疏通とを圖らんとせるものにして、銀行紙幣は正貨を以て引換へ、其の擔保の公債證書の償還に從て之れを銷却せんとする計劃なりき。

國立銀行條例布告の後、政府は千五百萬圓の銀行紙幣を製造したるが、而も國立銀行の創立されたるものは、明治九年迄に僅に四行にして、紙幣下附高も亦百四十萬圓に過ぎざる狀態なりしのみならず、正貨の輸出は比年多額に上り、政府紙幣の價格は次第に低落するに至りし爲め、銀行紙幣の如きも勢ひ發行すれば從て正貨に引換を求められ銀行に歸來し、橫濱の第二國立銀行の如きは、終に一枚の銀行紙幣をも發行することを得ざりしなり。斯くて明治七年六月末に於て百三十五萬餘圓に上りし銀行紙幣の流通高は、九年六月末には僅に六萬二千餘圓に減少するに至れり。事情此の如くなりしを以て、國立銀行は紙幣發行に依る利益を享くること能はず、株金總額の六割を占むる公債證書より、其の利子として僅に六分を得るに過ぎず、運轉資金としては株金總額の僅に四割を留むるのみにして、其の營業は頗る苦境に立たざるを得ざりしなり。玆に於てか、明治八年三月四國立銀行は連署して、正貨兌換の制を通貨兌換に改められんことを請願するに至りしも、此の如きは條例の規定に反

する措置にして、遽に實行を認む可き所にあらず、而も銀行に對しては相當救濟を與ふるの必要ありたるを以て、旁、政府は各銀行發行紙幣總額の半額迄政府紙幣を貸下げ、之れが擔保として同額の銀行紙幣を上納せしむることとせり。其の後紙幣の下落益、甚しく、銀行紙幣の流通は殆ど杜絶するに至り、四國立銀行は再び殘額の銀行紙幣を擔保として政府紙幣の貸下げを歎願したるが、政府に於ても事情已むを得ざるものあるを認め、遂に之れが許可を與ふるに至れり。仍ち政府は實質上曩に銀行に賣渡したる公債證書を再び買戻したるものにして、國立銀行條例制定の意義は全く失はるるに至れり。

以上の如き有樣なりしを以て、政府に於ても紙幣銷却の目的遂行は姑く之れを措き、差當り金融の疏通を圖るの目的より國立銀行制度の改正を企つるの已むを得ざるに至れり。偶、當時政府は華士族の家祿處分の爲め、一億七千四百萬圓に上る公債發行の必要に迫り、而して此の公債の利用方法を講ずるにあらざれば、其の價格低落して、所有者に損害を齎らしむるの虞あり、之れが爲めにも亦適當なる方法を講ぜざるべからざる事情に在りたり。卽ち政府は明治九年八月改正國立銀行條例を布告し、利息四分以上の公債は總て之れを銀行紙幣の擔保と爲すを得せしめ、正貨兌換の制を廢止して通貨兌換と爲し、且つ銀行紙幣發行高を增加して株金の十分の一迄は公債證書を擔保として銀行券を發行することを得せしめ、殘る十分の二を以て兌換準備に充てしむるに至りしものとす。斯くて條例改正の結果は國立銀行の營業が頗る有利となり、勢ひ之れが設立の機運を釀成したるのみならず終に其の濫設の弊をすら馴致せんとするに至りしかば政府は之れが抑制の必要を認め、更に條例を改正して紙幣の發行額を制限し、或は新設銀行の資本金を減少せしめ、或は資本金額に對する銀行紙幣發行額の割合を低下せしむる等諸般の方法を講じたるが、國立銀行設立の勢は之れを阻止すること能はずして、遂に明治十二年末には其の總數百五十三行の多きに達する狀態なりしを以て政府は爾後絕對に其の設立を許可せざることとせり。而して此の如き國立銀行の增加は、期せずして不換紙幣の過多となり、其の結果は自ら紙幣下落の勢を助長して物價は騰貴し、公債證書は下落するに至りしため、政府に於ては更に紙幣整理を以て最大の急務なりと認め、先づ其の第一著手として、明治十五年日本銀行を創立し、尋いで十七年兌換銀行券條例を發布し、以て從來多數の小銀行をして箇々に發行せしめ來りたる紙幣を一中央銀行卽ち日本銀行に統一すると共に、其の種類の如きも劃一のものとし、且つ正貨を以て之れが引換に充てしめ、又日本銀行をして國立銀行紙幣の銷却を援助せしめ、依りて以て紙幣制度の完備を期することとせり。而も之れが爲には、勢ひ國立銀行條例にも改正を施さざるべからざることとなり、明治十六年に至り之れを實行したるが、今其の大體の趣旨を見るに次の如し。

一、各國立銀行の紙幣引換準備金は日本銀行に納付し、營業年限內定期預ヶ金と爲し紙幣銷却元資に充つること。

二、各國立銀行は利益の多少に拘はらず、之れより銀行紙幣下附高に對し年二分五厘卽ち半年一分二厘五毛に當る金額を引去り、之を日本銀行に預け入紙幣銷却の元資に充つること。

三、日本銀行は前項に揭げたる金額を以て銀行紙幣を銷却して之を大藏省に上納し、大藏省は紙幣發行の擔保として預りたる公債證書中之に相當する額を其の銀行に還附すること。

四、國立銀行は營業滿期後は紙幣發行權を失ひ私立銀行として繼續することを得ること。

國立銀行は明治二十年頃より一層其の營業を振張し、漸く繁榮に赴きしが如しと雖も、營業年限は漸次接迫し來り、最も早きものは明治二十九年九月を以て營業滿期に到達する實狀に在りしを以て政府は豫め之れが營業滿期の際に於ける處分法を制定するの必要を認め、明治二十九年三月營業滿期國立銀行處分法を公布し、以て國立銀行の滿期解散、若くは滿期に依り私立銀行に轉業する場合の手續及滿期國立銀行紙幣銷却方法等を定むると共に、私立銀行として其の營業を繼續せんとするものに對しては、營業滿期前と雖も特別の處分法を講ずることと爲し、同年同月更に國立銀行營業滿期前特別處分法を公布し、此等の銀行に對して解散等の手續を省略せしむる所の便法を與へたり。

右二法律の發布せらるるや、國立銀行中私立銀行に轉ずるもの續出し、斯くて國立銀行は明治三十二年二月我が金融界より全く其の跡を絶つに至れり。而して國立銀行二十餘年の存在期間中、鎖店の命令を受けしもの六行、合併を爲したるもの十六行、滿期解散したるもの七行にして、他は皆私立銀行に轉じて其の營業を繼續したるものとす。

第二款　特殊銀行の發達

前に述べし如く、明治九年國立銀行條例の改正せらるるや、國立銀行の數頓に百五十三行の多きに達し、其の發行紙幣も亦三千四百四十二萬六千餘圓の巨額に達せり。尋いで明治十三年に至り横濱正金銀行設立せられ、我邦の銀行事業は大に發達せりと雖も、金融の疏通未だ完からざりき。茲に於てか明治十五年中央銀行設立の議起り、同年六月二十七日を以て日本銀行條例制定の趣旨に曰く、

（一）我國銀行の業は端を明治五年十一月國立銀行條例頒布の日に啓き、同九年八月に至り條例の改正ありて銀行の數遂に百五十有餘の多きに及べり。而して其十閲年間の實況を回想するに、百五十許の銀行各小資本を擁して一方に雄視する恰かも群雄割據の狀を爲し、聯絡融和の氣に乏し。此弊を除かんと欲せば、中央銀行を設立し、之れをして財政の樞要に當り、全國銀行の融和を媒助し、今日財政上封建の勢を變じて郡縣の形を爲さしむるに若くはなし。今歐洲諸國に於て中央銀行を創立せし所以を察するに、固より國其情を異にし、其勢を異にすと雖も要するに金融を疏通し、財政を救濟するの目的に外ならず。今我邦に於ても中央銀行を設立し、各地方に於て堅牢なる國立銀行を以て支店と同視し、之とコルレスポンデンスを結約せしめば、貨財流通の線路始めて全國に貫通するを得るのみならず、他の諸銀行も亦互に信憑を措き、右提左契相率ゐて聯絡融和の氣を開くに至るべし。是れ中央銀行の設立せざるべからざる所以の一なり。

（二）國立銀行は資本の寡少なると、信憑の薄弱なるに由り、適、金融繁忙の日に當ては手形割引を依頼し預金の引出し又は貸付金を請求する者店頭に麕集するに際し、或は資本の缺乏を告ぐること無き能はず已むを得ず割引貸付等を謝絶して平生の得意先を失し、之に加ふるに預金の引出又は取付金の支拂を拒む等のことあるに至ては、忽ち商業社會の信憑を失し、財本餘裕あるものと雖も人心既に暗鬼を生じ、互に疑惧を懐くの時に際して、亦容易に其有金を融通する能はざるは必然の勢なり。今若し中央銀行を設け、之をして貸付割引等を以て專ら金融を開かしめば、一時需用の貨幣を融通するを得べし。其他一般商工會社の如き事業の伸張と金融の流轉と一時其度を失ひ、爲めに取引を縮小し、作業を萎靡するの財機あるに當て、中央銀行に於て其資力を幇助するあらば必ず其窮を濟ふを得べし。是れ中央銀行の設立せざる可からざる所以の二なり。

（三）金利の昂低する所以は、通貨の盈虚に在らずして貸金資本の消長にあり。今我通貨の全國に流布するもの之れを人民生計の程度商工事業の需用に比例するに決して夥多ならずと爲さず。然り而して猶ほ金

融の壅塞を告げ、金利の騰躍に苦む所以のものは他なし、所謂貸金資本の缺乏なるが爲めなり。今の銀行者は目前の利を見て往々長期の貸付を爲し、資本金をして輪轉流動する能はざらしむるの弊あり。中央銀行は專ら手形の割引を本務とし、而も仕拂期限百日以下の確實なる手形を擇むが故に、資本流動して淹滯することなく、又貸付金を爲すも極めて短期なるが故に貸金資本の固著を致すことなく、割引歩合を低減すること甚だ容易なり。今若し中央銀行に於て割引歩合を民間一般の利息より二三分低落したりとせば、忽ち貨幣の融通に影響を及ぼすべきが故に他の銀行會社も亦從て利息を低下するに至らん。是れ中央銀行の設立せざる可らざる所以の三なり。

(四) 歐洲各國の財政を通觀するに、政府は常に中央銀行を保護し國庫の出納を以て之れに委託し若し官金に於ても亦中央銀行一たび確立して百事整頓の日に至らば大藏省中國庫出納國債償却等の事務を割て之に對し、官金の餘裕を生ずるときは漸次之を蓄積し專ら內外貨幣地金銀等を買收するの資に充て漸を以て政府發行の紙幣を交換せしむべし。果して然るときは正貨吸收の道始めて開通し數年の後兌換紙幣の美制を見るに至るや敢て疑を容れざる所なり。且夫れ各地方の租稅は盡く中央政府に吸收せられ其地方に落るものは特に廳費其他區々の支出に過ぎざるを以て每年地租收納の期に至ては民間の貨幣益〻缺乏を告げ、金利愈〻騰躍す。今國庫の出納を中央銀行に託するときは貨幣一たび租稅となりて國庫に入るも亦割引貸付等に使用せられ民間に下りて市場貨幣の缺乏を補ふを得べし。果して然らば曾に國庫利殖の益あるのみならず民間金融の繁閑始めて調均するを得べし。是れ中央銀行の設立せざる可からざる所以の四なり。

(五) 而今財政を談ずるものは則ち曰く財政の困難は金貨の濫出に由る、金貨の濫出は外國貿易の權衡を得ざるに由ると。蓋し輸出入の相償はざるは則ち正貨外出を促すの原因たるは言を俟たず、と雖も輸入の輸出に超過する豈獨我邦のみならんや歐洲各國と雖も亦時ありて脫がれざる所なり。然り而して其能く正貨の缺乏を致さざる所以のものは何ぞや蓋し亦金銀貨を輸入するの機關あるに由るのみ。今や我國に於ては此機關未だ具はらざるが故に、金銀貨幣は出るに門ありて入るに路なし。之を概言すれば我金銀貨を以て偏に彼の物品を購入して以て唯我の需用に供して已むものなり。之を奈何ぞ速に此機關を設けて以て金貨輸入の路を開かざる可けんや。此機關とは何ぞ、中央銀行是なり。蓋し歐洲諸國の銀行は互にコルレスポンデンスを結び各國貨幣の動靜を窺ひ割引歩合の昂低を以て之を平均調和するを圖らざるは莫し。夫れ此の若きは苟も商業取引の要衝に立ち經濟世界の動靜を洞視する所の中央銀行に非ざるよりは、誰か能く此に與かるを得んや。今や中央銀行を設立して先づ銀行會社等の事業を幫助せしめ、大に我帝國の資力を養ひ然る後外國銀行とコルレスポンデンスを結び漸を以て正貨輸入の策を講ぜしむるに至らば則ち輸出入の相償はざるも、正貨の外出するも庶幾くば今日憂慮す可きが如きものあらざる可し。是れ中央銀行の設立せざる可からざる所以の五なり。

卽ち日本銀行創立の趣旨は、同行をして全國銀行の中樞機關たらしめ、以て金融を疏通し、金利を低下し、手形割引の業務を發達せしめ、正貨吸收の策を講ぜしむると共に、他方兌換銀行券を發行せしめて大に從來の幣制を改革し、紙幣各種に涉るの弊を矯正し、兌換の制度と通貨劃一の制とを定め、本邦幣制の基礎を確立せんとするに在りたり。既にして條例の發布後一日を隔てて創立事務所を大藏省內に設け、創立委員を命じ七月二十八日を以て各新聞に株主募集の廣告を爲したるが、應募者踵を接して忽ち滿株となり、委員は株主名簿を提出して設立の許可を得、次で株金の第一回拂込を爲すべき旨を各株主に通知して其の拂込を了し、又定款及內規を定め、大藏大臣の認可を受け、茲に創立の事務は其の局を結び、政府は大藏少輔吉原重俊を日本銀行總裁に、大藏大書記官富田鐵之助を同副總裁に任じ、理事監事の選任を了し、創立委員は其の事務を之れに引繼ぎ、十月九日開業免狀を受け、翌十日

を以て愈〻開業するに至りしものとす。

爾來日本銀行は前記の諸目的を以て其の業務を營み、信用漸く鞏固にして其の業務も亦漸次進歩の狀あり、殊に政府は國庫金の出納を擧げて同行に委託したるを以て、その業務は著しく膨脹するに至れり。同行は明治二十年三月其の資本金一千萬圓を增加して二千萬圓と爲したるが、其の後二十七八年の戰役起るや、同行は財政上樞要の機關となり、又能く金融を疏通し、以て中央銀行たるの任務を盡し、戰役の終を告ぐるに及びて二十八年八月資本金一千萬圓を增加し、各地に支店出張所を增設して以て大に業務の擴張を計れり。更に戰後我邦が清國より償金を收むるに方りて之が取扱の大任を命ぜられ、幣制改革の際亦盡す所尠からず。降て明治三十七八年の日露戰役に際し、國家財政上の所務頗る多事を極むるや、內に在りては前後六回に亙り六億八千萬圓の國債發行事務を取扱ひ、外に在りては副總裁を歐米に派遣して前後五回に一億七百磅の外債を發行したるが如き、我國經濟史上變動の最も激甚なる時に當り、國家財政上の機關として能く圓滑に其の職責を盡し、兌換制度を確保して一般金融の疏通を計り、且通貨の膨脹を抑制して經濟社會の秩序を保持し得たり。斯くて信用の基礎愈〻鞏く、業務の益〻伸張するに及び、明治四十三年二月大藏大臣の認可を得て營業年限を明治四十五年十月十日より滿三十箇年延長すると共に、資本金三千萬圓株數十五萬株を增加したり。

日本銀行が中央銀行として營む諸業中、最も重要なるものは論ずる迄もなく兌換銀行券の發行業務なるが、今之れが發行制度に就て見るに、之れ又同行業務の發展に伴ひ幾度かの變遷を經たり。抑〻日本銀行をして兌換銀行券を發行せしむることは、同行條例第十四條の定むる所なりと雖も、同條は其の發行に關しては別個の規則に俟つべき旨を規定したり。蓋し當時は財政未だ整はず、財界も亦混沌として銀紙の甚だしく、兌換券を發行せしむるの機運に至らざりしを以てなり。而も爾後政府は非常の決心を以て紙幣銷却の處分を執行し、銀紙の差も之れと共に漸次減ずるに至りしかば、明治十七年五月太政官布告第十八號を以て愈〻兌換銀行券條例を發布し、同十八年五月九日初めて兌換銀行券の發行を見るに至れり。而して日本銀行條例第一條及第二條に於て、兌換銀行券は銀貨を以て交換すべく、其の發行高に對しては、相當の銀貨を置き以て引換準備に充つべき旨を規定し、又兌換銀行券發行手續（明治十七年七月四日大藏卿命令）第一條及第二條に於て發行高を二百萬圓とし、之れに對して相當の準備銀貨を置くべく、其の發行高と準備金との割合は、大藏卿時々之れを規定すべき旨を定め、卽ち一種の比例準備法を採るべきことを明にせり。次で明治十八年五月兌換銀行券發行手續第一條及第二條を改正して發行高二百萬圓の右制限を廢し、發行高は兌換銀行券融通の景況により、大藏卿時々之れを指定するものとし、差當り二百萬圓迄を漸次發行せしむることとせり。然るに翌十九年三月更に之れを改正して發行極度額を三千萬圓とし、內八百萬圓は銀貨を準備とし、一千二百萬圓は金札引換公債證書（額面六百萬圓）及各種公債證書（額面六百萬圓）を準備として發行することを認め、同時に各種公債證書を準備として發行する兌換券は、銀券製造費銷却補充の爲め發行を許可するものなりとの見地より、右費用銷却濟の上は之れを引上償却すべきことを內命したり。

越えて明治二十一年八月、勅令第五十九號を以て兌換銀行券條例を改正し、條例第二條に於て、兌換銀行券發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き、其の引換準備に充つると共に、別に政府發行の公債證書、大藏省證券其の他確實なる證券又は商業手形を保證として、特に七千萬圓を限り兌換銀行券

を發行し得べく、尙ほ市場の景況に依り、之れが增發の必要を認むるときは、大藏大臣の認可を得て、政府發行の公債證書、大藏省證券其の他確實なる證券、若くは商業手形を保證として、更に兌換銀行券を發行し得ることを規定し、從來條例及發行手續にも明示することなかりし保證發行の方法竝に其の金額は玆に始めて規定せられ、所謂制限屈伸法を採り、以て保證準備に依る發行方法を確立したり。而して明治三十年十月一日以降貨幣法（明治三十年三月法律第十六號）を實施し、金本位制度の採用せらるるや同年三月法律第十八號に依り兌換銀行券條例にも亦改正を加へ、第一條中銀貨とあるを金貨と改め、第二條第一項中に但書を追加して、銀貨及銀地金は引換準備總額の四分の一を超過するを得ずとの制限を附するに至れり。右保證準備發行の制限額は明治二十三年五月法律第三十四號を以て七千萬圓を八千五百萬圓に、同三十二年三月法律第五十五號を以て一億二千萬圓に順次擴張し、以て大正末年に及びしものとす。

日本銀行の設立に依り、我國の貨幣及銀行制度は始めて整備の緒に就きたるが、他方貿易金融機關たる橫濱正金銀行の夙に民間の企業として設立せられしことは、大に注目すべき所なり。同行は明治十二年十一月愛知縣士族中村道太等二十三名發起人となり、國立銀行條例の趣旨を奉じ、銀貨三百萬圓の資本金を以て橫濱港に正金取引の一大銀行を創立せんことを出願したるに出づるものにして、其の創立の趣旨たるや、海外に向て爲替荷爲替の事業を開き、內外貿易の間に介して金融を調和し漸次正貨の增殖して基礎の確立せしときは、金札引換公債證書を抵當として、兌換紙幣發行の特許を得んと欲するに在りたり。其の創立の趣旨、營業の目的等當時正貨缺乏の際、理財上須要の事業たりしは勿論、將來大に望の囑するに足るものありしを以て、政府は同年十二月十一日其の創立を允許せり。尤も當時は紙幣增發の弊甚しく、其の價格の下落甚しき際なりしかば、紙幣發行のことのみは許可せられざりしものとす。而して其の創立の許可せらるるや、發起人等は諸般の手續を履行し、十三年二月二十三日開業免狀を得、二十八日を以て開業するに至れり。正金銀行の業務は紙幣發行に係る條項を除き、總て國立銀行條例に準據して營むべきものなりと雖も、創立の趣旨が專ら外國爲替の作用に依り、正貨の流通を圖るてふに在りたることは大に國立銀行と異る所なりしなり。尙ほ同行の資本金に就て見るに同行は株金の募集に際し、明治十三年一月政府に對し(イ)本行の目的を援助し且つ內外人の信用を博せしむる爲め、資本金の三分の一卽ち百萬圓を政府より出資し、一時に其の金額の拂込を爲し、之に對する配當は年六分に止め、之を超過する配當金は政府に支拂はずして銀行の積立金と爲すこと、(ロ)殘資本金二百萬圓は之を五回に分ちて漸次募集し、募集濟の分は全額の入金を爲さしむることの二項を出願して其の許可を得、次で一般募集の分は、入金の五分の四を紙幣を以て拂込ましむるを得ることとし、之れを公債證書に交換し正貨不足の場合には、該公債を擔保として政府より一圓銀貨の貸下を受くる計畫を樹てて其の認可を得、斯くて十三年九月迄に第五回株金募集を了し、其の資本金は銀貨百四十萬圓、紙幣百六十萬圓を以て成立したり。然るに經營未だ數年ならずして業務上非常の損失を蒙り、明治十六年に至り遂に手持銀貨を紙幣に換へ、其の差益及經費節減其の他に因る利益を以て之れを補塡することと爲し、其の他にも種々改革を施したるが、當時紙幣は漸次其の價格を回復せんとする際なりしかば、右の改革は大に其の功を奏したるのみならず、爾後營業狀態は次第に隆昌に赴き、資本金も亦數次に亙り增加せられ、大正末年に於ては公稱資本金一億圓全額拂込濟となれり。之れより遡明治二十七年七月政府は正金銀行が對外金融機關として我國の

國際經濟上頗る重要なる使命を有し、且つ政府も亦之れに資本金を差加へたるが如き事情あるに鑑み、同行の營業を嚴重に監督するの必要を認め、勅令第二十九號を以て橫濱正金銀行條令を公布するに至れり。

尙ほ正金銀行創立當時の銀行券發行に關する申請は不許可に終りしが、其の後同行は特に支那に於て銀行券を發行することとなれり。蓋し支那に於ては、其の幣制の雜然たるが爲め、一般に信用ある外國銀行の銀行券を好んで使用するてふ特殊の風習の存するに照應したるものにして、同行は明治三十四年大藏大臣の認可を得て定款を改正し、海外に於て營業上必要又は便宜と認むるときは、支店出張所をして請求次第持參人へ支拂ふべき手形を發行し得る旨を追加し、之れに基き天津支店は同三十五年十一月、上海支店は同年十二月、牛莊支店は三十六年一月より夫々右の手形を發行せり。其の後政府は日露戰爭に際して發行したる軍用切符の整理に當らしむることと爲し、明治三十九年七月末現在の軍用切符未償還高千五百二十五萬三千三百五十八圓を同行に引繼ぎ、漸次同行銀行券を以て代らしむることを企圖すると共に、同年九月勅令第二百四十七號「橫濱正金銀行ノ關東州及清國ニ於ケル銀行券發行ニ關スル件」を公布し、同行銀行券の基礎的條件を定め、之れが信用の確保を圖れり。後滿洲の對日貿易發展し內地人との取引增加するに伴ひ、在滿內地人は時價の變動甚しき銀券を甚しく不便とするに至りし爲め、大正二年七月勅令第二百五十號を以て、前記勅令第二百四十七號を改正し、同行をして金貨又は日本銀行兌換券を以て引換ふべき銀行券（卽ち金券）をも發行することを得せしめたり。然るに政府は一方に於て滿蒙方面に於ける各種金融機關の機能を統一し、同地方に於ける我が經濟的發展の基礎を樹立するの必要を認め、其の方法として朝鮮銀行を一般商業金融の中心機關たらしむると共に、橫濱正金銀行は專ら其の力を爲替取引、貿易金融の調節に盡さしむることに分野を定め、滿洲地方には朝鮮銀行券を流通せしめ、橫濱正金銀行の發行せる金券は之れを朝鮮銀行に引繼がしむるに決し、仍ち大正六年十一月勅令第二百十八號を以て前記勅令第二百四十七號に改正を加へ、橫濱正金銀行の金券發行の條項は之れを削除するに至れり。此の如く橫濱正金銀行の銀行券は數次の變遷を重ねしが、大正末年の規定に依りて其の要點を擧ぐれば(イ)同銀行券は銀行を以て兌換せられ(ロ)支那に於て公私一切の取引に無制限に通用し（但し關東州滿鐵沿線地帶等を除き、本邦人の外强制通用力なきは勿論なり）(ハ)同銀行券に對しては其の發行額と同額の準備（準備の種類は大藏大臣之れを定む）を保有することを要し(ニ)本銀行券の發行に就ては、外務大臣及大藏大臣の監督を受け(ホ)之れが發行店樣式種類等に就ては、主務大臣の認可を受くることを要するものとす。

蠹て考ふるに商業に關する金融機關は維新以來日本銀行·橫濱正金銀行等を始め、所謂普通銀行の設立せらるるもの又全國を通じて頗る多く、金融の途漸次其の緖に就くを得たりと雖も、農工業に關する金融機關は未だ之に伴はざるの憾ありたり。凡そ農工業の進步發達は一朝一夕に其の功を奏し得べきものにあらず、且其の利益は甚だ薄きが爲め、其の改良發達を計らんには長期低利の資金を給すべき特別の金融機關を設けざるべからず。玆に於てか農工業に關する金融機關設置の議あり、明治二十九年四月法律第八十二號を以て日本勸業銀行法を、同第八十三號を以て農工銀行法を發布するに至れり。蓋し此等兩銀行設立の目的は、農工業の改良發達の爲め長期低利の資金を供給するに在り、而して日本勸業銀行は其の中央機關たり、農工銀行は其の地方機關たり、兩者相俟て殖產興業の隆昌を計るの組織なりとす。斯くて日本勸業銀行は明治三十年八月二日を以て其の營業を開

始し、農工銀行は三十一年以降各府縣に於て續々其の開業を見るに至りしが、爾後兩行は其の設立の使命に鑑みて銳意營業に從事し、就中日清・日露の兩度戰後に於ける事業勃興の機に際會するや、業務漸を趁うて發展し、農工銀行中には其の資金の涸渇を訴ふるものをさへ見るに至れり。而して勸業銀行の資本金は當初一千萬圓なりしが、爾後屢次の增資に依り、大正末年には公稱資本金九千四百萬圓、拂込資本金六千九百八十七萬六千餘圓となれり。此の如き資本金の增加は、同行自身の增資以外に農工銀行の合併に負ふ所なり。明治三十一年以降各府縣に設立せられたる農工銀行の數は、三十三年に於て結局四十六行に達したるが、降て大正十年四月法律第八十號を以て「日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律」の發布を見、農工銀行の勸業銀行に對する任意合併の途開かれし爲め、爾後農工銀行の數は漸次減少し、大正十五年末現在に於ては二十七行を餘すこととなれり。抑勸農兩行の合併問題は古くより論議せられたる所にして、殊に明治四十年・大正六年の兩度に亙り政府及び兩行當事者の間に於て、本問題に關し種々協議する所ありしも贊否容易に一致せず、大正十年に至り漸く成案を得、關係法律の公布を見たるものなり。斯くて同年中山梨・佐賀縣・防長・福岡縣の四行、十一年中島根縣・鳥取縣・讃岐・南羽・福井縣・富山縣・石川縣・土佐・沖繩縣・靜岡・新潟縣・京都府・秋田の十三行、十二年中青森縣・和歌山縣の二行等相尋で日本勸業銀行に合併せらるることとなり、爾來農工業に對する金融機關は面目一新の機運に向へり。

日本勸業銀行の營業に關し、特に一言せざるべからざるは勸業債券の發行之れなり。卽ち勸業銀行は同銀行法第三十四條に依り勸業債券發行の權を附與せられ、而も一般株式會社の債券が資本金の半額以上を拂込み、且つ拂込資本金を超過して發行することを得ずとの制限を附せられたるに反し、勸業銀行は資本金四分の一以上の拂込みありたるとき、其の十五倍を限り債券を發行することを得るものにして、他の株式會社に比し非常なる特權なりと謂はざるべからず。尤も右の制限は當初は拂込金額の十倍と定められ、大正九年八月不動產金融の圓滑を圖る爲め、法律第十八號を以て十五倍に迄擴張せられたるものなり。又勸業債券は貸付金を擔保として發行するものなるを以て、該條項に但書を附して、流通債券高は貸付高に超過せざることを要する旨の制限を設けたり。更に日本勸業銀行は單に營利をのみ目的とせず、農工業の改良發達を圖ることを以て其の重大なる使命と爲せるものなるを以て、政府は同行に對して特殊なる債券の發行權を與ふることと爲し、卽ち之れが償還の際に割增金を附することを認め、一般に同債權の所有を奬勵し、以て同行貸付金の吸收に便宜を與ふるの策を採りたり。而して勸業債券は當初券面金額を五十圓以上とする定めなりしが、明治三十一年六月法律第一號を以て之れを二十圓以上に改め、明治四十年四月法律第三十七號を以て再び改正して十圓以上と爲し、且つ大藏大臣の認可を受け、六箇月毎に複利の計算を爲して、一定の年數毎に之れを支拂ふことを得ることとせり。此等の改正は全く民間の零細なる資金を吸收するに便ぜしめんが爲めに外ならざるなり。

不動產金融機關たる勸業銀行及農工銀行の設立に關聯し、政府に於て夙に其の必要を認めしものは動產擔保の金融機關にして、特に本邦工業の發達に伴ひ、此の種銀行の設立は朝野の均く渇望する所なりしなり。之れ明治三十三年三月日本興業銀行法の發布を見たる所以にして、卽ち同行は國債・地方債・社債及株券等專ら有價證券を取扱ふと共に、工業財團を抵當とする貸付及信託等の業務を主とするものなり。而して同行の設立は漸く明治三十五年のことに屬すと雖も、其の由來する所極め

て遠きものあるを以て、茲に其の大要を說述せんに、既に周知の如く明治政府は八年一月第三號布告を發して紙幣劃一の方法を定め、各種の紙幣を漸次新紙幣と交換することとしたるが、十年に至り偶〻西南の騷擾起り、戰費の急需に應ずる爲め已むを得ず同年十二月二千七百萬圓の紙幣を發行せざるべからざることとなり、茲に紙幣の流通額は經濟社會の通貨需要額を超過し、價格暴落の傾向を呈するに至れり。加之明治九年八月には既述の如く國立銀行條例の改正あり、國立銀行の新設せらるるもの頗る多く、之れが發行紙幣頓に增加したるを以て、紙幣の下落は愈〻急激となり、物價は荐りに騰貴して、明治十三四年の頃には其の弊害は漸く社會に流布するを見たり。されば政府は鋭意不換紙幣の回收に著手し、又一方に於ては公債の借換を斷行し、以てそれらの弊害を除去することに努め、其の結果一時商業の不振を招來したるも、通價の價格漸次恢復すると共に、景氣一變して事業の勃興を來し、明治二十三年には新會社を興し、新事業を計畫するもの俄に增加したり。而も斯かる趨勢は驀地必ずや株式の投機となり、巨額の流通資本は變じて固定資本となり、遂に極度の金融逼迫を見るに至りしかば、政府は先づ日本銀行をして、所謂見返制度に依る融通を圖らしめ、以て一時を彌縫すると共に、更に進んで動產抵當銀行を起し、右の如き金融方法を正當に更正するの計畫を樹てたり。爾來政府に於ては之が調査研究に種々努むる所ありしが、恰も明治二十七八年戰捷の結果、再び新事業の勃興を促し、從て資本の缺乏を告げ、今や外資の輸入を企つるの已むを得ざるに至り、茲に動產抵當銀行設立の必要は上下均く認むる所となれり。斯くて明治三十三年第十四回帝國議會に動產銀行法案の提出となり、其の結果政府提出の原案に多少の修正を加へ、同年三月法律第七十號を以て日本興業銀行法として其の公布を見たるものなり。同法に規定せる銀行營業事務中の信託業務は、多數の債

權者と債務者との間に介在して其の需給を調節することにして、之れは曾て他の銀行會社に許されず、獨り興業銀行のみの得たる特點なりとす。而して同法の公布と共に政府は直に日本興業銀行設立委員を任命したるも、當時の金融事情は株主の募集に適せざりしを以て、同年十月二日單に定款の認可を受くるのみに止め、其の後金融の恢復に向ふと共に株主の募集を開始し、三十五年二月に至り漸くにして之れが募集を締切り、同月二十一日設立の認可を得、三月二十八日創立總會を開き、四月十一日を以て開業するに至れり。同行の資本金は、當初一千萬圓なりしが、明治三十九年二月始めて增資して一千七百五十萬圓となり、爾後兩度の增資を經て、大正末年現在の公稱資本金は五千萬圓にして全額拂込みなりとす。

興業銀行も亦勸業銀行同樣債券發行の特權を有す。動產銀行たる同行に於ては其の資本の固定すること不動產銀行の如く甚しからずと雖も、普通の商業銀行に比すれば固より同日の談にあらず債券の力に依るにあらざれば、到底其の創立の使命を盡すこと能はざるなり。されば法律は同行に許すに、拂込資本金額の十倍を限り債券を發行することを以てせり。而して農業は工業に比し荐利なるを以て通例とする爲め、勸業銀行に於ては出來得る限り低利を以て債券を發行し、低利に貸付くることを期すると雖も、興業銀行に在りては必ずしも然らざるを以て、興業債券の發行は勸業債券の夫に比して少しく其の間の事情を異にす。

以上述べたる如く、明治政府は夙に中央銀行たる日本銀行及爲替銀行たる橫濱正金銀行の外、各產業部門に應じ夫々特殊の銀行法を制定して所謂特殊銀行の設立を促し、之れを指導誘掖して以て一般產業の開發を促進したるが、此の如き銀行政策の根本方針は既に早くより抱懷せられたる所にし

て卽ち明治十四年九月內務卿松方正義の太政官に提出したる「財政議」に之れを見る。蓋し日本勸業銀行・農工銀行・日本興業銀行等の設立の必ずしも偶然の考案にあらざることを知るべし。斯くの如くにして政府當初の計畫は逐次實現せらるるに至りしが、然も特殊銀行設立の必要は獨り各產業部門に於て之れを見るのみにあらず、各地方に於ても亦彼此其の經濟事情の異るにより、夫々特殊の金融機關を求めざるべからず。之れ卽ち北海道拓殖銀行・臺灣銀行・朝鮮銀行等の創立を見るに至りし所以なりとす。北海道は其の面積廣く富源豐かにして、生產事業の如き頗る有望なるに拘らず、未だ特別の金融機關なかりしため、明治三十二年三月法律第七十六號を以て北海道拓殖銀行法發布せられ、翌三十三年三月其の創立を見、北海道の開發に資金を供給すべき金融機關たらしめたり。爾來同地方に於ける開拓著々效を奏し、明治三十九年十二月に至り資本金二百萬圓を增加して五百萬圓と爲したるが、其の後同地經濟界の發展と共に資金の不足を訴ふるに至り、大正六年四月其の資本金を倍加して一千萬圓と爲し、同九年八月更に之を倍加して二千萬圓と爲したり。之れより嚮き明治三十年三月、政府は法律第三十八號を以て臺灣銀行法を發布し、同地に於ける經濟の發達、富源の開發を促進することとなれり。同行は兌換銀行券發行の特權を有し、或は國庫金の出納を取扱ふ等、其の組織に於て普通一般の銀行と大に異る所あり。之れ蓋し臺灣は民情全く內地と異る所あるに依るなり。而して同行設立の目的は主として臺灣の金融機關として商工業竝に公共事業に資金を融通し、以て同島開發の大業を助成せしむるに在りたり。由來同島は百般の狀態內地と異るが爲め、金融上亦困難尠少ならざりしも、常に周到なる注意を以て業務に勉めたるの結果、行勢次第に旺盛となり、其の公稱資本金は大正八年九月には六千萬圓を算するに至りしが、同十四年十一月減資の結果四千五百萬圓となれり。而して外地銀行としては臺灣銀行の外に朝鮮銀行あり。明治四十三年八月韓國の我國に併合せらるるや、政府は同四十四年三月法律第四十八號を以て朝鮮銀行法を公布し、同年八月十五日朝鮮銀行成立し、朝鮮總督の監督を受けて其の業を營むこととなれり。尤も朝鮮銀行は韓國銀行の後身たるものにして、同行の創立は明治四十二年十一月のことに屬す。抑も韓國に於ける我國銀行業の發展は、株式會社第一銀行が明治十一年五月始めて釜山に支店を設け、以て日韓貿易の機關として活動を開始したるに端を發し、其の後二十三年に至り株式會社第十八銀行は、仁川に支店を設け、次で二十五年には株式會社第五十八銀行も亦同地に支店を設置し、爾後三者相尋で韓國內樞要の都市に漸次支店を開設するに至れり。此等三銀行は皆其の前身たる國立銀行の時代に於て開設せるものにして、業務の未だ幼稚なりしに拘らず、孜々として之れが發達に努め、明治三十九年十二月末現在の韓國內に在る以上三銀行の支店出張所の數は二十七箇所の多きに達せり。就中第一銀行は明治三十五年始めて彼の地に於て銀行券を發行し、爾來益〻信用を博して多額の發行を見るに至りしが、明治三十八年一月には更に韓國政府の命を奉じて貨幣整理事務及び國庫金取扱事務の委託を受け、同時に其の銀行券は韓國に於て公私一切の取引に無制限に通用することを公認せられ、韓國財政上の機關として最も樞要の地位に進むと共に、其の營業は我國利權の擴張と相俟て益〻發展するに至れり。他方日本興業銀行亦韓國に於ける事業に向て放資の途を開き、起業に資せんことを企て、明治三十九年五月京城に事務所を設け、同年八月大藏大臣の認可を得て、外國に於て營む業務の範圍を定め、同年十月京城事務所を出張所に改め、同四十年三月更に之を支店と爲し、益〻業務の發展を呈せり。然るに明治四十二年八月同國政府は韓國銀行條例を發布して別に中央銀行を設立することと

し、從來に於ける第一銀行の業務は同年十一月二十日擧げて之を韓國銀行に引繼ぎたり。爾後韓國銀行は銀行券の發行、國庫金事務の取扱、一般銀行業務の取扱等漸次行勢の發展を見、韓國に於ける金融機關は漸を趁うて整備し來りしを以て、日本興業銀行の京城支店も其の存續の必要を認めざるに至り、同四十三年三月之を廢せり。斯くて明治四十三年八月日韓合併に至り、韓國銀行は翌四十四年八月十五日より朝鮮銀行と改稱せらるるに至りしものとす。

以上述べし外、特別法の下に規定せらるる銀行として貯蓄銀行あり。明治二十三年八月法律第七十三號を以て貯蓄銀行條例發布せられ、特に零細資金の保管利殖を保護し、其の確實と安全とを期することとなりしが、後普通銀行にして零細資金を吸收し、實質上貯蓄預金と何等撰む所なき業務を營むもの尠からざるに至りしかば、政府は大正四年六月法律第二十三號を以て貯蓄銀行條例中を改正し、此の種の營業を以て貯蓄銀行業務の一と爲し、貯蓄銀行以外の營業者が之を營むことを禁じ、益〻貯蓄銀行をして貯蓄機關たるの職責を全からしむるに至れり（大正十年四月更に貯蓄銀行條例を廢して貯蓄銀行法を定む）。

第三款　普通銀行の發達

現今謂ふ所の普通銀行とは、一般の金融機關たる銀行を指稱し、卽ち特殊銀行の對語を爲すものなりと雖も、曾て國立銀行の存立せる時代に於ては、普通銀行とは國立銀行ならざる銀行卽ち私立銀行を指稱したるものにして、明治八年三月紙幣頭得能良介の正院へ提出したる普通銀行條例制定の建議書に於ては、此の種の銀行を「通常銀行」と云ひ、同二十三年五月大藏大臣松方正義の銀行條例制定の建議に於ては「私立銀行」又は「普通私立銀行」と稱せり。されば本邦普通銀行の發達に就きて敍說せんと欲せば、所謂私立銀行時代に遡りて其の變遷を究むるの必要あるべく、以下屢〻私立銀行なる語を用ふることあるも、そは一に普通銀行と同一意義に解すべきなり。

抑〻私立銀行は、明治五年八月頒布の國立銀行條例第二十二條第三節及び同六年五月の大藏省達第八十五號に據り、該條例を奉ぜざる私立會社にして、銀行の名稱を用ふることを禁ぜられしものなるが、三井組、小野組、島田組等の如く、銀行類似の業を營めるものは古くより存在したり。三井組は夙に明治四年七月三井組バンクの創立願を大藏省に提出し、一旦其の許可を得たりと雖も、當時廟堂にては國立銀行制度採用の議ありしを以て、政府は三井組に對する銀行創立の指令を取消すに至れり。然も三井組の如きは民間の信用既に厚く、其の資力の確實なるは毫も疑を容れざる所なるを以て、明治九年三月政府は遂に同組の銀行創立願に許可の指令を與へ、此處に始めて三井銀行の設立を見たるものとす。之れ實に我國私立銀行の權輿なり。既にして同年八月一日改正國立銀行條例の公布せらるるに及び、舊條例第二十二條第三節の前記制限は全く削除せられ、私立銀行創立の途は一般に開かれたり。尤も明治十十一の兩年間は、國立銀行設立の競爭中に經過し、絕えて一私立銀行の創立あるを見ず、十二年に至り國立銀行は既に其の總資本額內定の制限に滿ち、爾後之が創立を允許せざることとなりしかば、茲に私立銀行の創立は俄然として其の數を增加したり。而して私立銀行增加の端を啓きたるものは、同年六月東京に創立せられたる共立銀行なりと雖も、同銀行は開業後幾もなくして閉店せり。今試みに明治九年四月より、銀行條例施行の前年たる二十五年に至る私立銀行の興廢を按ずるに、其の創立したる數は無慮四百十行にして、其の資本金合計三千四百五十萬圓餘に達

せり。然れども此等の中には合併若くは鎖店せしもの八十六行あり、旁〻明治二十五年十二月三十一日に於ける現數は三百二十四行にして、其の資本金は增株に依りて四百二萬四千五百圓を增加せりと雖も、鎖店株五百四十九萬餘圓、減株を爲すもの四百二十萬餘圓、合計九百六十九萬餘圓を減ぜり。從て明治二十五年末現在の私立銀行資本金總額は二千八百八十三萬餘圓にして、此等の累年增減狀況を示せば左の如し。

私立銀行增減表

年次	行數 新設	行數 鎖店及合併	行數 現在數	資本金 新設株金	資本金 增株	資本金 減株	資本金 差引現在株
明治九年	一	—	一	二、〇〇〇、〇〇〇円	—円	—円	二、〇〇〇、〇〇〇円
同十年	—	—	—	—	—	—	—
同十一年	—	—	—	—	—	—	—
同十二年	八	—	九	一、六八〇、〇〇〇	—	—	三、六八〇、〇〇〇
同十三年	二九	—	三八	三、三三〇、〇〇〇	—	—	七、〇一〇、〇〇〇
同十四年	四七	—	八五	三、六〇七、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	—	一〇、八三七、〇〇〇
同十五年	八〇	鎖一	一六四	五、五〇八、〇〇〇	六二三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一六、九三七、〇〇〇
同十六年	三五	—	一九九	一、五二〇、七五〇	—	—	一八、四五七、七五〇
同十七年	二〇	鎖一 合五	二一三	一、二七六、三〇〇	二七〇、〇〇〇	鎖七五〇、〇〇〇 減二二九、〇〇〇	一九、〇二五、〇五〇
同十八年	一四	鎖一〇	二一七	五五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	鎖五四五、〇〇〇 減七三二、八五〇	一八、三六二、二〇〇
同十九年	一一	鎖九	二一九	一、〇四五、〇〇〇	三五、〇〇〇	鎖一、〇三〇、〇〇〇 減八七三、一七五	一七、五三九、〇二五
同二十年	一一	鎖一三	二一八	九八一、〇〇〇	八四七、〇〇〇	鎖六五三、九二五 減三四一、七一五	一八、三七一、三八六
同二十一年	二五	鎖一一 合二	二三〇	一、九一九、五〇〇	二四六、〇〇〇	鎖八三〇、三六一 減四八七、三二五	一九、二二九、二〇〇
同二十二年	三一	鎖六	二五五	三、一四五、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	鎖三三九、〇〇〇 減三五五、二二五	二二、〇五九、九七五
同二十三年	二四	鎖七	二七二	三、五七三、〇〇〇	四六三、〇〇〇	鎖四一一、七〇〇 減一一三、一〇〇	二五、五七一、一七五
同二十四年	三一	鎖九	二九四	一、八三五、〇〇〇	四〇三、〇〇〇	鎖三六五、五〇〇 減三八二、九〇〇	二七、〇六〇、七七五
同二十五年	四三	鎖一三	三二四	二、五三二、七〇〇	四六三、五〇〇	鎖五三六、五〇〇 減六八五、七〇〇	二八、八三四、七七五
總計	四一〇	八六	—	三四、五〇三、二五〇	四、〇二四、五〇〇	九、六九二、九七五	—

固と私立銀行は條例の之を律すべきものなく、曾て其の資產負債の實況を世上に公示せず、其の事業は我經濟上に如何なる關係を及ぼすかを知るに由なかりき。明治十二三年の頃に在りては、全國を通じて其の數僅に十數箇に過ぎず、從て資本金も亦大ならざりしを以て、之が營業の如何は我經濟上敢て重大の關係を生ぜざりしと雖も、其の設立日を逐て增加し、二十五年末現在の本支店及び出張所は、合計三百を超え、其の資本金は既述の如く二千八百萬圓を超過するの狀態となるに至りて、私立銀行の一進一退は、軈て我經濟上に重大なる關係を及ぼすに至れり。されば大藏大臣は既に明治二十一年六月、各地方長官に通達して曰く『各地方私立銀行ノ設立近來大ニ增加候ニ付テハ、其營業ノ如何ハ財政上頗ル注意ヲ要スル義ニ付、自今每季決算ノ際損益勘定ノ割合、其ノ他半季間營業ノ要計ヲ記載シタル報告書ヲ差出サシメ、每年一・七月中ニ之ヲ取纒メ當省ヘ差出スヘシ』と。蓋し一般經濟の實情を稽査し、以て理財の要諦に背かざらんと欲せば、今や私立銀行の營業を探査し、其の取引の關係如何を觀察せざるべからざるに至りしものなり。

次に又普通銀行を以て目し得ざるも、尚ほ諸般の金融業務を行ひ、其の機能に於て普通銀行と大なる徑庭を見ざりしものに銀行類似會社なるものを存したり。銀行類似會社は甲起り乙仆れ、興廢甚だ頻繁たり、又此等の會社には地方廳の承認を與へたるものあり、地方廳より主務省に申牒し、其の許可を得て承認を與へたるものあり。而して大藏省は之が創立の際、地方長官の申牒によりて承認を與ふと雖も、爾後は其の開業未開業又は株金拂込の有無、位置の移轉其の他業務の如何等は更に其の報告に接せず、之を知るに由なく、累年の興廢增減等得て詳悉する能はざりき。然るに明治十五年五月大藏省達第十號を以て、此種會社の創立には各地方廳をして、定款規則書等を添へ稟議の上承認せしむることと爲し、卽ち銀行類似會社請願許否の權は、全く大藏省に統一するに至れり。又所謂銀行類似會社の意義に關して、其の見解必ずしも一致せず、取締上往々疑義を生ずる慨ありしかば、大藏省は明治十五年九月之が定義を下して曰く『銀行類似會社ト稱スル者ハ貸付金、預リ金及爲替、荷爲替、割引等凡ソ銀行事業ノ全部又ハ其幾部ヲ專業トスル者ニ限ル』と。此處に於てか銀行類似會社の名稱始めて瞭然たるを得たり。次で十七年九月、大藏省は地方官に達し、同年六月末日の現在數に付き、從前大藏省より承認を與へたるものは勿論、地方官限り承認を與へたる私立銀行及び銀行類似會社を錄上せしめ、茲に始めて稍〻精確なる調査を見たり。今同年以降明治二十五年末現在に至る銀行類似會社の增減を示せば左の如し。

銀行類似會社增減表

年次	社數 新設	社數 轉廢業	社數 現數	資本金 新設株金	資本金 增株金	資本金 廢業竝減株金	資本金 差引現株金
明治十七年	四五	廢 三	七四一	一、〇九二、一五二 円	二七、二〇〇 円	減 一〇、〇〇〇 円	一五、三七、六八五 円
同十八年	二〇	轉廢 一一五	七四五	五九〇、五三〇	一〇三、九〇九	減 二七、五五九	一五、四〇七、九八二
同十九年	二四	廢 二〇	七四九	五六〇、九五〇	五九、三三三	減 二四三、一二六	一五、四〇一、三四
同二十年	一〇	轉廢 一七	七四一	二四七、五〇〇	一三、〇〇〇	減 三八七、三〇〇	一五、一七、六七六
同二十一年	二	轉廢 二九	七二	三三、九五〇	—	減 七三、三四五	一四、四〇八、二四
同二十二年	一五	轉廢 一四	六九五	六〇〇、〇〇〇	五四、一三	減 四八二、六二	一四、四二、〇〇三
同二十三年	八	轉廢 七	七〇三	二四七、〇〇〇	一三、九〇	減 八六、八九三	一四、五三、六一六
同二十四年	二	轉廢 五	六九八	二六一、七五八	六三、一五〇	減 八八〇、二九〇	一三、八七、四三四
同二十五年	一四	轉廢 二〇	六八〇	二三〇、〇〇〇	一三七、一〇〇	減 二九、八〇〇	一三、九四四、六四四
總計	一六八	一八七	—	四、〇四二、八四〇	五七九、七九三	減 四、八六、三三	四、九九、四四

此等銀行類似會社の營業も亦固より經濟上に影響する所尠少ならざるものありしが、此等の會社は後述の如く明治二十六年銀行條例の施行と共に、從來の組織を以てしては、其の營業を許可せられざることとなり、中には普通銀行に轉業せしものも少なからず。此等銀行類似會社の存在は我國普通銀行の發達史上寔に沒すべからざる意義を有するものなり。

私立銀行及び銀行類似會社の消長既に述ぶる所の如し。政府に於ては此等の銀行及び會社に關する條例を缺くときは、其の取締上の不便少からざるを以て、速かに普通銀行條例を制定するの必要に迫らるるに至れり。紙幣頭得能良介は既に明治八年三月、銀行類似會社設立許否又は管理方法等に就ては、屢〻政府に指令を仰ぎて其の繁雜云ふべからざるのみならず、政府も亦其の方針確定せず管理上不便尠なからずと爲し、卽ち私立銀行條例發布のことを政府に建議する所あり。次で同十年十

一月岩崎銀行課長よりも、同様の建議ありしと雖も、當時未だ一般會社に對する法律制定せられざりしため、何れも實現するに至らずして止みたり。然るに明治二十三年四月に至り商法始めて發布せられ（明治二十六年七月より施行）、會社に關する一般の制度漸く備はりしを以て、同年五月大藏大臣松方正義は『今般商法の制定に依り、商事會社に關する法規十分に備はり、從來の不便を免かれ得べきも私立銀行は其性質一般の商社と異なり、公衆より預金を受け且巨額の資本を運轉し、金融を開導するの機關にして、其成敗は頗る重大なる影響を及ぼすものなり。然るに斯くの如き一國經濟上に大關係を有する機關に對する從來の管理法を見るに弊害少なからず、株主債主をして不測の慘況に陷らしむるの弊往々之あり、故に宜しく其の事業の性質を明瞭にし、種々の規定を設け之が制裁を要すと雖も商法には固より特に銀行に適切なる之等條項の設けなし、故に特に私立銀行法を發布して其の缺漏を補ひ管理の便に供する亦是れ已むを得ざる事實なり云々』と爲し、普通銀行條例制定の件を閣議に提出し、遂に明治二十三年八月普通銀行條例の發布を見、二十六年施行細則の制定と共に、同年七月一日より實施せらるることとなりたり。

銀行條例は全文凡そ十一箇條より成り、先づ第一條に於て證券の割引、爲替事業又は諸預り竝に貸付の營業を爲す店舗は總て銀行とすとし、次に第二條に於て銀行事業を營まんとする者は、地方長官を經て大藏大臣の認可を受くべしとし、爾後曖昧の間に金融事業を營み、以て政府の監督を免るることとを得ざらしめしかば、從來の銀行類似會社は其の組織を改め、條例に所謂銀行として轉業するにあらざれば、其の營業を繼續すること能はざるに至れり。之れ蓋し銀行條例の我普通銀行史上に齎したる最大の劃期的事實なりと謂はざるべからず。而して第三條第四條及び第八條に依り、半箇年毎に營業報告書を大藏大臣に送付し、財產目錄貸借對照表を公告するの義務を負はしむると同時に、大藏大臣は官吏をして銀行の業務及び財產の狀況を檢查することを得せしめ、以て奸計を施すの途を防ぎ、其の他第五條に於て一人又は會社に對する貸付及び割引に關する制限を設けて、銀行は廣く公衆の機關たると共に、一人一己の爲に破產するが如き不幸なからしめたり。

要するに銀行條例の精神たる、一面に於て普通銀行を拘束制限して以て衆庶の安全を圖ると同時に、他の一面に於て之を誘掖保護して、其の發達進步を促すにあるや疑を容れざる所なり。而して今新法施行前後を對照して、新法施行の結果を觀るに、乃ち前年十二月三十一日に於て現に銀行事業を營みたる會社の數は總て一千三行にして、其の資本金四千二百二十六萬餘圓に上り、一行に付き平均資本金高四萬二千百三十九圓に當りしが、新法施行後に於ける二十六年十二月三十一日の現計を調査すれば、會社組織の銀行數五百四十五、其の資本金三千六百二十二萬餘圓にして、行數は四百五十八資本金高は六百三萬八千百四十九圓を減じたりと雖も、一會社の平均資本金高は六萬五百七十四圓に當り、之を前年に比すれば却て一萬八千四百圓を增加したり。又個人銀行は其の數五十九、資本金二百七十二萬四千餘圓にして、一行平均四萬六千百六十九圓の資本金に當り、前年の會社の平均資本高に比して四千三十圓を增加せり。之れ從來小資本を以て營業せる薄弱なる會社の自然淘汰せられ、金融機關の整理其の緖に就きし結果たらずんばあらず。卽ち新法の實施に依り、其の組織を變更すること能はざる銀行竝に銀行類似會社は或は解散し或は閉店し、又實際上營業繼續の意思あるも法律條例の趣旨徹底せざるが爲め營業を閉づるに至りしものとす。而して明治二十六年七月銀行條例實施後、同年末に至る間の新設銀行は四十一行なりき。

以上に述べし所の如く我國普通銀行は明治二十六年銀行條例の施行せらるるに及び、法律上特殊の監督を受くることとなり、從來の雜然たる業態は該條例の下に始めて統一整理せらるることを得爾後歲月の經過と共に、其の數は驚くべき增加を示し、明治二十六年に六百二十八行なりしもの、同三十四年には千八百九十行となり、爾後概ね減少の傾向を呈せりと雖も、然も同四十五年（大正元年）に尙ほ千四百二十行の多きを數へたり。

第三節　金融事情の變遷

第一款　明治初年の金融事情

明治維新は我國政治上經濟上未曾有の大變革を齎したり。德川幕府瓦壞の後を受けて新政府の樹立を見たるも、舊制はすべて破壞せられ、而も未だ新制度の確立を見ず、明治初年の我國は政治上經濟上正に紛亂錯綜の極を呈したり。既に大政古に復したりと雖も、鳥羽伏見の戰に次で錦旗東征、江戶、東北及函館等に於ける戰火燃え上り、社會的安定は容易に之を見出し得ざりき。而して明治元年二年は米穀凶作にして、殊に東北地方の凶作甚しく遂に飢饉を見るに至れり。當時の經濟狀態にありては農產物の豐凶は直ちに國民の經濟生活に重大なる影響を及ぼすは勿論にして、卽ち社會的騷亂と共に遂に明治元年二年の恐慌を惹起し、而して他方都市に於ても亦兵亂の餘波を免がれ得べくもなく、各地に恐慌狀態を現出せり。戊辰役前後の東京の如きは一時無政府狀態に陷り、白晝暴徒の富豪を襲ひ、商家を掠奪するあり、遂には京·阪·江勢の商人にして其の店を鎖して資本を本店に回收する者續出するに至れり。斯くて商取引は杜絕し、經濟活動は全く停止の狀態に陷れり。當時、大阪に於ける經濟的攪亂も之に劣らず、舊來の機構は全く解體せられ、例へば諸藩の藏屋敷を中心として商取引を行ひし藏元又は掛屋等も大名の沒落と共に崩壞の一路を辿り、殊に明治元年五月の銀目廢止は大阪に對して殆んど致命的の打擊を與へたり。銀目廢止の事あるを知るや、手形所持者は兩替商に殺到し其の引換を請求せしを以て、兩替商にして支拂不能に陷り、休業又は倒產する者續出し、恐慌狀態を呈したり。從來大阪に於ける銀目取引は商業社會に對し、多方面なる關係を有せしが故に銀目廢止の結果、從來の取引組織は殆んど全般的に其の解體を餘儀なくせられしものとす。

右の如く、諸般の制度破壞せられ、信用取引は停止し、金融從て閉塞せしが、政府は斯かる混亂の內より、時代に適應すべき手段を講ずるに決し、卽ち商法司を設け、之に太政官札を托して民間に貸付けしめ、以て金融の疏通を計り、纔に一時の危急を救ひたり。然るに明治二年五月の北海道鎭定を以て戰亂も一時終熄し、同三年の米穀の豐作及米穀の輸入等に依り、米價も次第に下落に向ひ、國民の經濟生活も稍安定を得、明治三、四年の頃には財界の不況も漸く回復を見たり。明治四年、郡縣制度の施行は我國の政治的秩序を確立せしめ、其の他海運·陸運·通信等交通の普及發達し、殖產興業の途開導せらるると共に、商業も漸く振興の勢を得、經濟界活氣を呈するに及び、資金調整を爲すべき機關の出現は漸く世の希望する所となれり。斯る時、舊制度に代りて世の希望に應へんとしたるは卽ち爲替會社にして富國强兵を國策の一とせし明治新政府は、歐米諸國に範を採り、已に明治二年東京·大阪其の他商業上の要地に之れを設立せしめたり。爲替會社は我國銀行の濫觴をなすもの爲りと雖も、其の組織運用宜しきを得ず、政府の厚き保護にも拘らず遂に見るべき成果を擧げ得ずして終りたり。爲替會

社の失敗後出現したるものは國立銀行なり。國立銀行は紙幣整理を其の設立の目的と爲し、兌換銀行券の發行權を有したりしが、當時不換紙幣たりし政府紙幣の流通多く、正貨濫出、紙幣價格の下落は國立銀行の有力なる特權たる銀行券の發行を不能ならしめ、國立銀行は銀行としての能力を發揮し得ざる苦境に陷りたり。又他方銀行類似會社の存するものありしが、其の資力微弱にして大なる活動を期待し得ざる狀態に在り、金融調整の途は開けるべくして容易に其の實現を見ざりき。蓋し制度の不備に加ふるに、之れが運用に當りし銀行役員は容易に舊慣を脫する能はず、他面一般社會も亦銀行の何たるかを理解せざるに由る所にして、當時金融の實權は多少餘裕ある富者の手に掌握せられたり。而して國立銀行は各地に設立を見たりと雖も、各銀行間には更に連絡なく、從て爲替事務の如きも未だ發達するに至らず、又官金出納の如きは從前の慣例に從ひ、御用爲替方の名を以て三井小野島田の三家に托し之れを行ふの有樣なりき。而も明治四年廢藩置縣の令發せられ、全國の租稅を收入して之を送金するに至るや、出納事務も亦多く右三家をして行はしめたるを以て、天下財用の權は自ら此等三家の手に歸し、各地金融の消長は一に此等三家の意に依りて定まるの觀を呈するに至れり。

明治四、五年の頃、社會秩序の回復、農作物の豐作、政府の產業奬勵等に依り經濟界は一般に活氣を呈するに至りしが、一方政府紙幣の增發は更に一層之を助長せしめたるが如し。卽ち政府紙幣の發行高は明治元年末二千四百餘萬圓なりしも、同三年には五千五百五十餘萬圓、同五年、六千八百四十萬餘圓と增加し、六年以後は國立銀行紙幣も亦之に加はり、明治七年に於ける兩者の發行高は九千二百萬圓に達せり。右の如き通貨の膨脹に加ふるに、明治六年は米作不良にして米價騰貴し、且又廢藩置縣の結果、政府が諸藩より領收せし巨額の貢米及舊幕府貯藏の籾米竝軍用米等を盛に海外に輸出し、民間に對しても從來禁制たりし米麥の輸出を許可するに至りしを以て、益〻米價昂騰の勢を助長し、之れと共に一般物價も亦奔騰するに至れり。

斯て明治七年に至るや、物價は依然騰貴を續け、就中米價は同年三月六圓七十錢なりしに、五月七圓七十錢、六月七圓八十錢、九月八圓二十錢と急騰を續け、遂に明治三年八月以來の高價を現はせり。之れ前年の作柄不良に加ふるに、同年二月佐賀の亂起り、續いて四月臺灣征伐のことあり、所謂戰爭高の景況を示したるものなること勿論なりと雖も、一面此等の事變が政府紙幣の增發を餘儀なからしめたるに因る所最も大なりと謂はざるべからず。事態此の如くして遂に信用逼迫となり、年末に至りては御用爲替方たりし小野組破綻し、之に續いて島田組の破產あり、一時我經濟界は恐慌狀態を呈し、特に金融市場の動搖最も甚しきものありたり。

飜て考ふるに明治初年以來、政府紙幣の發行著しくして金紙の差次第に大となり、前節旣に述べたる如く、當時設立せられし四國立銀行は營業困難に陷り、政府に於ては明治九年國立銀行條例に大改正を加ふるに至りしが、其の結果は期せずして不換紙幣たる政府紙幣の外に不換紙幣たる銀行紙幣を加ふることとなり、通貨は益〻膨脹の一途を辿るに至れり。斯くて明治十年西南戰爭の勃發するや、政府は軍費として一時に四千二百萬圓の紙幣を增發し、玆に通貨の膨脹は愈〻甚だしく、物價從つて上騰したり。

此の如き物價の昂騰は勢ひ好景氣を招來し、我國は玆に始めてインフレーション景氣を經驗するに至り、各地に會社企業を勃興せしめしが、企業中最も顯著なる伸張を遂げたるは銀行なり。旣に述

べたる如く、這般の好景氣を惹起せし通貨膨脹の一半は、明治十年以後簇生せし國立銀行の負ふべき所にして、而も之に因つて以て將來發展の基礎を確固たらしめたるものも亦實に銀行なり。僅々二年有餘の間に百五十餘行の國立銀行が設立せられ、而して國立銀行設立の制限せらるるや、更に私立銀行の簇生を見る狀態なりき。試みに「紙幣整理始末」に就きて、當時の好景氣狀態を窺ふに、次の如く說けり。

『當時我國上下一般頗ル憂慮スヘキノ狀況ニ陷リ、政府ノ會計ハ其收入ノ實價殆ト其半ヲ減シ、民間ニ於テ公債ノ利子、恩給年金其他一定ノ收入ヲ以テ生計ヲ立ツル者ハ皆俄ニ會計ノ困難ニ苦シミ、金利ハ非常ニ騰貴シ公債ノ價格ハ非常ニ下落シ、諸物價ハ皆一齊ニ騰貴ヲ極メ、就中米ハ我國產業中最多量ニシテ且重要ナルカ爲メ、其騰貴ノ影響最モ著シク、大ニ地租ノ負擔ヲ減少シ、地價ノ騰貴非常ニシテ農民ハ獨リ巨利ヲ得俄ニ奢侈ノ風ヲ成シ、全國ヲ通シ贅澤品ノ消費大ニ增加シ、伊勢參宮琴平參リ其他大小ノ都會ニ遊フ者等其數未曾有ノ增加ヲナセリ。隨ツテ外國輸入品ハ益〻增加シ正貨流出ノ勢殆ト底止スル所ヲ知ラス。商業家ハ物價變動ノ甚シキニ眩惑シ、皆投機ノ奇利ヲ射ルニノミ汲々トシテ、敢テ實業ヲ顧ミス。故ニ大資本ヲ要スル大工業ハ金利ノ高キカ爲メニ起業ヲ企ツル者ナシ。是レ皆紙幣增發ノ爲メ虛空ノ購買力ヲ假造シタルニ由ルモノニシテ、其一時物價騰貴ノ爲メ商工業ニ繁榮ノ形況アルハ禍氣ノ漸ク蓄積セルノ兆候ニシテ、一朝潰崩ノ機熟スルニ至レハ其害患ノ及フ所寔ニ測ラレサラントス。』

以て其の一斑を知るべきなり。而して這般の好景氣は後に述ぶる如く、明治十四年に至り早くも反動の徵候を出現するに至りたるが、次に明治六年乃至十五年間の東京及大阪の主要物價を表示して參考に資すべし。

（一）東京物價明細表

品目		明治六	同七	同八	同九	同一〇	同一一	同一二	同一三	同一四	同一五
米 中一石	時價	円 四・八〇〇	七・三〇〇	七・一三二	五・一二六	五・三三六	六・三八五	七・九五五	一〇・五七一	一〇・五九三	八・八二〇
	百分比例	八〇	一二二	一二〇	九〇	八九	一〇〇	一一三	一二四	一〇八	九七
大麥 中一石	時價	円 一・四九九	一・九〇二	一・九八八	一・七〇二	一・七六一	二・二六二	三・七一七	四・四六七	三・四一三	二・二八三
	百分比例	八四	一〇六	一一二	一〇〇	九九	一一九	一七八	一七五	一一七	八四
大豆 中一石	時價	円 三・九二〇	四・五三〇	四・五〇〇	四・五八一	四・七九二	五・一一〇	五・六九七	六・六一四	六・五四九	六・六九八
	百分比例	八八	九七	一〇一	一〇七	一〇七	一〇八	一〇九	一〇四	八九	九九
鹽 赤穗十俵	時價	円 三・〇四三	三・二〇五	三・四一三	二・四四五	二・三〇九	四・三八六	五・八四八	五・六一八	五・二〇八	四・八〇八
	百分比例	一〇五	一一〇	一一八	八八	八〇	一四二	一七二	一三五	一〇九	一〇九
醤油 十樽	時價	円 六・〇六一	五・九八八	六・六一四	七・五四一	七・九〇三	八・三三三	九・一九一	八・五一八	一〇・四七一	九・五二四
	百分比例	八八	八七	九六	一一四	一一五	一一四	一一四	八七	九三	九一
味噌 十貫目	時價	円 〇・八〇〇	〇・九〇九	一・一六五	一・一三四	一・一〇七	一・一九七	一・四四九	二・〇〇〇	二・一二八	一・七六九
	百分比例	七七	八八	一一三	一一五	一〇七	一〇九	一二〇	一三五	一三六	一一三
砂糖 初雪一貫目	時價	円 〇・五一〇	〇・四五六	〇・四九七	〇・四五〇	〇・四六七	〇・五七一	〇・六一四	〇・六七三	〇・八一五	〇・八五九
	百分比例	一〇七	九六	九九	九九	九九	一一四	一一一	一〇〇	一〇五	一一九
鶏卵 千粒	時價	円 一一・五六〇	一一・四五〇	一一・八五〇	一一・一九〇	一一・七三〇	一三・七四〇	一四・〇一〇	一六・一二〇	一六・九〇〇	一四・五五〇
	百分比例	九九	九八	一〇二	一〇〇	一〇一	一〇三	一〇三	九七	八八	八二
製茶 百斤	時價	円 三七・三二〇	三八・二六〇	三二・五八〇	二七・一七〇	二三・一五〇	一九・八五〇	二六・六四〇	二三・二九〇	二四・八九〇	二七・一五〇
	百分比例	一一七	一一九	一〇三	八九	七三	五八	七一	五一	四八	五六
炭 常陸中十俵	時價	円 一・四二九	一・三三三	一・六六七	一・六〇〇	一・四二九	一・七七九	一・九六一	二・二七三	三・五〇九	三・三二六
	百分比例	九五	八八	一一一	一一一	九五	一一一	一一一	一〇六	一四二	一四一
材木 紀州杉二間尺メ	時價	円 一・五三八	一・六六七	一・九二三	一・七二四	一・七二四	一・六二八	一・八八七	二・六三三	四・〇〇〇	三・三三三
	百分比例	八九	九六	一一三	一〇四	一〇〇	八九	九三	一〇六	一四二	一二七

品目		明治六	同七	同八	同九	同一〇	同一一	同一二	同一三
繰綿 大阪上銘一貫目	時價	円 一・六三三	一・四七一	一・三七三	一・三二一	一・三三三	一・二五二	一・三二五	一・四八六
	百分比例	一一三	一〇二	九六	九六	九二	八二	七九	七二
麻 岡地最上三十貫目	時價	円 七一・〇〇〇	五九・〇〇〇	七〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇	四八・〇〇〇	五八・〇〇〇	七〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇
	百分比例	一二四	九五	一一三	一〇一	七七	八八	九六	一〇一
疊表 引通十枚	時價	円 二・九二〇	二・九七〇	二・七〇〇	二・二〇〇	二・三八〇	二・五〇〇	二・九〇〇	二・八五〇
	百分比例	一一〇	一一一	一〇三	八七	九〇	八九	九三	七五
魚油 十樽	時價	円 五五・五〇〇	三六・八〇〇	三三・七五〇	三五・九〇〇	六六・三五〇	六五・〇〇〇	四二・八〇〇	三三・二〇〇
	百分比例	一三〇	八〇	七四	八二	一四四	一三三	八一	五二
生蠟 下新實一貫目	時價	円 〇・七〇九	〇・六四一	〇・五〇〇	〇・四六一	〇・六〇六	〇・八四〇	一・〇五三	一・一二四
	百分比例	一三〇	一〇九	八六	八二	一〇三	一三四	一五三	一三四
紙 駿河半紙六𠂆一箇	時價	円 四・八〇〇	五・八〇〇	五・三〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・七五〇	五・六五〇	五・五〇〇
	百分比例	九二	一一一	一〇二	一〇〇	九六	一〇四	九二	七四
石炭 唐津一萬斤	時價	円 四〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四一・〇〇〇	四三・〇〇〇	四一・五〇〇	四二・五〇〇
	百分比例	九八	九八	九九	一〇三	一〇一	一〇〇	八七	七三
荒銅 南部百斤	時價	円 一九・五〇〇	一九・八七五	二一・五五〇	二一・三〇〇	一九・〇〇〇	一九・〇七八	二一・三〇〇	二七・一八〇
	百分比例	九五	九七	一〇六	一〇九	九三	八八	八九	九三
鐵 備伯小割中一束	時價	円 六・三七五	六・八七五	六・一五〇	四・八〇〇	四・五五〇	四・八五〇	五・五四〇	六・三八〇
	百分比例	一一〇	一一八	一〇七	八七	七九	七九	八二	七七
昆布 百斤	時價	円 一・四〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇	二・一〇〇	二・四〇〇	二・二〇〇	一・九〇〇	二・一〇〇
	百分比例	八〇	六九	八七	一二六	一三八	一二九	九三	八五

明治一四	二・一〇五円	八九	九五・〇〇〇円	九三	三・二〇〇円	七四	四二・八〇〇円	五八	一・一二一円	一一五	五・一五〇円	六〇	六五・〇〇〇円	九八	三〇・八六四円	九二	七・四八〇円	七九	二・〇〇〇円	七〇
同一五	二・二二二	一〇一	八五・〇〇〇	九〇	三・五〇〇	八七	三三・三〇〇	四八	〇・八八五	九九	五・二五〇	六六	五一・五〇〇	八四	二八・一〇〇	九〇	六・四一五	七三	一・五〇〇	五七

(二) 大阪物價明細表

年次	米 摂津一石に付 時價	米 百分比例	大麥 摂津上一石に付 時價	大麥 百分比例	大豆 肥後一石に付 時價	大豆 百分比例	鹽 赤穂一斗入二俵に付 時價	鹽 百分比例	醤油 龍野中一樽に付 時價	醤油 百分比例
明治六	四・四三〇円	七八	二・二六一円	八〇	四・五四〇円	八九	〇・一五〇円	一〇七	二・〇三二円	八九
同七	六・九六〇	一三三	三・四七〇	一二三	五・一八〇	一〇二	〇・一三〇	九三	二・一五七	九四
同八	六・六九〇	一一九	三・二七〇	一一六	五・二九〇	一〇五	〇・一四〇	一〇一	二・一八九	九六
同九	四・八二〇	八九	二・四六九	九一	五・一六〇	一〇六	〇・一二五	九三	二・四七〇	一一三
同一〇	五・一〇〇	九〇	二・五四六	九〇	四・九六〇	九八	〇・一五〇	一〇七	二・四七〇	一〇八
同一一	五・六四〇	九四	二・九六五	九九	五・一六〇	九六	〇・一八〇	一一三	二・五二〇	一〇四
同一二	七・三七〇	一一一	三・六〇〇	一〇九	六・四四〇	一〇八	〇・一九〇	一一六	二・九二〇	一〇九
同一三	一〇・一八六	一二六	五・二〇〇	一二九	六・五二〇	九〇	〇・二一〇	一〇五	三・三一〇	一〇一
同一四	九・四二〇	一〇三	四・八二〇	一〇四	六・三二〇	七六	〇・一六〇	七〇	三・六三〇	九七
同一五	七・九〇〇	九二	四・〇五〇	九四	七・八九〇	一〇三	〇・一四〇	六六	三・四三〇	九九

年次	酒 中一石に付 時價	酒 百分比例	疊表 引通表十枚に付 時價	疊表 百分比例	生蠟 新實一貫目に付 時價	生蠟 百分比例	鐵 伯州産小割中一駄に付 時價	鐵 百分比例	薪 土佐上枯馬目十貫目に付 時價	薪 百分比例
明治六	四・五六〇円	七七	三・一〇〇円	一二八	〇・四七七円	一〇七	一三・三〇八円	一一七	〇・一四一円	九〇
同七	六・二五〇	一〇五	二・六五〇	一一〇	〇・四二六	九六	一三・五二〇	一一九	〇・一六〇	一〇二
同八	五・三九〇	九二	二・三六〇	九八	〇・三九七	九〇	一〇・九〇三	一〇五	〇・一六二	一〇四
同九	七・〇一〇	一二四	二・〇四一	八九	〇・三五〇	八〇	八・五四五	八五	〇・一四一	九五
同一〇	六・〇四〇	一〇二	一・八一〇	七五	〇・五五四	一二五	七・六五四	七三	〇・一六八	一〇八
同一一	六・三一〇 課税を差引きたる價格 六・〇六〇	九六	二・五二〇	九八	〇・七一三	一三一	八・一〇四	七三	〇・一六七	一〇二
同一二	八・八三〇 〃 七・八三〇	一一三	二・六三〇	九三	〇・八七二	一六八	九・四七五	七七	〇・一七五	九五
同一三	一〇・六三〇 〃 九・三八〇	一一一	三・〇六〇	八九	〇・八一三	一三八	一二・二〇〇	八二	〇・二一一	九五
同一四	一三・五〇〇 〃 一一・五〇〇	一一九	三・五〇〇	八九	〇・九三八	一三九	一四・四〇四	八四	〇・二五九	一〇二
同一五	一三・二五〇 〃 一一・二五〇	一三五	三・四三〇	九四	〇・九三三	一三八	一三・四五〇	八五	〇・二四九	一〇五

(備考)　右二表の百分比例は時價を銀貨に換算したる自明治六年至同十年の五年間平均價格を百としたるものなり。

既にして西南役後の好景氣は明治十四年に至り、其の反動を現はしたるが、之れ畢竟政府に於て紙幣整理方針を決定し、通貨の收縮を計りたる結果にして、爾後經濟界は急轉して下向に傾き大不況を現出し、數年間に亙りこれを持續せり。卽ち明治十五年、十六年に於て銀行會社の破産するもの續出し、明治十七年に及で遂に恐慌狀態を現出するに至れり。此の間銀行の破綻は已に明治十五年八月飯山第二十四國立銀行を始めとし其の後大阪第百二十六國立銀行、明治十六年に入りては大阪第二十六、須賀川第百八國立銀行の閉店あり、東京第四十五、程ヶ谷第百三十二、松江第七十九各國立銀行は何れも一時營業停止の已むなきに陷り、オリエンタル銀行橫濱支店も亦同樣閉店するに至れり。明治十七年の恐慌後、我對外貿易は出超に轉じ、一方日本銀行兌換券の流通普及に伴ひて金利は次第に低下し、更に紙幣整理の完成せらるるあり、斯くて十九年以降景氣好轉して物價は昂騰し、企業の勃興を見るに至れり。然るに二十年に入るや、前年來の企業熱は投機化して漸く金融逼迫を告げ、二十三年には前年の凶作に因り米價騰貴し、金融一層逼迫を告げたり。他面米國の銀政策の結果、銀相場に異變を生じ、貿易は大入超に轉じ、正貨は流出し金融逼迫の狀勢は一層顯著なるものあるに至れり。

斯くの如き諸狀況の下に、遂に明治二十三年には再び恐慌を現出して新設會社は忽ちに消滅し、其の株券は價格を失し、一般證券及商品の崩落と共に金融は逼迫し、經濟界は不安の極に陷れり。翌二十四年も亦同樣深刻なる不況狀態を續け、政府は遂に救濟資金を支出して財界の整理に乘り出し、日本銀行又擔保付手形割引を行ひ、兌換券の限外發行を爲し、以て窮境の打開に努めたり。而して此の如き狀態は日清戰爭に至る迄繼續したるが、明治二十八年日清戰爭戰捷の結果、我國は三億七千萬圓の償金を入手することとなり、同年後半期に入ると共に企業界は俄然活況を呈して通貨は膨脹し、物價騰貴を示し、益〻企業熱の勃興を見るに至れり。償金の中國內に回送されたるもの五六千萬圓を算し、之は延て兌換券の膨脹となり、物價は奔騰し、企業熱は又愈〻旺盛を極めたり。然りと雖も此の如き狀態は軈て又金融の逼迫を招來し、明治三十年末に至りて株式の暴落は遂に恐慌を惹起するに至り

卽ち恐慌は大阪の絲商の不渡手形を導火線として其の關係銀行の取付となり遂に支拂停止に及びたり。而して此の動搖は獨り大阪に止まらず、東京にも波及し木綿問屋の破綻となり、關東機業地の混亂となれり。之を要するに明治三十年の恐慌は戰後の好景氣の中に貿易は逆調となり、銀貨下落、上海金融の逼迫等より對支貿易の惡化となり我國紡績業者の困難を生じたるに原因するものなり。

第二款　貨幣法制定後の金融事情

日清戰爭後明治二十八九年の强烈なる企業熱、好景氣の反動は明治三十年三十一年に於て現出し一時恐慌狀態を呈したりしが、外資輸入により一時を緩和し、其の後財界は徐々に整理の域に入れり。明治三十二年五月に政府は引續いて外債一億圓を募集し、以て戰後經營の事業を遂行せしめたり。明治三十二年の金融は前年末に於ける緩和の傾向を受けて年初より愈緩慢となり、市場金利は漸く低落し、日本銀行は二月三月四月七月と引續き金利を引下げたり。其の後生絲輸出の季節に入るや歐米市場好況の影響を受けて生絲の商況活潑となり、隨て相場愈騰貴し、八九月の頃に至りては輸出貿易の增進著しく、一般經濟社會は景氣回復の氣運に向ひたり。斯くて物價は漸く騰貴し、資金の需要大いに起り、金融繁忙ならんとするの兆を現はせり。十一月に至りては物價騰貴の結果、資金の需要愈增加せるのみならず、年末需要の增加を見越して各銀行漸く警戒の狀あり、市中金利の如きも前月已に一厘乃至二厘方引締り、日本銀行は同月十日利子一厘を引上げしが、資金の需要益增加して、金融市場繁忙の狀を呈したり。特に其の春以來外國貿易逆調を呈し、政府が九月以來償金の現送を中止すると同時に、金貨流出の端を開けるより、日本銀行は金貨流出を防止せんとして、同十一月再び利子を引上げたり。加之、他方橫濱正金銀行の兌換代理取扱を廢止したるを以て、大いに市場に危惧の念を起さしめ、從て市中銀行の警戒頗る甚しきものあり、金融頓に緊縮の度を加へたり。十二月に入るや株式の暴落により一時取引所の休場するに至り、人心は尠からず不安に陷りしが、資金の需要は年末に迫るに從ひ愈增加し、この月日本銀行は金利引上を爲したるも、資金需要は遂に日本銀行をして制限外發行を行はしめたり。

明治三十三年六月に至り、北淸匪亂の勃發あり、我對淸輸出當業者に打擊を與へ、又一般に事變の前途を慮りて警戒一層嚴を加へ、株式の如き暴落の厄に遭へり。此等內外の諸事情の爲め、信用の根柢漸く動搖するを免れず、斯くて遂に各地に銀行の破綻を續出せしめたり。明治三十三年に於て金融逼迫を極めしは、日本銀行が三月四月七月と金利の引上を行ひ、殊に七月十八日の利上に於ては貸附日歩二錢七厘、割引日歩二錢四厘なる實に明治三十一年以來未だ嘗てなき高利に達せし事實に依りても之を窺ひ得べし。斯かる物情騷然たる際に方り、十二月遂に銀行の破綻を各地に見るに至れり。卽ち十二月二十五日、熊本第九銀行支拂を停止し、而して此の破綻は延て九州一帶の金融市場に波及し、熊本貯蓄銀行亦同日を以て支拂を停止し、百五十一銀行は俄に取付の厄に逢ひ、六十一銀行亦危機に瀕し、斯くて信用は停止し、人心安んずる所なく、預金の取付は遂に福岡、馬關の諸銀行に迄蔓延せり。

明治三十三年下半期より勃發せる恐慌は翌三十四年に至りて深刻の度を加へ、一月初旬橫濱の蠶絲銀行の破綻より橫濱東京及關東地方に恐慌の襲ふ所となり、流言蜚語甚しく、第二第七十四銀行、東京貯藏銀行橫濱支店等最も猛烈なる取付に會ひ、橫濱の混亂は延て東京及關東地方一帶の銀行に波及し、東洋貯蓄銀行の動搖となり、愛國銀行破綻し、粕壁銀行は支拂停止し、又東京商業銀行及新橋銀行

の休業を見るに至れり。斯くて日本銀行は鋭意回收に努めたるも、猶月末に於ける制限外兌換券の發行は二千二百七十三萬圓の巨額に上り、末日の民間貸出殘高は八千六百二十六萬圓を示し、東京組合銀行の如きは前月末に比し、貸出に於て四百二十八萬圓を減少せり。三月に入りても輸入超過の勢は愈〻甚しく、金銀の流出從て已まざるより、日本銀行は愈〻貸出資金の回收を計り、商工業の不振困難は其の極に達したり。

然るに四月に入るや、西日本の金融中心地たる大阪及堺方面にも恐慌起り、其の勢最も強く遂に恐慌の中心を爲すに至れり。北村銀行及七十九銀行に關係最も深き難波銀行の休業となり、人心恟々、恐慌は全市を掩ひたり。卽ち之れに引續いて福永天王寺百五十二前島等の諸銀行陸續支拂を停止し、日本銀行其の他大銀行の助力に依て纔に支へたるものは逸見五十八近江大阪實業天滿旭等の諸銀行に過ぎず、其の他一般銀行も亦其の影響を受け、一時資金の疏通は全く停止し、大阪の經濟界は擧げて慘澹闇黑裡に閉されたり。而も其の餘波は近畿一圓に及び月の中旬以後には略〻鎭靜に歸したるも、之が反響は大いに商工業者を困難に陷らしめたり。而して日本銀行大阪支店の貸出は一千萬圓以內なりしに、右の動搖起るや僅か四日間に六百九十萬餘圓を增加し、更に月末迄に百三十萬餘圓を增加せり。又金利も動亂後、亂脈を極め三錢二三厘又は八厘又は四錢を唱へたり。大阪に於ける恐慌は堺にも及び、同市の指吸貯蓄銀行大西銀行等の諸銀行も亦預金の取付に逢へり。此の他大和地方に於ては奈良市の奈良銀行は同月半ばより預金の取付に逢ひて遂に其の支拂を停止し、又三十四銀行支店郡山六十八銀行支店奈良銀行奈良貯蓄銀行等皆取付に逢ひ、二十日より三日間に奈良市各銀行總預金三百萬圓の中其三分の一を引出されたり。尙ほ櫻井銀行

田原本銀行中和銀行等皆支拂を停止するに至りしが、下旬に至りて漸く人心安定し鎭靜に歸したり。更に又大阪の恐慌は四國に及び、讃岐銀行、讃岐貯蓄銀行の支拂停止となり、又京都にも波及して百三十銀行支店四十九銀行支店等取付起り、川越銀行の支拂停止、古橋銀行相東銀行城南銀行其の他諸銀行何れも取付に逢ひたり。更に三河の豐橋銀行四月二十二日支拂を停止するや、其の影響は延て名古屋に及び各銀行共取付に逢ひ、又三重縣の恐慌は一月下旬桑名百二十二銀行の支拂停止を始めとして桑名商業銀行の如きは屢〻取付に逢ひ、山田銀行及度會商工銀行が四五月に於て休業し、長崎地方にも支拂停止を爲せしもの一二ありたり。斯くて世人の銀行に對する信用は極めて薄きものとなり、不安の念愈〻深く些細の風評にも預金取付の勢を釀成するの狀態を呈し、卽ち明治三十四年春期の恐慌は九洲に發し、東京に至り、殊に大阪を中心として、殆んど全國を席捲したるものとす。

這般の金融恐慌は單に以上に述べし所のみにあらず、四月以後商工界に及び、所謂商工恐慌を現出するに至れり。卽ち大阪の關西貿易會社の倒產を始めとして、大阪石炭商の破綻、洋反物商の苦境、京都の日本石鹼會社の工場閉鎖、東京の深川木場材木商の殆んど破綻に瀕せるが如き、又機業界に於て休業するもの續出し、京都附近大和河內等を始め名古屋武州兩毛地方等も危機に瀕したり。其の他神戶に於ける燐寸業者、各地の陶磁器、煉瓦、硝子製造業、鐵工所業も窮境に陷り、斯くて明治三十三、四年の恐慌は前の明治三十年の恐慌に比すべくもなく慘澹たる狀況を呈したり。

然れども五月を以て恐慌は鎭靜に歸し、日淸戰後の戰捷景氣、投機熱は玆に於て掃蕩するを得たりと雖も、同時に經濟界は全く沈衰時代に入り、爾後整理萎縮裡に推移せり。普通銀行に就て見るに、其の發達が行數に於ても、資本額に於ても明治三十四年の增加を頂上とし、以後却て減少するに至りし

は、仍ち戰後第二次反動の結果と云ふべきなり。今、參考の爲め明治三十四年の狀況に就き、銀行局年報書」の記述を擧ぐれば左の如し。

明治三十四年は經濟上頗ぶる多難の年にして一般市場は遂に警戒を解くに至らずして終れり。蓋し上半期に於ては貿易市場前年來の餘波を承け貨物の輸入超過尙ほ夥く、正貨の流出亦少なからざりしを以て、一般の警戒は前年より一層深きを加へ、銀行者は只管資金の回收を圖り、商工業者は取引上信用の程度を減縮するに至れり。是を以て平素資力不相應の取引をなし來れるものは往々困難に陷り、一二月の交に至り、九州各地に銀行預金の取付を續生し、其勢急激にして之を自然に放任せば、其影響測るべからざるものあるを以て、日本銀行は之が救濟を勉め、遂に甚だしき破綻を生ずるに至らずして止みたり。然れども爾來世人の銀行に對する恐怖心は益〻深く、些細の非評も直ちに預金取付の風を生じ、四月に入りては大阪其他二三の地方に於て、仕拂停止の非況を現はし、五月に入りては京都を中心として、急激の取付起り、其勢殆んど底止する處を知らざるの情況なりしが、本行其他の同業者の救濟に依りて沈靜に歸せり。爾來經濟界も漸く靜定に赴き、本行より救濟の爲めに貸付たる資金も漸次回收の途に就けり。而して貿易市場も春來の形勢を一變し、正貨は上半期の終より既に輸入の超過を來たし、貨物は消費の減少と生絲、羽二重等の盛況とに依り、十月以後著しき輸出超過の趨勢を來たし、尋で米作の豐饒なると、清國事變の略〻決定を告ぐるに至りたるとに依り、人心稍〻緩和せり。然れども前年來の經濟上の非況に鑑み、尙ほ持重の態度を保ちしかば、市況寂寞の間に年を終れり。

市場の大勢斯くの如くなるを以て、本行は時勢に從つて貸出高を消長し、前年末の貸出高は壹億九百萬圓以上なりしが、本年に入りては逐月減少の傾向を示めし、六月末の決算期に於ても七千參百餘萬圓に過ぎず、下半季に至りては其貸出高は益〻減少し、十二月に至りても時々參千八九百萬圓に下り、年末に瀕し頓に增加したるも亦五千參百萬餘圓に過ぎず。之を前年に比すれば實に其半數に充たず、之に反して政府貸上金は歲首の千貳百萬圓より漸次增加し、年末には遂に四千百萬圓に達したるを以て市場貸出の僅少なりしにも拘らず、尙ほ貳百餘萬圓の制限外發行を爲すの止むを得ざるに至れり。

惟ふに日清戰爭以來官民の事業は長足の進步をなしたりと雖も之と同時に亦經濟社會の變態を生じ、物價の騰貴貿易の不權衡資金の缺乏奢侈の增長等を來たせり。而して此變態を平時の秩序に復せんには必らず不景氣の難關を經過せざるを得ざるものにして、三十三、三十四年の交は實に此時期に際會せるものなり。今や銀行業者は幾多の經驗を得て、大に警醒する所あるが如く、一般國民も亦勤儉貯蓄の要を感じて銀行預金の增加を來たし、外國貿易は漸く順調に向ひ、經濟社會は將に健全なる發達を見んとするに至れり。

其の後輸出は漸く增進して先づ貿易方面より回復の動機を招來し、銀行預金も漸增の傾向を辿り、金融漸く緩漫を告ぐるに至れり。更に明治三十五年に至るや、正貨準備も增加し、破壞されし信用は徐々に回復に向ひ、同年三月十九日日本銀行は貸付割引共利子を二厘引下げ、六月二十六日に至り、更に二厘の利下を爲せり。九月末日本興業銀行の手を經て五千萬圓の公債を海外に賣却するや、此の外資輸入により日本銀行の正貨準備を增加し、同行は明治三十六年三月十八日迄に更に三回の金利引下を行ひ、玆に最低率を示すに至れり。從て、一般市場に於ても金利の低下を見、東京市場は貸付日歩最低一錢一厘の低率を示したり。

其の後勃發したる日露戰爭は明治三十七年二月に始り、翌三十八年五月に至る迄十六箇月間繼續せり。之を日清戰爭に比較するに期間に於て二倍、戰費に於て實に八倍の大にして我經濟力にとり戰爭の壓迫量頗る大なるものありたり。日露の關係は明治三十六年下半期より漸く重大となり、之が爲め大いに人心を警戒せしめ、金融の引締りを示したるが、其の愈〻開戰に至るや、軍需品及日用必需品以外のものは市況不振を告げ、殊に京都、桐生、足利等の機業地の如き、甚大なる打擊を被れり。銀行界に於ては百三十銀行の當時の變動に堪ふる能はずして遂に破綻を暴露するを見たり。

而して日本銀行の正貨準備は甚しく減少し、兌換制度の基礎危殆に瀕するに至りしが、他方財界は通貨の急激なる收縮に依り、名狀すべからざる窮迫に當面せり。然るに明治三十六年第一回一億圓の外債成立し、其の後三十七年十一月三十八年三月及七月の三回に亙り八億二千萬圓外債成立し、其の結果正貨準備の增加となり、更に屢〻保證發行行はれたる爲め、勢の赴く所通貨の膨脹となり、物價は騰貴して財界を鼓舞し、茲に戰爭景氣を現出せしむるに至れり。更に明治三十八年に至りて二千五百萬磅及二千三百萬磅の二回の外債成立し、加之、同年以降民間に於ける外資の輸入五六千萬圓に上りたるを以て、戰後の財界は明治三十九年に至り活況其の頂點に達したり。

然りと雖も戰後の景氣振興は其の勢遂に投機熱となり、僅々五六箇月間に十有餘億の新會社の興起を見たりしが、果然明治四十年一月に於ける株式の崩解を以て茲に反動の端を發し、而して株價の暴落による有價證券價格の低下は、信用を極度に膨脹せしめ、銀行の信用を根柢より動搖せしむるに至れり。又一方に於て貿易の逆調は米國に於ける恐慌の影響に因りて殊に甚しく、我輸出產業を窮境に陷らしめたり。斯くて極度の不景氣は四十年末より四十一年前半に亙りて持續し、商業は沈滯し、信用は梗塞し、遂に銀行にして預金の取付に逢ひ、又臨時休業せるもの頗る多く兩年に亙り支拂停止三十五行、取付を受けたるもの七十餘行に及べり。當時大藏省に於て調査したる「不景氣の綜合的原因及回復の經路」を見るに、這般の恐慌の本質を究めて餘す所なし。卽ち次に之れを揭載して以て說明に代へんと欲す。

不景氣の綜合的原因及回復の徑路

不景氣の眞相は當業者の觀る所の如く各商品多くは其極點に達し或は稍〻回復の素地を認め得るものなきにあらず。思ふに市況の不振は昨年四五月に於て最も著しく爲に人心の動搖を來し爾後七八月に亙りて稍〻回復靜穩の狀を呈せしも、是れ一時の小康に過ぎずして、秋末以來再び不振を繼續し本年に入り現時に亙りて最も銷沈の極に達したり。然れども斯く不況の事實の深甚なるに拘らず、一般の人氣は漸く緩和して復た昨年四五月の如く險惡ならざるものあり。蓋し之が理由は不況の原因を究むるに依て自ら氷釋せらるべきなり。不況の原因を詳悉せんには戰後經濟界の大勢より論述せざれば固より充分ならず。例へば我國財政の膨脹に伴ふ通貨及租稅の關係、歐米財界恐慌の反響、銀銅價下落の影響及南淸に於ける日貨排斥同盟等の如き其の主なる項目なるべきも、之を論ずれば問題自ら廣汎に亙り現時不景氣の眞因を究むるに於て適切ならざるものあり。依て玆に其の最も市況に近接の因を爲すもののみに就きて研究するに先づ外面の事情卽ち需要の關係に於ては大率左の如き原因あるを認む。

(一)株式投機熱の反動　三十九年より四十年に亙りし株式の暴騰は、平常株式賣買を嫌忌せし多數の人々をも驅て之が渦中に投じたりしが、其の崩落の端を發して以來權花一朝の榮華も忽ち夢と化して成金者流の沒落資產家の倒產等都鄙を通じて悲劇を演じたるもの少からず。然らざるも株式損金の爲め資產の幾分を減じたるは疑なく、且又持株の下落に依りて株主の資產は確に減損を來せしかば、是等中流以上の方面より資金の浮動するもの減少し、隨て商品の需要を衰退せしめしが、今日に至て其の反動益〻著しきが如し。

(二)米價の低落　米價の十三四圓臺は三十六七年の豐作尻なる三十八年に於て現はれし相場にして敢て稀有の安値と云ふべからざるが、昨春に於て一旦十八圓臺を見し相場が暮年ならずして四圓以上の低落を來せしものなるが故農家の儲米を賣惜めるは當然なりと云ふべく、隨て昨年の米作は五千百九十萬石を唱へて未曾有の豐作なりと云ふも農家の胸算に於ては敢て收益を增加せず。加之既に賣放ちしものは豫期の收入を得る能はず、況んや關東及東北地方の如き減作の地方にありては其の收得の減少歷然たるに於てをや斯くの如きを以て農家の購買資力は著しく衰退し各市場の人氣も亦之に連れて沈衰せり。

(三)戊申詔書の感化　左なきだに需要節減に傾ける折柄くも勤儉自彊を奬勵し給へる戊申詔書は其の感化著し

きものあり。唯中央都會の地に於ては其の影響見るべきものなきも各地方殊に村落に至ては地方官が極力御趣旨の普及に努めたる結果冠婚葬祭の儀禮は勿論日常生活に向ても極端なる節約を爲すの風行はれしかば勢ひ奢侈品ならざる必要品までも購買を見合はすに至り又宴會贈答の如き費用も詔書を口實として之を避くるが如きは敢て珍らしからざるに至れり。

(四)官民事業の縮小及繰延　政府は經費の節約より民間に於ては事業の不振より共に擴張計畫を縮小し或は事業を繰延べ或は中止を爲す等消極の方針に傾きしかば是等の方面より需要されたる建築材料品原料品職工用衣糧品等の需要減退となりたり。

(五)勞働者の失職及收入の減少　官民事業の縮小及繰延の結果として職工及勞役者の解傭さるるもの多く留職者も賃金を引下げられ且つ小工場の窮狀內職の閑散を來せる等下層社會の收入は著しく減少したるが爲め商品の需要も之に伴て減少せり。由來貯蓄心なき勞働者は曩に事業盛況の際に當ては得たる收入は得るに隨て消盡する爲め商品の好賣行を見たると同じく現時收入の減少が直に商品の不賣行に影響するは最も看易き道理なりとす。

(六)海外輸出の減退　內地の不況は各品市價の低落を來せしが若し海外事情の良好なるありせば輸出の增進を來して大に活路を求むべかりしに我商品の大需要國たる米國は財界の恐慌と大統領選擧期の影響に因り淸國は銀塊の下落日貨排斥熱等に因り輸出も亦意外の不況を告げたるが爲め一層內地の市況をして不振ならしめたり。

(七)商人思惑の衰退　商況の隆盛なるに當ては商人は眞需要の外に思惑の需要を喚起し同業者相互間に商品の轉輾轉行はれ其の轉輾の都度多少の收益を算するものなるが不況に際しては轉輾の都度却て損失となるが故に眞需要の外に思惑を走するものなく隨て取引は縮小され店備品も直に之を補充することなく當用的の需要に向て僅に小口の注文を發するに過ぎざれば之が爲め生產家に與へたる打擊は頗る痛切にして一般國民需要減退の事實以上に不賣行を感ぜしめたるが如し。

是等外面の事情と相俟て商品供給の方面に於ける內面の事情にも亦左の如き不況の原因と見做すべきものあり。

(一)事業膨脹の結果に因る製品の過剩　諸商品市價の騰貴と株式の盛況とは企業家をして垂涎措く能はざらしめしもの是れ戰後無數會社の簇生し併に旣設會社の增資行はれし所以にして就中同種類の事業にありては需要高の推定を誤り市價の基礎を誤算せしもの多く爲に期せずして生產過剩の結果を來したり。彼の紡績、砂糖、肥料、セメント、煉瓦、製粉、毛斯綸等の如きは皆此の類にして又個人經營の小工場にありても同樣の境遇に陷りたるもの比々皆然りとす。

(二)增稅及需要增加の見越に因る輸入品の激增　砂糖の如き外國米の如き羅紗其の他の洋織物の如き洋紙の如き肥料の如き皆一時は見越の輸入を激增したるものにして其の增稅見越たると戰後需要增加の見越たるとを問はず齊しく不賣行の爲に目算の齟齬を來し一時は少からざる停滯高に達したり。

(三)供給過剩より來る當業者の競爭濫賣　內地製品の過剩と輸入の激增とに因り供給の過多となり在荷の停滯を來せしより當業者は勢ひ競爭濫賣の弊に陷り資金の回收は一層澁滯して當業者の困難益〻甚しく或は內部の失態を暴露する等暗雲市場に漲りたり。偶〻合同的態度を以て販賣協定を爲し或は之を爲さんとするの機運に立至りしと雖も其結果に於ては見るべきものなかりき。

(四)當業者營業の不熟心　需要は如何に不振なりとも營業方法にして宜しきを得ば多少とも其賣行を增し或は案外なる邊に新販路を開拓することなきにあらず。然るに商人の多數は損益常なき危險を犯すの勇氣なく、左りとて利益なきに動くは愚なりと爲し或は退嬰自屈し或は自暴自棄に流れて營業の振興を圖らんとするの念慮に缺乏する處あるに至りしは亦商況不振の一因たらずとせず。

(五)當業者信用の缺乏　商人中株式の失敗と商品の思惑損との二者何れかの打擊を蒙らざるものは少く或は二者を兼ねて資力の蕩盡を來せしものあり然らざるものも資力復た前日の如くならず殊に不德の行爲を爲すものにありては同業者間に忌彈さるるのみならず延いて他方面に對する同業全體の信用を失墜するの結果

となり取引は益〻縮小するに至れり。

(六)金融業者の警戒　商品の停滯と云ひ、當業者の信用缺乏と云ひ、銀行及び倉庫業者等の之に警戒を加ふるは當然にして或は貸出を制限し、或は利子を引締め、極端なるは貸出を中止し、滯貸は努めて回收を迫る等、金融業者自衞の必要上執れる方針が、商況の不振を助長したることは爭ふべからず。然りと雖も、之が爲め當業者の無謀を矯め失敗を防止して市場の安寧を維持したるの功は沒却すべからざるなり。

以上列擧せる內外諸原因の輻輳して、現時に至る不況を釀生したるが、今や內面の事情に於て先づ多少の變化を認むべきあり。卽ち

(一)各工業會社は紡績、製糖、製粉、セメント、肥料等を始め小工場の末に至るまで、總て操業の短縮或は休止を爲して生產額の減少を圖ると共に製品賣透かしの方針に傾きたる一方には

(二)激增せる輸入品は其の後殆んど輸入を絕ちて漸次在荷の減少を來しつつあり。斯くて

(三)市場の停滯品は漸く整理の一段落を告げ、今尙停滯の憂ひあるものは僅少のものに過ぎずして、之とても漸次減却に向ふべく、卽ち綿絲の如きは却て不潤澤を訴へ、砂糖も數月ならずして拂底を告ぐべき形勢にあり、外國米とても亦早晩一掃せられざるべからず。是を以て

(四)金融業者の態度も亦一變して確實なるものには資金の放出を辭せざるに至り、又

(五)當業者も玆に新陳代謝して恐慌の餘波漸く收まらんとするの傾向あり。唯近時大日本製糖會社の不始末、東京鐵道會社の紛紜ありて株式市場の人氣を害し、延いて是等の株式社債に關係ある金融業者が多少の警戒を加へたるは餘儀なきも、之が影響は一般商況の上に波及するに至らざれば、如上の狀態は尙將來に繼續するものと見ざるべからざるも、外面の事情たる一般の需要は、尙容易に振起せざるが爲め、未だ局面の轉化を見る能はず、是れ金融緩慢にして尙且つ市況不振の現狀を呈せる所以なり。

然らば今後景氣の回復を見るは一に需要の振興に待たざるべからざるも、需要減少の原因として前述せる數多の事情は、多くは大勢の推移に依て變化すべきものにして、今後養蠶、麥作及米作の豐凶如何は少くも本年に於ける景氣の好否を卜すべきも目先區々たる需要期の關係の如きは、敢て多大の望を屬すべからざるに似たり。尙米價の回復は市場の人氣を刺戟すること大なりと雖も、本年內に於ける回復力は甚だ遲緩なるべく、殊に官民事業の縮小は、濫に擴張の機運に至る能はざるの事情あり、隨て商人思惑取引の行はるることも亦寥々たりと想像せざるべからず。是を以て景氣は循環の理法に依りて今や回復の端緖に就けりと雖も、之が進路は固より急激なる能はざるべし。

爾後我經濟界は沈衰の時代を經過せしが、政府は國內に於ては非募債主義を採ると共に、更に國債の償還を爲し、或は外債の募集により外資を輸入し、明治四十三年中政府の手に依る外資の輸入は二億圓に達したり。此の他公、市、社債にして海外に賣出されたるもの尠からず、而して此の如き外資の流入は明治四十三年の景氣回復を齎らし、一時好景氣を招來したるも、明治末年の下半期より再び不況に轉じたり。

第三款　世界大戰時の金融事情

世界大戰が歐米交戰國の政治上、經濟上其の他社會各般の方面に空前の激變を齎し、世界の秩序に一轉期を劃したるは敢て多言を俟たざる所なるが、直接に戰爭の影響を蒙る事比較的輕微なるべしとせられたる我國に於ても其の波動決して輕少ならず、我經濟界は此の爲めに種々重大なる影響を蒙りたり。以下之れに就きて順次說述する所あるべし。

(一)　一般金融事情

我國金融界は大正元年來の警戒情勢を持續して、大正二年に入れり。支那南北の間乖離の形勢漸く著しく、遂に南北戰を交ゆるに及び、銀行は更に警戒を加へ、金融從て緩和に至らざりしが、輸出向生

絲の好況を動機として商況立直り、金融市場亦歐洲市場の好調を承けて一時小康を呈せり。尋いで大正三年に入るや、一般經濟界は前年に續きて愼重の度を持し、銀行は久しきに亙る警戒に因り資金の餘裕を生じ、內地商況は米價下落を主因として沈靜を保ち、就中綿絲織物肥料等地方向商品の取引不振を示したり。他方、政府は前年來の財政整理によりて得たる餘資を以て、大藏省證券及內債の償還に充當したるが爲め、金融は緩慢を告げ、金利は低落を續けたり。四月に入りては、御大喪のこと行はせられ、さなきだに不振に傾ける內地商況は更に沈衰し、生產制限を唱ふるもの多きに至れり。以上の如く歐洲戰爭勃發以前に於ける我國經濟界は、一般に警戒裡に沈滯して經過せしが、此の如きは一面大正二年度に於ける政府の行政整理及大正三年に成立せし新內閣の財政方針が緊縮を主とし、非募債主義を宣明したること等に由る所尠からざりしものあるべし。

既にして歐洲に戰亂勃發するや、各交戰國を始め、其の他諸國の經濟界に及ぼせる影響甚大にして各種經濟機關は一時其の機能を停止せり。而して之が本邦經濟界に波及せし影響亦決して輕少ならず、生絲を初め、歐洲諸國を仕向先とせる商品は多く販路を失ひて滯貨し、相場は崩落を告げ、他方歐洲よりの輸入品は入荷の杜絕又は減少に依り現貨の拂底、相場の暴騰を招き、當業者の困難は頗る甚大なるものありたり。斯くの如く大正三年下半期は未曾有の戰亂に際會したるのみならず、豐作の爲め米價の下落は益〻急激を加へ、一般商況の不況と金融業者の警戒とを以て終始せし爲め、一般資金の需要は概して少く、兌換券の年末發行高の如き、明治四十三年以來の最低たる三億八千五百萬圓を示せる狀態なりき。然るに經濟界は時日の經過と共に、漸次戰爭の長期に亙るべきことを豫想し、時局對策の計畫を樹つるに至りしを以て、大正四年に入りては、經濟界の一部に幾分新生面を啓きたるものあるに至れり。

大正四年に於ける經濟界變轉の先驅を爲したるものは、實に外國貿易の好況なりとす。我外國貿易は時局の影響に因り、大正三年下半季に於て特に不振を極めたりしが、米國の歐洲諸國向輸出貿易は四年春頃より著しく殷盛に向ひ、同國の經濟界は一般に好調を傳へたり。我國外國貿易、殊に輸出貿易の好調を示したるは恰も米國市場の好景氣に響へる時期にして、米國を初め、支那南洋諸島に對する輸出の激增と、交戰國への軍需品の供給增加とは蓋し之れが主因を爲せり。而して輸出貿易の好況は米價の漸騰、海運業の旺盛等と相俟て經濟界に活氣を齎らし、一般商品市場亦年末に近づきて好況を傳へたり。

順調に嚮ひし外國貿易は大正五年に入りて益〻時局の好影響を受け、輸出入額の增加、輸出超過の趨勢顯著となりしのみならず、海運界は引續き盛況を呈せり。從て外國爲替は絕えず順調を呈し、正貨は流入し、內外に於ける本邦正貨保有高は漸增し、延て著しく內地の金融を緩和せり。卽ち內地金融界は資金概ね豐富にして、遊資增加の勢は八、九月の交に至りて殊に著しく、爲に日本銀行は四月と七月との兩度に、公定金利各一厘方の引下を行ひ、斯くして金融緩慢、金利低落の大勢は十一月初旬に至るまで持續し、此の間に社債、市債等債券類の發行せられたるもの尠からず。然るに他方に於て物價は春來昂騰の趨勢を辿り、且つ輸出貿易旺盛の結果、紡績其の他の製造工業電氣業鑛業航運業等の新設擴張盛に企畫せられて勞賃の昂騰と株式市場の好況とを誘致し、加之、繭價の騰貴と米價の上進とに因りて農村の消費力增大する等資金の需要漸次增加し、金融は稍〻繁忙を呈するに至れり。偶〻講和說の傳へられ、財界一時混亂を呈し、殊に年末に至り決濟資金の需要は例年よりも多く、市中金融は勢

ひ引締の狀態にありしも、株式市場の鎭靜後は幾分緩和の狀態を示したり。其の後大正六年中に於ける本邦經濟界は、幾多の內外事件續發して、種々其の影響を蒙れり。就中印度のカウンシル・ビルの賣出制限、米國の參戰及鐵竝に金の輸出禁止、露西亞の革命、獨露の休戰、各國に於ける輸出入の禁止又は制限、本邦に於ける暴利取締令・金輸出禁止令・船舶管理令等に因り尠からざる打擊を蒙りたり。然れども外國貿易は依然增進し、而して企業界を初め海運界・株式界及一般商業界何れも八月頃までは頗る活況を呈し、事業計畫資本は每月巨額を算し、運送賃・傭船料及船價は未曾有の奔騰を告げ、諸株式は沸騰し生絲・綿絲亦異常の高値を示したり。然るに其の後に至りて、內外戰時諸施設の影響を蒙る事頗る大なるものあり、又米國の參戰に起因せる種々の惡影響は漸次其の鋒鋩を現はせるを以て、經濟界は玆に一頓挫を來たせり。經濟界の情勢斯くの如くなりしを以て、金融の事情亦之に隨伴せざるを得ず、年初に於ては前年來の沈靜を承けて緩慢の趨勢を持し、三月に入りては日本銀行公定利率二厘方引下を見たりしが、其の後前述の如く各方面活況を示し、製絲資金の需要に加へ、爲替銀行の遊資吸收益〻著しくなりしを以て、玆に金融は漸く引締の趨勢に轉じ、殊に八月に於ける綿絲・株式の崩落後は金融業者の警戒一層嚴を加ふるに至れり。

斯くて此の當時より經濟界は漸く轉換期に入れるものの如し。米國の大戰參加を機として經濟界の裏面に於て漸く戰時的壓迫の萌芽を見たること上述の如しと雖も、尙前年來の異常の好景氣は夏季に至るまで持續せられ、八、九月の交より經濟界頓挫の趨勢漸く現はれ、將に轉換期に入れるを思はしめたり。尤も大正六年下半季に於ては好景氣の餘勢尙ほ衰へず、年を通じては各方面に亙り概して好況たるを失はず、企業界の如き前年に比し、更に一層の殷盛を示したり。大正七年に入りても

經濟界は外觀上尙ほ好調を示し、卽ち對外貿易は大勢に於て好況を持續し、海運界は對米船舶提供と輸出入貨物の增加とに依りて活況を傳へ、一般商況も亦順調にして物價昂進し、一時頓挫の兆を示したる事業界に於ても新設擴張は再び殷盛を告ぐるに至れり。而も前年以來、戰時的施設の壓迫を蒙りつつありたる經濟界が、大正七年上半期中に相踵で起りし內外の諸事情、就中獨軍の露國侵入、露國の屈辱的講和承認、米國の一般的輸出入制限說、西比利亞出兵說及爲替資金問題等に因り、直接間接に惡影響を蒙りたる事實は之れを蔽ふべからず、唯前年來の貿易好調に伴ひ、內外に於ける我正貨は月を逐ふて蓄積增加し、爲に通貨は膨脹し、內地物價は大正六年下半期以來加速度的に昂進を續けたるを以て、經濟界の裏面に橫はれる上述の惡材料も大正七年春季に至るまでは其の影響を外面に現はさず、大勢に於て好調を呈したるに過ぎざるなり。而も同年三、四月以降此の種の壓迫は愈〻著しく、各種の惡影響は相踵で外部に顯出するに至りたるが、就中西比利亞出兵滿洲守備軍の移動を初め、物價暴騰を主因とせる米騷動、事業會社に於ける同盟罷工の頻發等に依りて其の受けたる打擊は深甚なるものありたり。政府は一方に於て米價調節の目的を以て調節資金を支出し、穀物收用令を公布する等應急の措置を講ずると共に、他方爲替資金調達の目的を以て、八月及九月中に二億圓の臨時國庫證券を發行し、別に爲替委員會を設けて之が根本的救濟策を攻究せしむることとせり。尋で九月末に於ける勃牙利の屈服を先驅として、中歐同盟國側の休戰條約承服を見るや、經濟界は一般に戰後の動行に對して不安を抱き、其の裡面に於ては種々不祥事の發芽を藏し、市場は概して講和氣分を以て充されたり。而して此の間に於ける金融の趨勢を觀るに、上半期中は概して緩慢なりしが、其の後資金の需要漸く增大せんとするに當り、八月以後臨時國庫證券・佛國國庫債券・第二回政府保證興業債券

等多額の發行あり、加ふるに爲替資金の需要漸增し、金融益〻緊縮を呈し、日本銀行は公定利率を九月及十二月の兩度に各〻二厘方引上げたり。尙從來各地銀行間の預金爭奪の弊風は金利の引締に伴ひて益〻其の度を加ふるに至りたりしが、遂に十二月に入り主要都市に於ける銀行間に於て預金利率の協定を斷行するに至れり。

（二）國際貸借關係の變化

戰爭の我國經濟界に及ぼせる影響は逸早く對外貿易の上に現はれたり。卽ち貿易品の內容及其の方向に著しき變化を齎し、更に特筆すべきは實に貿易大勢の變轉之れなり。我國は明治初年以降數年の例外を除き、常に輸入超過を續け、爲に對外債務は逐年增加し、歐洲大戰前に於ては最早其の利拂にさへ困難を感ずるの狀態にして對外貿易關係の前途甚だ憂慮すべきものありたり。然るに大戰勃發以來局面玆に一變して、舊來の輸入超過國は忽ち輸出超過國に轉じ、從て國際金融上に於ける我國の地位頓に改善せられ、戰時一般經濟界活躍の素因を成すに至れり。卽ち開戰當初は歐洲混亂の餘波を受けて輸出入共に減退を免れざりしが、大正四年以來露西亞、英國、佛蘭西よりの軍需品、食料品等の註文を始めとし、支那、印度、南洋其の他世界の各方面より本邦品の需要殺到し、又米國經濟界の好況に伴ひ、生絲等の賣行旺盛を告げしが故に、輸出貿易は急激なる增進を見るに至れり。他方輸入貿易も內地產業の勃興と共に外國產原料品に對する需要を激增して、大正五年以來著しく好況に向ひ、從て貿易總額は未曾有の膨脹を遂げたり。

本邦對外經濟關係の激變は上述の如く貿易の好調其の主因を爲せるは明かなる所なりと雖も、他方に於て貿易外受取勘定の著增も亦與つて力ありとす。卽ち大戰以來世界的船腹の不足に依る運

送賃率、傭船料の暴騰は海外貿易の旺盛と相俟て運賃收入の激增を生じ、保險料收入の增加と共に、交戰國に對する兵器賣却代金の如き特殊の收入輕少ならざりしを以て、貿易外受取勘定も一時激增して、大正四年より七年に至る戰時四箇年間に受取超過額累計十三億餘萬圓に上れり。

我國の戰前に於ける對外債權債務關係は、債權の四億六千萬圓に對し、債務は十九億圓に上り、海外拂の利子は每年六七千萬圓に上る狀態にて、對外經濟關係の前途憂慮せらるるの狀態にありたり。然るに上述の如く、貿易の著しき好調に因り、本邦對外債權は累年增加し、斯くて金の回送、從來の對外債務の支拂と共に進んで海外放資の方針に出づるに至れり。而して對外債務に就ては政府及市外債の償還、社債借入金の償却及流出內債の買戻等に依り、開戰以來大正七年末迄に三億圓を減少して十六億圓となり、他方海外放資として外國債の應募買入及對支貸付、企業放資を合して對外債權の增加せるもの大正七年末迄に十五億圓を算し、從來の債務國は一變して債權國たるに至れり。

此の如く國際貸借の順調となれる結果、期せずして本邦對外債權の增加を促したるのみならず、所有正貨に於ても著しき增加を見、卽ち開戰當時の大正三年七月には政府及日本銀行所有を合し正貨は三億五千萬圓に過ぎざりしが、戰爭の進行に伴ふ貿易關係の好調により、爾來正貨は累增して、大正七年末十五億九千萬圓に達し、優に戰前の四倍となれり。

第四款　世界大戰後の金融事情

（一）休戰後の金融事情

休戰成立後、先づ現はれたるは銀行の警戒的態度なりとす。大正七年十一月休戰條約締結以來、經

濟界一般に警戒的傾向となり、而も戰時特異の經濟狀態より平時の狀態に復歸せんとする過渡期に遭遇せる爲め、經濟界には種々の變動を惹起し、且尙將來幾多の變動を惹起すべき懸念ありたり。殊に染料・藥品・金屬類等の所謂時局關係品の市價暴落を初めとし、海運界の不振は自然運送賃の下落となり、又內地產業にありても鐵工・造船等の中一部には工場閉鎖・事業の轉換等其の受くる所の打擊尠からざるものあり經濟界の前途容易に逆賭し難く、金融界は漸次警戒の度を昂め、新規取引は勿論、從來の顧客に對しても、成る可く長期貸出を避くるの狀態となり、斯くて市場資金の移動減退したるが、金融界は漸次警戒濃厚となるに從ひ、緊迫の傾向を以て十二月に入れり。此の間十一月二十五日日本銀行金利の引上あり、之れ大體市中金利の趨勢に順應したるものなるも、之れにより、更に市中金利を引締めたるの事實は否み難く、前途の警戒の念を助長せしめたり。偶〻大阪に於て染料商の破綻事件を初めとし、洋紙商・鐵業者等の窮狀を暴露するあり、其の他整理を要するもの頻出し、手形不渡は日に增加するの狀態を呈したるを以て、大阪市場の警戒は勿論、東京に於ても其の影響を受けて、或は石炭商の內に窮狀を暴露せしものある等甚しく金融界を刺戟し、銀行は極力資金の回收を計り、資金を增加し以て萬一の變に備ふるの有樣にて、休戰後各銀行手許在高は逐日著しく增加を示すに至れり。

東京及大阪手形交換所不渡手形表

年月	東京 枚數	東京 金額	大阪 枚數	大阪 金額
大正七年十月	三三	一五、八四六円	二〇	二九、二八九円
同　十一月	三七	二八、八二九	三六	四四、七八四
同　十二月	四二	五六、〇四五	五九	一三〇、五八三
大正八年一月	三一	二九、一一二	四三	五六、八〇六
同　二月	四九	五一、七〇六	六一	五七、七五六
同　三月	五〇	六六、六〇七	四三	六七、三五三

元來、戰時中に於ける殷盛は阪神を中心として勃興したるもの著しく、休戰後の反動も亦從て同地に鋭敏なりしは當然にして、金融市場の警戒も亦大阪に於て最も嚴重なりし所なり。十一月末、染料商福喜洋行の破綻は其の債務總額千八百萬圓、關係銀行本支店を合して三十三行に及び、一時市場暗黑、人心恟々として金融市場の警戒愈〻加重したり。然れども金融業者と事業界との間に協調的步調成り、銀行業者其の整理に協力すると共に、其の他の取引先に對しても資金の貸出及其の回收に就き努めて愼重の態度を持し、各種の方策を設け、各方面恐慌を未然に防ぐ事に協力盡瘁する所ありたり。斯くて大阪に於ける手形不渡又は取引中止は甚しく、十二月十七日の如きは不渡十二人十三口に及び大阪手形交換所開設以來稀有の多數を示したり。而して休戰以來歲末迄に發表されたる破綻事件は染料商を初め、鐵・洋紙・莫大小・皮革・海運業者等百三十餘件に上り、從て銀行業者は手許資金の潤澤を計り、爲めに日本銀行大阪支店の一般預金は著增し、十二月十三日には二千六百七十六萬圓なる巨額に達したり。

斯くて七年々末には同年中に於ける一般經濟界の膨脹と物價騰貴とに因り諸決濟資金は著しく增大し、爲めに資金の移動多く、手形交換高は日々非常に多額を示したると、一方經濟界の事情は益〻金融業者の警戒を助長し金利逐次强調を辿り、殊に長期資金の融通頗る不圓滑を極めしは當然の歸結なりとす。然れども斯くの如き狀態を以て進まば金融の梗塞より却て經濟界に如何なる事變を釀

成するやも計り難き狀態となりたるを以て、茲に金融業者にありても、取引先を鑑別して之れが整理に協調し、貸出回收に就ても愼重の態度を持するの方針を採り、又商工業者は共濟援助の方法を定め、其の他各方面に於ても恐慌を未然に防止するに努めたり。

休戰に依る經濟界反動の打擊は多く大正七年末迄に大體露はれたるが、大正八年に入りても尙年初、其の餘勢を受けて破綻窮狀を暴露するものあり、同年二、三月の頃には更に第二次的打擊の襲來あるべしと豫想せられ警戒嚴重を加へたり。

斯くの如く大正八年々初より三月頃に至る經濟界沈衰の反映は之れを銀行預金貸出にも認められる所にして、戰時中非常なる勢を以て增加せし銀行預金は大正七年十一月休戰成立以來增加の趨勢を阻まれ、殊に八年一·二·三月の交に於ける沈衰期に於て其の現象殊に著しきを見る。而して此中當座預金の減少比較的顯著なるは是商取引不振の結果を示せるものと云ふべし。貸出も亦大體漸減の趨勢を辿りたるが、其の減少率の比較的過少なるは是資金回收の捗々しからざると、各種會社にして、卽ち自然借入金の增加を來したるが如き理由に基けるものの如し。於て事業資金の必要ある場合從來の如く、拂込又は增資によりて之を調達し難き事情ありたるもの

斯くて金融市場は八年々初以來、概して緩慢の狀態を保ち、證券放資の風潮起り、二·四月兩度に於ける五分利國庫證券額面合計一億三千四百萬圓の募債の如きは非常なる好成績を收め、各銀行の所有證券は增加したり。斯くの如く金融は緩慢にして、一方銀行は多額の遊資を死藏し、又は低步の證券に放資するの狀態なるに反し、他方事業界には運轉資金に窮乏して經營難を嘆ずるものある有樣にて金融は依然圓滑なる能はず。然るに四月中頃に至るや經濟界は景氣亦立直り、卽ち金物染料藥品

類及米等の相場は大體底入模樣となり、海運市況亦頓に活氣を示し、之と同時に綿絲及生絲相場も好況を示し、株式市場活氣を帶び來りて商況稍回復の兆候を呈したり。更に五月に至り、綿絲市場の活躍に續て、米國市場の景氣回復より生絲相場の如き新高値より新高値に進み、砂糖·米亦新高値を現出し、株式市場も連日昻騰を持續して一般市況著しく好調を呈したり。之に隨伴して金融界も漸く是迄の閉散狀態を脫し漸次繁忙の域に進み、金利も亦漸騰し、手形交換高又著しく增加せり。而して此の景氣は六月に入り、益旺盛にして株式の上騰、諸物價の昻騰等諸般の狀勢は愈休戰の反動狀態を脫却したるものの如く、生絲綿絲の如きは未曾有の高値を告げ、事業計畫再び活潑を告ぐるに至れり。茲に於て經濟界は再び好景氣を現出するに至り、銀行の警戒も何時か緩和して貸出は再び膨脹の趨勢となり、休戰後一時縮小せし日本銀行兌換券の如きも四月を最低として再び增加に向ひ、景氣は爾後愈熟し來りて、遂に八年秋期より九年々初に至る白熱的好況期を見るに至りたり。

(二)　戰後の好景氣

既に述べたる如く、休戰成立後一時沈衰に陷りたる經濟界は大正八年四、五月の交より再び隆昌の曙光を呈し、折柄農產物の累年の豐收と其の市價の暴騰とに因る地方農村の繁榮に依り、其の生活程度向上し、爲に諸商品の需要を旺盛ならしめ、又講和條約調印及米國金輸出解禁の入報後は人氣益樂觀に赴きたるを以て、經濟界は益好景氣を示し、一般物價は六、七月以降著しく昻騰の趨勢を進めたり。從て又各種事業の創立擴張を企畫するもの愈多きを加へたるを以て、五、六月以降資金の移動漸く繁忙を加へ、金融漸次緊縮の傾向を辿りたり。斯くて日本銀行の貸出も逐月膨脹して、兌換券發行高は五月二十五日以後遂に年末迄限外發行を繼續するの狀態となれり。

然るに五、六月頃より勞働爭議各所に起り、物價調節に關する諸說又益〻提唱せられたり。七月中旬來稍〻景氣の增進を殺がれたるの感ありて、株式を初め綿絲、生絲、砂糖市場等何れも浮動に傾きたりしが、一方一般商品に對する實需取引は更に衰へざるのみか益〻旺盛なる勢を示し、綿絲市況の如きは間もなく回復步調に向ひ、株式市場も亦九月に入りて殆んど連日に亙りて昂騰を續け、經濟界は頗る殷賑の觀を呈し、金融益〻緊縮を告げたり。而して日本銀行の銀行引受手形及スタンプ手形の制度の創立あり、市場資金の吸引せられるありて金融市場は著しく强調の趨勢を示せしが、一方爲替銀行は之れに依り資金を一般市場に仰ぐことを得るに至れり。

右の如く一般經濟界の隆昌と又爲替資金を一般市場より吸收する銀行引受手形及スタンプ手形制度の開始等に依り、內地金融著しく引締りを呈せしを以て、日本銀行は爲替銀行が米國金解禁後米國其の他より取寄せたる多額の正貨を買取り、又一方政府が公債募集等に依りて增加したる日本銀行預金を以て爲替銀行の海外買持正貨の買上を續行したるが、尙此等を以てしても金融は緩和するに至らず、市中銀行の貸出は益〻膨脹し、金利は依然昂騰の一途を辿れり。經濟界の情勢は思惑熱愈〻熾烈を加へ來りしを以て、日本銀行は市場警告と市中金利の趨勢に順應して、十月六日公定利子二厘乃至三厘の引上を爲し、續て十一月十九日、更に二厘方の第二次引上を實施せり。而して日本銀行は金融業者に對し投機抑制に關する懇談を遂げ、其の他時局警告を爲す所ありたり。

物價騰貴の甚しきに至るや、世上の論難に對して政府は其の騰貴の主なる原因が投機思惑に存するものとし、地方長官に對し金融業者の貸出に就き特に取締を嚴重にすべき旨通牒を發したり。時局に對する政府及日本銀行の警戒如此なりしを以て、一般銀行業者にありても其の貸出に對する態度を愼重にし、殊に歲末金融に就ては一層警戒せし所なりしが、經濟界稀有の活況を承けて年末決濟資金の需要は著しく增大し、且又農村の投機熱旺盛なりし等の事情より地方送金多額に上り、又十月頃より爲替銀行がコール資金を吸收するの傾向生じ、彼此の事情相俟ちて金融益〻强調を呈し、割引步合東西共に二錢六、七厘、コールは東京市場に於ては三錢三厘迄上騰せり。而して長期貸出に對する警戒加はり取引頗る困難の狀を示し、歲末に至りては日本銀行に融通を求むるもの多く、日本銀行の外國爲替貸付金及普通貸出金の十二月末日殘高は各三億五千八百萬圓の多額を算し、貸出總額七億千六百萬圓なる實に巨額を示したり。殊に普通貸付の如きは八年二月末の三千九百萬圓に對比する時は其の激增驚くべきものありたり。

然るに大正九年に入りても前年秋季以來世上に最も喧しかりし物價騰貴の趨勢は依然として革まらず、大正七年を一〇〇とせる東京物價指數は九年三月には三三八を示し、八年三月の二一三に比すれば實に五割八分の騰貴を示したり。物價騰貴の傾向斯くの如くなりしを以て、投機熱は越年と共に愈〻其の勢を加へ、生絲、綿絲相場高値を唱へ、株式市場は空前の殷賑を呈したり。而して事業の創設擴張を計畫するもの愈〻多きを加へ、大正九年一月以降四月迄に其の額實に三十七億二千萬圓の巨額を算したり。斯くの如く經濟界熱狂的好景氣を現出するに至りたるを以て、金融市場の繁忙も亦著しく二月には一般銀行の預金協定利率の引上實施せられ、續て一流銀行の貸出日步引上げられ、各〻共の前途を懸念して長期の放資を手控へたるに際し、資金の需要は益〻增加し、殊に短期資金の取引繁忙を極め、株式市場の受渡資金亦多額にして、中央市場に於ける金利は著しく强調を示したり。然るに三月中旬株式市場の崩落を動機に四月初旬以來經濟界の動搖を見るに至り、金融市場亦隨て其の

變轉急なるものありたり。

前述の如く政府は大正八年十月二十日地方長官に對し金融業者の投機資金貸出取締方に關し通牒を發したるが、其の全文は左の如し。

時局ノ影響ニ因リ近時物價著シク昂騰ヲ告ケ爲ニ國民生活上ニ影響ヲ及ホスコト少カラス而シテ諸物價昂騰ノ原因ハ固ヨリ一ニシテ足ラサレトモ物資ノ買占メ賣惜ミ等ノ投機的行爲ニ本ツクモノ亦僅少ナラスト認メラレ候而モ各地ニ於ケル銀行等金融業者ノ態度如何ハ投機ニ至大ノ關係ヲ有スルコトヲ彼存候就テハ各位ニ於テ金融界ノ實際ニ留意シ苟クモ放漫ナル貸出ニ因リテ投機ヲ助長シ延ヒテ物價ノ不自然ナル騰貴ヲ惹起ス如キコト無之樣注意セラレ若シ如此行爲ヲナス金融業者アリト認ムル場合ニハ嚴重ニ警戒取締相成候樣御配慮相煩シ度猶其實況等モ時々御報告有之候樣致度依命此段及通牒候也

(三)　大正九年の恐慌

大正九年々初以來、外國貿易の逆勢に伴ひ輸入爲替資金の需要著しく增加せしが、我爲替銀行は前年に餘りに多額の金取寄を爲せし反動と海外金融市場の梗塞とに依り、遽かに輸入資金の調達に困窮するに至り、政府及日本銀行所有在外正貨の拂下を受けて漸く之が急に應ずる事を得たり。而して在外正貨の拂下は夫丈け內地市場緊縮の一因を爲したるが、而も爲替銀行は內地に於て輸入手形の取立に依り資金を得るに至らざるを以て、內外共に資金窮乏に陷り、勢ひ益〻內地市場の資金を吸收するに努むるの狀態となれり。爲替金融關係此の如くなるに、一般經濟界は大正九年に入り投機熱愈〻熾烈を極め、各種會社の新設擴張相踵ぎ、株式受渡資金の如きも亦連月多額を算し、資金の需要益〻旺盛を極めたるを以て、上述爲替金融關係と相俟て金融市場甚だ繁忙を呈したり。

然るに經濟界の好況裡にありたる銀行は不知不識の間に其の經營放漫に流れ、貸出額は大正九年初以來殊に著しき增加を示し、其の增加率は遙に預金增加の趨勢を凌駕し、加之貸出は漸く固定的の性質を帶び來りたるを以て、銀行の運轉資金著しく窮迫を告ぐるに至れり。他方には上述の如く市場資金の需要益〻强きを以て、金融の引締り、金利の昂騰は年初以來漸次激しく、殊に三月に入りて最も顯著となり、東京市場に於ては年初最低二錢四、五厘を唱へたる手形割引步合が其の後次第に騰貴して二月末には二錢五、六厘、越へて三月に入りては二錢八、九厘を唱へ、甚しきは三錢四、五厘を唱ふるものあるに至れり。殊にコール步合は年初翌日拂一錢二、三厘に低落せしものが、二月最低二錢一厘より最高二錢八、九厘を唱へ、三月には株式の大崩落を見たる十五日頃迄三錢前後の高位を持續せり。

右の如く金融緊縮の傾向日に顯著なるに際し、一般經濟界は貿易の逆調、正貨の減少等漸く著しく又事業の濫設、生產の過剩は將來收益の減少を見越され、投機の成行は早晩之が反動を氣遣はるるに至りたり。斯くて三月頃より金融業者の警戒遽に加はり、漸く金融梗塞の狀況を呈し來り、玆に經濟界は金融難の爲に苦慮するに至りしが、斯くて金融愈〻不圓滑を極め、財界危惧の念益〻濃厚を加へ、遂に三月十五日株式の暴落を導火線として大反動を見たるものとす。

株式の崩落を端緒として米穀生絲肥料其の他の市場も亦一齊に不振に陷り、一般の情勢漸次險惡に傾きたるを以て、銀行警戒愈〻加重し、金融頗る不圓滑を來したり。然るに三月末は恰も各種租稅の納稅期に當り、又國庫見せ金の需要、地方送金等輻輳し、殊に東京株式市場の受渡代金約一億圓と云ふ巨額を示すの狀態なりしを以て金融の逼迫著しきものありたり。爲めに日本銀行に融通を仰ぐも

の多く、日本銀行の普通貸出は三億八千九百萬圓を示し、末日コール翌日物東京三錢四厘、大阪三錢を唱へたり。

四月に至り、大阪に於て增田ビルブローカー銀行の交換決濟不能の事實傳へらるるや、株式市場再度の崩落を演じ、續いて其の他の各市場に波瀾を生じ、爲に金融市場は深甚なる衝動を受けたり。仍ち遂に日本銀行の救濟出動あり有力銀行と相協力して增田救濟の途を啓き辛うじて危機を脫するを得たりしが、其の飛沫は藤本ビルブローカー銀行にも及び、同行は幸にも之を切拔くる事を得たるも此の頃よりして金融界不安の色益〻濃厚となれり。卽ち長期貸出は勿論、短期コールも出澁り勝となり、諸商品、有價證券の下落は當業者の信用缺乏を生じ、金融梗塞の傾向益〻甚しく、銀行は確實なる擔保に對してさへ貸出を躊躇し、殊に株式擔保の貸出は全く之を爲さざるの狀態となれり。金融の梗塞此の如くなれば、手形取引は行はれず、專ら現金取引の歡迎せらるることとなり、現金取引と手形取引との間に相場の値開き顯著にして、織物類の四月中の相場は前月平均市價に比して手形拂なれば約二、三割安のもの現金拂なれば約半値を以て取引せられたる如き其の一例なり。此の財界の動搖は畢竟過去五箇年に亙る戰時中の好景氣の反動に外ならざるべく、而して其の反動の由來する所は蓋し異常なる信用の膨脹、投機思惑の熾烈の結果なりと謂ふを得べし。然れども斯くの如き金融の梗塞が財界動搖の端を開く導引となり、株式の暴落が更に金融に反響して其の緊縮を促し、互に因となり果となりて遂に經濟界全般の大動搖を招致するに至りしものと見るを妥當とすべきが如し。斯くて金融市場は四月上旬以來、恐慌狀態を呈し、流言頻りに起り到る所に銀行の取付・支拂停止を惹起したるものにして、其の內主要事件を略述すれば、四月上旬大阪に於ける增田ビルブローカー銀行事件に次で起りしは東京に於ける川崎銀行の取付なり。四月十二日同行王子支店が取付を受けたるに始まり同行二支店に波及し、更に本店竝に京都支店等も大いに預金の引出を受けたるが、日本銀行の援助により難關を切拔けたり。之と前後して、栃木の栃木伊藤銀行が取付を蒙りて遂に支拂停止を爲すに及び、同地の銀行は一齊に取付を蒙り、中には支拂を停止せしものあり、次で靜岡縣の小銀行・愛知縣の一派出所富山の中越銀行等に取付あり、其の他茨城・岐阜・山梨・兵庫・福井・京都等諸府縣下の銀行にして取付に遭ひて窮狀を暴露せしもの多數に上りたり。

然るに四月下旬に至り人心の動搖益〻甚しく、信用取引殆ど杜絕狀態となり、金融の梗塞甚しきを加へたり。銀行の取付は依然終熄するに至らず、愛知岐阜地方より滋賀縣各地の小銀行何れも打擊を受け、福島の太宰銀行及東京太宰銀行の休業せるあり、更に德島の關西貯蓄銀行が窮狀を暴露し、之が爲め四國各地に小取付起り、尙右關西貯蓄銀行の重役關係にて取付は廣島の後藤田銀行に及び、同行の休業は延て廣島市內各銀行に對する取付となり地方人心を一層不安に陷れたり。之と殆んど時を同うして岡山の第一合同銀行も取付を蒙りしが、漸く事なきを得、五月上旬には滋賀縣の近江貯金・函館の柿本銀行・大阪の森岡銀行等の休業するあり、其の餘波を受けて各地の取付熄まず、五月中旬に至り一時小康を得たるの觀ありしが、玆に再び經濟界に一大陰影を投じたるは七十四銀行の休業なり。當時橫濱の茂木商店が莫大なる損失を蒙りたりとの說傳へらるるや、同商店の機關銀行たる七十四銀行は其の本支店を通じて、預金の引出と爲替尻の取付に遭ひ、五月二十四日に至り突如休業を告げ、續いて姉妹銀行たる橫濱貯蓄銀行も亦支拂を停止するに至り、金融界に一大波紋を生じたり。初め休業又は取付騷を惹起せし銀行は大部分地方の小銀行なりしが、七十四銀行の破綻を見るに至

り、經濟界の動搖は更に擴大し、左右田銀行本支店及神奈川縣下の小銀行中取付を受けたるもの多く、戸塚銀行其の他三行は遂に休業を告ぐるに至れり。更に七十四銀行支店所在地なる高崎方面にも波及し、上州銀行は其の影響を受けて支拂を停止し、餘波は尙之に止まらず、左右田銀行京都支店の取付を動機として京都市內銀行中取付を蒙りたるものあり、又之と時を同うして近江銀行は窮狀にありとの說傳へられ、大阪本店及各支店共預金の引出を受け、一時は苦境に陷りたるが如きも漸く切り抜けたり。斯くの如くにして、銀行の取付又は其の結果としての休業相踵で起りしが、六月下旬に及び經濟界も鎭靜に歸すると共に、さしも熾なりし銀行恐慌の嵐も終熄するに至れり。

銀行を襲ひし恐慌は右の如くなるが、各種の產業商業打擊を蒙らざるもの殆んど之れなき有樣にて、就中思惑取引の最も盛なりし綿絲布、纖物商等は最先に窮境に陷り、殊に大阪に於ては纖物の投賣盛に行はれ、次で又事業會社の經營難に陷れるもの少からず、一時好況に依りて簇生せし新會社の如きは孰れも事業を進捗する能はず、新設增資計畫中のものは多くは中止の已むなきに至れり。

久しく休會中なりし株式市場は五月十日に至り、漸く立會を開始したるも氣配更に引立たず、殊に五月下旬、七十四銀行の破綻は橫濱地方一帶の銀行に動搖を及ぼし延て生絲市場の立會停止、株式及綿絲市場の混亂を惹起するに至り、生絲綿絲、米穀其の他商品市場亦崩落を續け、爲に稍安定に向はんとしたる金融市場の人氣も急に逆轉して各銀行の警戒愈加重し、信用取引殆んど杜絕の狀態を呈したり。斯くの如く經濟界は更に混沌として其の歸趨する所を知らざるの狀を呈し、一般物價は漸落して擔保品の價格低下し、擔保額の切込みたるもの多きも、銀行に對して預金の納入を爲すもの殆んど皆無なりしを以て、銀行の苦痛少なからざるものありたり。而も銀行は一方、特別救濟資金の放出

を餘儀なくせられ、他方從來の貸出金の回收困難なるを以て、貸出高は次第に增加せるに反し、預金の受入は漸次減少し、銀行に依りては手許資金の逼迫著しきものあり、其の結果金融梗塞の度を助長し、之は又經濟界の不安と合して多數の破綻者を出し、經濟界動搖の中途に於て却て一種の緩和狀態を現出せり。而して爲替銀行の如きも日本銀行よりの資金融通を得て、市場資金吸收の要なきに至りしを以て、短期資金は急激なる低落を見たり。卽ち四月前半にはコール翌日物二錢五、六厘乃至三錢を唱へ、其の後半に至りても僅に一兩日最低一錢三四厘の取組を見たるに過ぎざりしが、五月には遽かに引緩み、最低六、七厘を呼ぶに至れり。之に反し長期物に至りては殆んど出手なく、割引步合も亦二錢七、八厘乃至三錢一、二厘の高步を保ち、短資步合と全く異れる現象を示せり。斯くて銀行は其の遊金をスタンプ手形又は銀行引受手形の類に運用するの傾向を生じ、スタンプ手形は市場割引步合より遙かに低步なる日步一錢八厘乃至二錢一、二厘位にして旺に需要せられ、又爲替銀行の銀行引受輸入手形の市中賣出高も遽に增加せり。斯くの如く五月頃より金融は漸次緩和狀態を見るに至りたるが、六月に至りては經濟界各方面の動搖も漸く鎭靜するに至りたるを以て、金融は變態的ながら緩慢裡に大體平穩なる上半期を經過せり。

(四) 大正十一年の銀行恐慌

大正九年上半期末の交より漸次落著模樣を呈したる經濟界は同年下半期に入るや逐日沈衰に陷

り、一般商取引閑散を極め、投機思惑亦其の跡を絶ち事業計畫激減せり。斯くて資金の需要は著しく減退し、爰に從來膨脹の一途にありし銀行貸出は一轉して縮小するに至り、他方預金も亦反動襲來後漸減の趨勢にありしものが、再び增加の傾向に轉ずる等金融次第に緩慢の狀態に入れり。然れども大正九年下半期の頃迄は經濟界の安定も表面的にして、未だ根柢より安定せるに非れば、動もすれば小波瀾を起すの風あり、而も漸次窮狀を暴露し、又は整理を要する商店會社の現はれ來ると同時に、銀行取付も之が爲め全く終熄を見るに至らず、各銀行は依然警戒の手を緩めず常に支拂準備金の充實を計りたるを以て、銀行の手許は一般に潤澤となり、確實なる短期の放資口を索むるもの多きに至れり。斯くて貿易手形・スタンプ手形等の需要頗る多かりしが、又公債・社債の發行にも最も好機會を與へ、臨時國庫證券及五分利國庫債券等の募集は孰れも良好の成績を擧げ、諸會社竝に銀行社債の發行も亦相當の成果を收めたり。

上述の如く、資金の需要減退し、銀行手許資金は潤澤なりと雖も、信用の收縮、金融の不圓滑は尙依然として改まらず、隨て金利の如きも割引歩合は反動襲來當時より尙引續き高歩を支持し、商業手形二錢五厘より三錢見當を唱へたり。只短期コールのみは著しく低下し、年末一時は翌日物二錢三、四厘を示したる外概ね五厘乃至八厘の低位を以て取引せられたるものにして、此の如く金融は變態的緩慢狀態を呈したるが、銀行の手許資金の豐富なる結果、日本銀行より融通せる各種の資金は逐次回收せられたり。卽ち日本銀行の貸出は四月末八億三千萬圓の多きより漸減して十一月下旬には九年中の最低位たる一億六千萬圓に降下し、兌換券發行高は六月末十三億四千萬圓より爾後漸減して月末發行高概ね十一億圓乃至十二億圓を示したり。

大正九年々末頃二三銀行の休業取付等あり小波瀾ありしが、間もなく鎭靜に歸し大正十年に至りたるが、經濟界各方面の沈退に依り資金の需要一層減退したり。然るに銀行の手許は貸出警戒の結果、比較的充實し、且當時爲替銀行の在外資金を取寄するもの多く、殊に大正九年下半期より十年上半期に亙り最も多額の輸入ありしを以て、之が金融緩和に資する所亦尠しとせず。而して銀行に於ける預金、貸出の關係は十年四月には前年八月頃の狀態と正反對にて卽ち預金が貸出を凌駕するの狀態となれり。隨て金銀在高の增加となり、日本銀行の貸出激減、預金增加となり延ては兌換券發行高の收縮を見るに至れり。

事情斯くの如くなるを以て、大正十年上半期中コール日歩概ね五、六厘を唱へ、一般貸出利率も亦漸次低落の傾向を辿り、殊に下半期に入るや、金利は更に低落してコール日歩四厘以下にも降らんとする情勢なりしを以て東西組合銀行は三月及八月兩度に預金利率の改定を行ひたり。斯くて銀行は年初以來、其の遊資の運用に意を用ひ、公社債に對する買氣旺盛となり、債券市場著しく好況を呈し、隨て此の金融緩慢時に際し多額の公債の發行を見たりしが、此の外英貨佛貨等の本邦外債の流入も亦前年中より多額に行はれ、銀行の遊資は此等の證券類に投ぜられたるが故に所謂銀行資金の證券化を見るに至れり。卽ち大正十年九月末六大都市組合銀行の有價證券殘高は十五億三千九百萬圓の多額に上り、前年同期に比し四億六千萬圓を增したり。

上述の如く、大正九年下半期以降殊に大正十年春以來の金融緩慢期に當りて銀行は警戒中にありても、尙好放資物を求むる事切にして、自然不知不識の間に漸次放慢なる貸出を爲すものあるに至れり。斯くの如きに加ふるに、物價は四月を最低として徐々に昂騰の傾向に轉じ、其の他一般の狀況は

漸く世人をして不況最早底入たりと感ぜしめ、七月頃より紡績株を中心とせる株式の活況、綿絲米穀市況の活氣を見、八、九月の交には已に投機的症狀を認むるに至り、所謂中間景氣を現出して、資金の需要增加し、金融は漸次繁忙を告げ、金利は八月頃を最低として爾後昂騰し、年末に接近すると共に金融益〻引締りたり。

斯くの如く中間景氣の結果、大正十年初頭より七月迄大體一億圓を維持し、殊に二、三月の交には二億圓を超えたりし日本銀行預金は八月以來著しく減少して四、五千萬圓に止まるに至りしが、之に反して同貸出は七月末六千八百萬圓より十一月末には二億二千七百萬圓に激增し、而して市中銀行の預金貸出の趨勢も亦一轉して上述の如く漸く減少しつつありたる貸出は十年下半期には再び增加に轉じ、漸增しつつありし預金は增加の歩を停めて動もすれば減少せんとし、茲に貸出の總額は再び預金總額を凌駕するに至れり。

此の如く、大正九年春季の反動後、未だ眞に回復の機に達せず、又何等經濟界の實勢に伴はざる一部不自然なる所謂中間景氣の現出は大正十年、十一年にかけて、又もや巨額の輸入超過を招來して挫折し再び元の沈衰狀態に陷れり。卽ち大正十一年初頭以來中間景氣反動氣配に金融界は警戒的態度を持したるが、同年二月大阪の投機商石井の破綻に依りて關係諸銀行の經營放慢に流れたるの內情を暴露し、經濟界は玆に再び警戒を一層嚴にし、漸く緩和を見んとせし信用も亦收縮に向ひたり。而して金融緊縮は大正十一年上半期を通じて持續したるが、是れ上述の中間景氣に依る資金の需要增加に因るべきも、更に曩に述べたる所謂銀行資金の證券化及貿易逆調を其の根柢因子と爲すべく、殊に輸入超過は正貨の減少となり、金融緊縮の根本的原因となれり。大正十年上半期迄は爲替銀行の在外資金も尙相當多額に存したるを以て、貿易の輸入超過に拘らず、正貨は尙流入するの有樣なりしが、大正十年秋季以降は金の輸入全く杜絕し、却て貿易尻決濟資金として政府又は日本銀行より多額の在外正貨拂下を請はざるべからざるの狀態となり、玆に於て輸入超過の壓迫は漸次痛切に內地金融市場に加へらるるに至れり。

然るに大正十一年下半期には物價調節、消費節約宣傳、來價下落による地方農村の購買力減退等より、內地資金の需要漸次減少し、又外國貿易の好調なるを以て一時金融緊縮の歩を停め、緩和傾向を示したり。十月中旬京都所在日本商工銀行の休業以來同地方及九州地方其の他各地の銀行に預金の取付起り、其の餘波は中央市場にも波及し、一時全國の大小銀行は戰々兢々たるの狀態に陷りたり。玆に於て政府は銀行救濟の方針を決し、日本銀行は其の本支店に東京及大阪の主要銀行代表者を招集して相互援助の申合を爲さしめ、救濟の事に當りしかば、銀行の動搖は年內に大體終熄を見たるも、金融緊縮は越年後益〻濃厚となれり。蓋し貿易の入超は依然多額を算し、市場資金の益〻減少すると共に銀行は反動以後資金の固定より來る金融上の壓迫を感ずる事痛切にして、又銀行取付事件以來銀行預金偏在の傾向一層顯著となり、地方銀行に於て預金減少著しく且一般信用の收縮依然たるを以て、遂に經濟界の沈衰せるに拘らず金融は緩和するに至らず、寧ろ却て緊縮の度を加へつつありたり。

(五)　關東震災と其の影響

大正十二年上半期は前年の銀行恐慌の後を承け、金融界の狀態は尙警戒の態度を持續し、七月には名古屋地方に銀行の取付休業を見、從て金融の引締り甚しく金利依然高率を示せり。然れども株式

及諸商品市場は稍〻好轉に向ひ一時前途樂觀を思はしめたるも、九月一日關東大震の襲ふ所となり、爲に損害を蒙りたる地方は東京・神奈川・千葉・埼玉・靜岡・山梨・茨城の諸府縣に亙り、多數の人命と巨額の損害を蒙ることとなり政府は速に諸法令を發して、人心の安定と物資の圓滑なる供給とに努め、金融に關しても直ちに重要なる臨機の處置を講じたり。九月七日の緊急勅令により施行せられたる支拂延期は卽ち其の一なり。

卽ち大正十二年九月一日以前に發生し、同日より同月末までに支拂を爲すべき私法上の金錢債務にして、債務者が東京府・神奈川縣・靜岡縣・埼玉縣・千葉縣及勅令の定むる地區に住所又は營業所を有する場合には三十日間支拂を延期す。但し(一)國府縣其の他公共團體の債務の支拂(二)給料及勞銀の支拂(三)給料及勞銀の支拂の爲めにする銀行預金の支拂(四)前號以外の銀行預金の支拂にして一日百圓以下のものは除外す、は是なり。

當時銀行の蒙りし損害は其の建物のみにても、市內本店百三十八行支店三百十店中燃燒せるもの本店百三十一行支店二百二十二店にして、何れも營業不能に陷り臨時休業の已むなきに至りたり。而して日本銀行は萬難を排して九月三日より、又橫濱正金銀行・興業銀行・勸業銀行・臺灣銀行・住友銀行・三菱銀行等の數銀行は、右勅令公布の翌日より辛じて開業するを得たりしが、其の他の罹災地銀行に至りては其の開業容易ならざりき。又關西方面にありては大阪の左右田銀行支店・大阪銀行・岸本銀行名古屋の左右田銀行支店等取付を蒙り、形勢頗る不穩を告げたり。

支拂延期令と同日に於て日本銀行は聲明を發したりしも、此の際之を撤廢す(二)其の貸出の擔保品は從來の規定又は主每に豫め一定の限度を設け居たりしも、此の際日本銀行は資金調達の便宜を與ふる慣行に拘泥せず其の範圍を擴大す(三)取引銀行以外にも此の事、是なり。

次に九月二十七日勅令を以て公布せられたる手形割引損失補償令あり。其の要旨は支拂猶豫令終了後の金融對策として政府は日本銀行擔保品の擴張、見積價格の緩和、取引範圍の擴張等臨機の處置以外に、更に向ふ二年間日本銀行をして商業手形の再割引を爲さしめ、之に對して一億圓までの損失補償を行はんとするものなり。

而して之と同時に日本銀行は第二次聲明を發して資金の寬大なる融通を爲すべきことを公にせり。(一)公債に對する融通額は發行價額に依り、若し震災前の時價が發行價額より高き時は當時の時價に依る事(二)地方債に對する融通額は震災前の時價の九掛とする事(三)社債に對する融通額は一流社債にして震災損害を受けざる會社の發行に係るものは震災前の時價の八掛半を限度とする事(四)株券に對する融通額は一流株にして震災損害を受けざる會社のものは震災前の時價の八掛を限度とする事(五)手形を見返とする貸出は震災に關係なきものに限り額面による事(六)震災に依り支拂能力を失へるも災前に於ては之を有し、且つ回復の見込ありと銀行が認定し、日本銀行も亦之を承認せる者の手形は二箇年を限度とし再割引に應ずる事(七)不動產抵當銀行にして資金の融通急を要するものには該不動產を見返として一時貸を爲す事(八)從來の日本銀行利息は金額に依り累進率を課せるも、此の際は一切公定歩合に依る事(九)貸出手續は出來得る限り簡便にする事は卽ち是なり。

斯くて相當の擔保品を有する銀行は悉く日本銀行より貸出を受るを得る事となり、初め延期の必要あるべしと豫想せられし支拂延期令も、九月三十日限り撤廢せられ、銀行は續々開業するに至れり。

以上は政府及日本銀行の一般金融救濟の應急措置なるが、此の外政府は勸業銀行・興業銀行・農工銀行を通じて、預金部より低利資金を供給し、次で翌年には所謂經濟復興資金三億圓案なるを企畫し、預金部資金を貸出したり。

帝都復興の事業起り、復興物資の輸入を爲し、十三年一月より七月迄の輸入超過は實に六億八千二百萬圓を越え、斯くて正貨は流出し、金利は甚しく昂騰を示し、卽ち大正十二年末より十三年にかけて一流商業手形割引日歩は二錢五厘五毛乃至二錢六厘、最低にして尙二錢三厘となり、コールは商業手形の割引に比し比較的上らざりしが、之れ諸銀行が努めて其の手許準備を厚くし、之をコールに放出せるに由るものなり。

第二章　金融市場

第一節　明治時代に於ける資金の移動

第一款　總　說

社會現象の變轉窮り無き、旦夕を計り難く、金融の緩急之れに伴ひて轉移し、往々倏忽端睨すべからざるものありと雖も、一國の金融市場を大觀するときは、一定の時期に一定の事情起りて資金の需要を喚起し、爲めに金融をして緊縮せしむること年々歲々變らざるものあるを知るべし。此の時期を稱して金融季節と云ふ。されば一國金融の趨勢を觀察せんと欲せば、必ず先づ其の金融季節を知らざるべからざるなり。而も世界大戰前、卽ち明治時代に於いては、本邦の世界金融市場に於ける地位未だ其の後に於ける如く鞏固ならず、歐米等の中心的金融市場に對し孤立的關係濃厚にして、金融の季節的變動に於いても亦獨自の形態を備へたるものとす。仍ち本節に於いては特に明治時代に於ける金融の季節的變動を述べ、以て同時代の金融市場推移の大要を知らんと欲す。但し明治時代の全般に亙り之れを記述するが如きは不可能なるのみならず、其の世界的又は國內的環境の推移に依り、金融季節も亦一概に論ずべからざるものあるべきを以て、玆には日露戰後に於ける本邦經濟の轉換期とも稱すべき明治四十二年を中心として其の前後の事情を記述することと爲すべし。而して

當時に於ける本邦金融市場の季節的變動を明らかにせんが爲めには、須く主要交易國の金融季節を瞥見し、以て本邦當時の金融季節の特性に就き知る所なかるべからず。

先づ英國の金融季節に就いて見るに、同國當時の內國關係に於ける大なる定期資金の需要原因は毎年三月、六月及十二月の終に直接稅の納付竝に土地家屋の借料及資金利子の支拂等あり、又例年五月、十一月の兩期蘇蘭土に於て同樣の支拂を爲す爲め、相當の資金が倫敦市場を去りて同地方に向ふことありたりと雖も、此等は其の金融未だ大ならずして、金融市場を左右するに足らず、眞に市場の大勢を動かすものは固より外國關係なりき。毎年米國に於いては秋季に金融逼迫し、正貨の吸收を必要とせること後に述ぶる所の如しと雖も、他方外國に於いては手數料制を以て、獨逸に於ては或は慰撫或は磨損貨幣の交付等を以て、策略縱橫極力正貨流出の防遏に努めたるに反し、倫敦に於いては取付に接して外國に流出せんとする正貨に對しては、何等抑留を策することなかりしを以て、紐育市場が倫敦市場より資金を吸收せんとしたるは自然の勢にして、之れ倫敦市場に於いても亦毎年秋九月末頃より金融逼迫の端を開きし所以なり。而して英國は商工國にして、農產物は主として米國、濠洲、加奈陀等より輸入し、其の代金を決濟するの必要ありたるを以て、秋季に引上げられたる金利歩合は容易に引下の機運に向はず、翌年三月會計年度締切前後迄略ぼ同樣の趨勢を持續するを常とせり。此の期間は獨り英國に於ける金融季節たるのみならず、歐大陸に於ても亦年末に於ける貸借決濟に加ふるに、輸入に係る農產物の代金決濟等の爲め、倫敦と相率ひて金融逼迫し、金貨吸收の競爭に慘憺たる光景を呈するを常とせり。

次に米國に於いては東部各地方が製造工業發達し、其の製造工業は時期に依り著しき繁緩の差違

なかりしが爲め、季節に依りて資金の需要に急激の增減を來たすことなかりしに反し、西部諸州は農產物を重要物產と爲し、小麥の如き棉花の如き重要物產は何れも秋季同一の時期に收穫を終るものなりしを以て、其の出廻りに多額の資金を要せざるを得ざりしなり。此の資金の需要に應ずる爲め、西部及東部の諸州の銀行は豫て東部諸銀行に預託せる資金を回收せるを以て、結局秋季に於いては東部と西部、南部とを問はず、全米國の金融界に繁忙を來たすを免れざりしなり。

更に支那の金融季節に就きて見るに、同國に於いては各地殆ど皆延取引卽ち懸賣を爲すの商習慣にして、現金拂なるものは稀有の狀態に在りたり。卽ち各種の賣買代金は勿論、傭賃金の如きに至るも迄皆一定の季節に於いて支拂ふを常とせり。而して決濟期は舊曆五月五日（端陽節）八月十五日（中秋季）及十二月三十日（臘月節）の三節句に於てせるを以て、此等の節季前に於て大に金融界の繁忙を來たしたるは勿論なりとす。尙ほ南淸商業の樞地たる上海の如きは、生絲、茶、棉花等の特產物出廻りの季節に於て、金融の著しく引締まるを常とし、北支各省、內外蒙古及東三省の一部に於ける唯一の貨物集散地たる天津の如きは、毎年冬期三箇月間卽ち十二月中旬より三月中旬迄白河々口其の他總ての河川悉く氷結し、海運及內地水運全く杜絶するを以て、天津の商業取引は之れが爲めに自ら繁閑の二期に分たれ、卽ち春季解氷期後二箇月間竝に秋季氷結前一箇月間は、一箇年中商業最も繁劇にして、金融亦逼迫する季節なりとせり。

以上述べし所の如く、我國と貿易上最も密接なる關係に在りし英、米及支那に於ては金融繁忙の時期大體に於て明瞭なりしが、我國に於ては諸般の事情紛糾して、所謂金融季節を指摘すること困難なりしのみならず、此等主要相手國との關係亦彼此互に照應せざる事情に在りたるものとす。以下先

づ各月に於ける資金の移動を喚起したる一般的原因に就きて略述し、次に重要資金移動の狀況を觀察することと爲すべし。

第二款　各月資金移動の主因

試みに當時の我國に於て、毎月資金の移動を喚起したりと思料せらるる主なる事情を月別に見るに次の如し。

（一月）米穀の出廻最も旺盛なる時季とす。春肥綿絲・モスリン及舊暦年末年始用需要品の出廻亦盛にして、夏織物の取引漸く起る、貿易關係に於ては棉花始め工業用原料の輸入季に入る。又本月は諸會社の利益を配當するもの多し。而して田租・市街宅地租及所得稅等の納期とせり。

（二月）本月亦米穀の出廻盛にして春肥特に桑肥の出廻少からず、機業資金も亦相當の需要あり、貿易關係に於ては棉花の輸入依然盛なり。舊暦年末は多く此月に當り、決濟資金の需要少なしとせず、且田租及酒造稅等の納期なりき。

（三月）米穀の出廻りは盛期を過れども未だ少からず、夏織物取引及綿絲の內地取引は旺盛季に入り春肥亦出廻り少からざるべく、而して花季漸く近くを以て衣裳類・洋傘・下駄其の他雜貨の移動頻繁を加へ、且つ中旬頃より春挽絲出廻り、織物亦中旬頃より四月に亙り荷動季節なりとす。下旬頃よりは新酒の出廻るを常とし、貿易關係に於て棉花の買入依然旺盛にして羅紗セルヂス及外國米の輸入亦盛なりとす。尙本月は田租・所得稅及酒造稅等の納期にして、一年中最多額の納稅期とす。又國庫金取扱銀行の見せ金準備の爲め巨額の資金を要するを常とせり。

（四月）米は漸く變質期に近づくを以て廻米少からず、製茶資金の需要盛に起り、酒は花見季節と稱し最盛季たり。春挽絲夏織物又出盛の期節にして、砂糖は逐次季節に入り、肥料は春肥の需要尙ほ減ぜずして下旬頃より夏肥の需要漸く起り、春蠶資金の需要亦喚起さる。更に北海道は漁期に入り、貿易關係に於て米穀・豆糟及棉花の輸入盛にして、輸出燐寸は解氷後とて注文季に入れり。

（五月）製茶資金及稻肥資金の需要最も旺盛なる月にして、新繭下旬頃より出廻る爲め製絲資金の需要起る。砂糖は益〻需要を加へ、夏物仕入資金の需要亦少からず、貿易關係に於ては製茶の輸出漸く盛となり、豆糟の輸入最盛の時季なり。而して棉花輸入の盛季は本月を以て終り、又本月は田租及營業稅等の納期なりき。

（六月）製絲資金需要の最盛期なり。米穀も愈〻變質機減を來すの時期となりて賣却せらるるもの多く、夏物の仕入亦盛なり。貿易關係に於ては製茶及漆器の輸出は本月を最とし、又豆糟及米穀の輸入少からざるなり。

（七月）製絲資金竝に夏季肥料資金は略ぼ行き渡り、夏物取引亦一段落を告げ、生絲資金亦漸次廻收を始むと雖も、中元贈物用及夏季用諸雜貨類の需要あり、貿易關係に於ては梅雨前燐寸の見越輸出盛にして、停滯品一掃さるるを常とし、製茶の輸出依然盛にして米は端境期に接し輸入少からず。尙ほ本月は諸會社の利益を配當するもの多く、新盆決濟資金の需要些少ならず、且酒造稅及市街宅地租等の納期なりとす。

（八月）生絲盛に出廻り、秋物の仕入亦相當にあるべし。砂糖は舊盆の需要期にあり、貿易關係に於ては生絲の輸出盛となり、製茶の輸出亦依然盛なり。而して羅紗セルヂス追々需要期に近づくを以

て輸入增加す。尙ほ舊盆節季は多く本月に當り決濟資金の需要少からず。

（九月）洋繊物は金布類・寒冷紗・モスリン等を除き需要盛となる、其の他の冬繊物皆取引の季節に入り、機業資金の需要少からず、而して本月より秋肥の需要漸く起り、綿絲・新酒・果實・石油及薪炭の取引亦頻繁となる。鐵物類は七、八月の極暑期に於て需要減退すれども、本月よりは需要喚起さる。北海道に於ける鰊の漁期終了して鰊の出廻繁し、外國貿易は一般に輸出季節に入る、特に生絲綿布・製茶の輸出盛なり。而して羅紗セルヂスは輸入季たり。又本月は郡村宅地雜地租及所得稅の納期なり。

（十月）冬繊物の取引及秋肥の賣行極盛季なり。生絲・秋繭・新米及果實の出廻に要する資金亦少からず。薪炭の取引は益繁忙を來し、鹽鮭其の他の海產物も漸く盛となる。而して北海の終航近づくを以て、此の方面に於ける貨物の需要增加す。貿易關係に於て生絲の輸出は本月を中心とす。羽二重もクリスマス及明春用の仕入季節に入るを以て、漸く注文繁く製茶・海產物及綿布の輸出亦盛なり。而して豆精の輸入少からず。本月は酒造稅の納期とす。

（十一月）鹽は八、九月より需要季節に入り、十二月に終るを常とすれども、本月を以て最需要季となす。煙草の需要季は本月に始まり翌年一月に至る。酒は本月及來月を仕込期と爲し、生絲・冬繊物・米・石油及薪炭等の出廻亦盛なり。肥料は麥肥の需要上旬に於て終れども、下旬頃より桑の肥料に多少の需要起る。貿易關係に於ては花莚輸出季に入る生絲の輸出依然盛なり。本月は郡村宅地雜地租・營業稅及所得稅等の納期なり。

（十二月）酒の大需要季にして米・生絲・新綿・石油及薪炭の出廻竝に年末年始用諸商品の荷動き盛況を呈す。貿易關係に於て羽二重及花莚の輸出は本月を以て最とす。生絲の盛季本月を以て終る。

尙ほ年末決濟資金の需要多額に上る。

第三款　重要資金の移動狀況

第一項　國庫金の收支

（一）租稅と金融

國庫金が金融市場に影響を及ぼすには種々原因あれども、茲に金融の季節を知らんとするに際し最も重要なるは國庫金收支の關係なりとす。國庫金收支の主たるものは固より租稅なり。而して租稅の徵收は不確實ながら大體時を劃し得るを以て、其の納期に至り國庫が巨額の資金を民間より吸收するに於ては、假令米國の如き獨立國庫制度を採らず、其の收入を中央銀行に預金とし、之をして更に金融市場に融通せしむると雖も、尙ほ市場に影響を及ぼすこと多大なりと言はざるを得ざるなり。左に明治四十二年に於ける國庫金收支の概算を示さん。

月次	收入			支出		
	百萬圓以上のもの	其他	計	經常費	國債費	計
	円	円	円	円	円	円
一月	田租 一三、八三一、七三三					
	市街宅地租 三、六〇七、九五〇					
	所得稅 五、一四二、九〇〇					
	砂糖消費稅 一、〇一〇、二三三					
	織物消費稅 一、二〇〇、八二七					
	關稅 四、三四四、二六五					

第十二編　金融

月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
郵便電信收入	一、九五五、〇三一	一、〇〇〇、〇三一	一、〇八三、〇八一	一、一七四、〇〇〇	三、七九一、〇八四	一、一八三、〇〇〇
印紙收入	一、〇〇〇、〇三一	一、二四九、〇三一	一、七四四、〇〇〇	一、五七三、〇〇〇	一、二七三、〇〇〇	一、九五五、〇〇〇
雜收入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、五七五、〇〇〇	二、八八三、〇〇〇	二、八八三、〇〇〇	三、五九一、〇〇〇
計	五、四四五、〇八一	八、〇〇九、一八四	一、一五〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇
田租	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五
所得稅	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇
砂糖消費稅	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇
機物消費稅	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇
圓稅	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇
酒造稅	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇
醬油造石稅	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九
郵便電信收入	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇
印紙收入	一、〇〇〇、〇三一	一、〇〇〇、〇三一	一、〇〇〇、〇三一	一、〇〇〇、〇三一	一、〇〇〇、〇三一	一、〇〇〇、〇三一
林收入	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇
計	五、五八八、一八一	五、〇四五、二〇六	一、九六八、〇〇〇	四、一一六、〇七一	四、〇六〇、〇〇〇	一、八八〇、〇〇〇	四四、五〇三、〇〇〇
郵便電信收入	一、九五五、九八四	五、〇四五、二〇六	一、九六八、〇〇〇	四、一一六、〇七一	四、〇六〇、〇〇〇	一、八八〇、〇〇〇	四四、五〇三、〇〇〇
印紙收入	一、九五五、九八四	五、〇四五、二〇六	一、九六八、〇〇〇	四、一一六、〇七一	四、〇六〇、〇〇〇	一、八八〇、〇〇〇	四四、五〇三、〇〇〇
郵便電信收入	三、六二五、四八五	五、〇四五、二〇六	一、九六八、〇〇〇	四、一一六、〇七一	四、〇六〇、〇〇〇	一、八八〇、〇〇〇	四四、五〇三、〇〇〇
印紙收入	一、九五五、九八四	五、〇四五、二〇六	一、九六八、〇〇〇	四、一一六、〇七一	四、〇六〇、〇〇〇	一、八八〇、〇〇〇	四四、五〇三、〇〇〇
林收入	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇
郵便電信收入	三、六二五、四八五	三、六二五、四八五	三、六二五、四八五	三、六二五、四八五	三、六二五、四八五	三、六二五、四八五	三、六二五、四八五
印紙收入	一、九五五、九八四	一、九五五、九八四	一、九五五、九八四	一、九五五、九八四	一、九五五、九八四	一、九五五、九八四	一、九五五、九八四
雜收入	一、〇六〇、〇三一	一、〇六〇、〇三一	一、〇六〇、〇三一	一、〇六〇、〇三一	一、〇六〇、〇三一	一、〇六〇、〇三一	一、〇六〇、〇三一
計	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八
田租	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五
營業稅	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五
圓稅	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇
砂糖消費稅	一、〇八八、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇
機物消費稅	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇
其他租稅收入	一、〇五三、四一四	一、〇五三、四一四	一、〇五三、四一四	一、〇五三、四一四	一、〇五三、四一四	一、〇五三、四一四	一、〇五三、四一四
印紙收入	一、〇四六、〇〇〇	一、〇四六、〇〇〇	一、〇四六、〇〇〇	一、〇四六、〇〇〇	一、〇四六、〇〇〇	一、〇四六、〇〇〇	一、〇四六、〇〇〇
郵便電信收入	三、三一四、〇〇〇	三、三一四、〇〇〇	三、三一四、〇〇〇	三、三一四、〇〇〇	三、三一四、〇〇〇	三、三一四、〇〇〇	三、三一四、〇〇〇
計	三、七九八、〇八四	三、七九八、〇八四	三、七九八、〇八四	三、七九八、〇八四	三、七九八、〇八四	三、七九八、〇八四	三、七九八、〇八四
田租	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五
所得稅	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇
砂糖消費稅	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇
機物消費稅	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇
圓稅	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇
酒造稅	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇
醬油造石稅	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九
郵便電信收入	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇
印紙收入	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇
林收入	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇
計	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八
田租	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五
營業稅	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五
圓稅	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇
砂糖消費稅	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇
機物消費稅	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇
圓稅	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇
酒造稅	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇
醬油造石稅	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九
郵便電信收入	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇
印紙收入	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇
林收入	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇
計	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八
田租	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五	一、三八三、一七五
營業稅	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五	一、二一八、八五五
圓稅	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇
砂糖消費稅	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇
機物消費稅	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇
圓稅	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇
酒造稅	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇	一、七一五、二五〇
醬油造石稅	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九	一、〇八三、九九九
郵便電信收入	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇
印紙收入	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇
林收入	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇
計	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八	三、八八七、〇七八

十二月		十一月
税収入	一、六一二、〇〇〇	税収入
税収入	一、六〇〇、〇〇〇	税収入
印紙収入	一、四八〇、〇〇〇	印紙収入
郵便為替収入	一、四五〇、〇〇〇	郵便為替収入
郵便貯金	一、四〇〇、〇〇〇	郵便貯金
官有物払下代	一、三五〇、〇〇〇	官有物払下代
官有財産収入	一、三〇〇、〇〇〇	官有財産収入
官有地売払代	一、二五〇、〇〇〇	官有地売払代
官有林野売払代	一、二〇〇、〇〇〇	官有林野売払代
官有建物売払代	一、一五〇、〇〇〇	官有建物売払代
官有船舶売払代	一、一〇〇、〇〇〇	官有船舶売払代
官有雑収入	一、〇五〇、〇〇〇	官有雑収入
官有物貸付収入	一、〇〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	九五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	九〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	八五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	七五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	七〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	六五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	六〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	五五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	五〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	一、〇〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	九五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	九〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	八五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	七五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	七〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	六五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	六〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	五五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	五〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入
官有物貸付収入	五〇、〇〇〇	官有物貸付収入

十月		九月		八月	
砂糖消費税	一、三五〇、〇〇〇	砂糖消費税	一、三五〇、〇〇〇	砂糖消費税	一、三五〇、〇〇〇
煙草消費税	一、二五〇、〇〇〇	煙草消費税	一、二五〇、〇〇〇	煙草消費税	一、二五〇、〇〇〇
酒造税	一、一五〇、〇〇〇	酒造税	一、一五〇、〇〇〇	酒造税	一、一五〇、〇〇〇
物品税	一、〇五〇、〇〇〇	物品税	一、〇五〇、〇〇〇	物品税	一、〇五〇、〇〇〇
鉱業税	一、〇〇〇、〇〇〇	鉱業税	一、〇〇〇、〇〇〇	鉱業税	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	九五〇、〇〇〇	雑収入	九五〇、〇〇〇	雑収入	九五〇、〇〇〇
郵便為替収入	九〇〇、〇〇〇	郵便為替収入	九〇〇、〇〇〇	郵便為替収入	九〇〇、〇〇〇
郵便貯金	八五〇、〇〇〇	郵便貯金	八五〇、〇〇〇	郵便貯金	八五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇
官有雑収入	七五〇、〇〇〇	官有雑収入	七五〇、〇〇〇	官有雑収入	七五〇、〇〇〇
官有船舶売払代	七〇〇、〇〇〇	官有船舶売払代	七〇〇、〇〇〇	官有船舶売払代	七〇〇、〇〇〇
官有建物売払代	六五〇、〇〇〇	官有建物売払代	六五〇、〇〇〇	官有建物売払代	六五〇、〇〇〇
官有林野売払代	六〇〇、〇〇〇	官有林野売払代	六〇〇、〇〇〇	官有林野売払代	六〇〇、〇〇〇
官有地売払代	五五〇、〇〇〇	官有地売払代	五五〇、〇〇〇	官有地売払代	五五〇、〇〇〇
官有財産収入	五〇〇、〇〇〇	官有財産収入	五〇〇、〇〇〇	官有財産収入	五〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	一、〇〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一、〇〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	九五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	九五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	九五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	九〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	九〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	九〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	八五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	八五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	八五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	八〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	七五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	七五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	七五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	七〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	七〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	七〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	六五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	六五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	六五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	六〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	六〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	六〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	五五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	五〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	四〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	三〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	二〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一五〇、〇〇〇
官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇	官有物貸付収入	一〇〇、〇〇〇
官有物貸付収入	五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五〇、〇〇〇	官有物貸付収入	五〇、〇〇〇

（備　考）租稅は國庫に入る月を以て計上せず、人民の手を放るべき月を以てせり。

（二）專賣事業と金融

此の如く國庫金の民間に放出さるるは四月を最とすれども、三月は最巨額の租稅納期なるを以て民間資金の國庫に吸收せらるること最も大なり。一月・二月・七月及十一月に於ける納入の稅額亦多大なるを以て、此等の月に於ては此等の點に於て金融緊縮の因を爲すものと謂はざるを得ず。特に二月・三月・七月及十月の如き酒造稅の納期にありては、關西地方の金融に少からざる影響を與ふるを常とす。而して尙ほ玆に多少說明を要するは、政府の專賣事業が金融に及ぼす影響なり。煙草は十一月・十二月・一月を以て最需要期とすれども、會計年度等の關係もあり、政府より民間に賣渡すは三月を以て最とす。收納期は十月より一月までを最盛の期とし、遲きは三月に至る。鹽は九月より需要季節となり。十二月に至り十一月を以て最とすれども、政府より賣渡すは七月より十二月に至る期間を盛期とし、八月を最とす。收納期は六月乃至十月なり。此等は全國の金融に大なる影響を及ぼすに至らずと雖も、地方によりては少からざる影響を受くるを常とす。左に明治三十七年乃至四十一年間に於ける煙草及鹽の月次販賣額及收納高を表示して參考に供せん。

（イ）煙草販賣額（內外國製共輸出等を含む）

月次	明治三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	平均
	煙草	煙草	煙草	煙草	煙草	
		円	円	円	円	
一月			三、一九一、八五四	四、八九一、五三八	四、一四〇、五六九	
二月			三、三四五、〇三八	六、四〇八、〇一六	五、〇三五、五八三	
三月			九、六七七、〇九七	一三、二五七、五三三	九、七二六、八七三	
四月		一、〇八六、六二二	一、〇七六、五九四	三、四二七、八八五	二、五五六、八四二	

（備　考）煙草は明治三十八年四月より專賣となれり。

（ロ）煙草收納高（輸入を含まず）

月次	明治三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	平均
	專賣時代に付き略す					
五月		二、五三五、三〇一	三、一二八、四五二	三、五七二、七九九	五、一七〇、八一八	
六月		三、〇七八、九四九	三、〇五六、七三三	三、四二九、九三二	五、〇八五、三二一	
七月		三、七五四、二二一	三、五九四、二一三	三、八四二、七五三	五、六四六、一六二	
八月		四、〇一一、二六〇	四、二四三、八九八	三、九六八、六一二	五、七六五、一二四	
九月		四、六〇三、〇八五	四、二二九、〇七四	四、六八九、〇一一	五、五一五、九五九	
十月		四、四〇四、二四九	四、四三五、〇六五	五、〇五五、三六三	五、八一四、六四〇	
十一月		三、九一一、九〇七	四、四一五、九六二	五、一七〇、五〇〇	六、〇八六、五三〇	
十二月		三、四五三、六八四	五、六一九、八七三	八、七〇三、二七七	七、五三六、三七四	

月次	明治三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	平均
	專賣時代に付き略す					
一月		二、八一四、六四〇貫	一、七八二、九六一貫	二、二五三、四三〇貫	二、一三四、八六九貫	
二月		六三五、一九〇	一、〇四一、六二〇	九六九、五九九	一、二七七、三七九	
三月		四三二、五八一	八八八、七一七	一、三四五、一一三	九〇二、一一八	
四月		一、三四八、〇四三	八七九、六四七	一、四七七、七七九	一、〇九八、六六〇	
五月		二一一、一九三	四八、九四一	一四七、七七九	一四七、七七九	
六月		九、九三八	二、一一二	一、八九二	一、八九二	
七月		一二、〇五七	五八	九二、〇六四	一七、一〇八	
八月		一一〇、九四一	六九九、四〇〇	八二、七八一	五一、五二三	
九月		七〇一、一七八	一、八二一、七一〇	七七八、九九五	一、〇二六、二二九	
十月		一、六一六、五八三	一、八六一、〇六二	一、九四三、三六二	二、二一三八、二五五	
十一月		一、七六一、二八〇	二、〇八一、〇六二	二、〇五四、六二七	一、九九三、四六二	
十二月		二、二九九、〇七五	二、〇八一、〇六二	二、〇五四、六二七	一、九九三、四六二	

（ハ）鹽販賣額（輸出を含まず）

月次	明治三十九年	同四十年	同四十一年	平均
十一月	一、七四九、〇四六	一、四一九、二二九円	一、七二二、八七九円	一、五七一、〇五四円
十二月	一、八二八、四五八	一、五三二、九二六	一、四一一、七四四	一、五七一、〇五四
十九年一月	二、四三一、八五九	二、四一三、一四八	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
二月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
三月	一、九五〇、一四六	一、七一〇、一四八	一、六一一、一四八	一、六一一、一四八
四月	一、七四九、〇四六	一、九九七、八六六	一、八一七、六四三	一、八一七、六四三
五月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
六月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
七月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
八月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
九月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
十月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
十一月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
十二月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四

（ニ）鹽收納額（輸入を含まず）

月次	明治三十九年	同四十年	同四十一年	平均
十一月	一、七四九、〇四六円	一、四一九、二二九円	一、七二二、八七九円	一、五七一、〇五四円
十二月	一、八二八、四五八	一、五三二、九二六	一、四一一、七四四	一、五七一、〇五四
十九年一月	二、四三一、八五九	二、四一三、一四八	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
二月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
三月	一、九五〇、一四六	一、七一〇、一四八	一、六一一、一四八	一、六一一、一四八
四月	一、七四九、〇四六	一、九九七、八六六	一、八一七、六四三	一、八一七、六四三
五月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
六月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
七月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
八月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
九月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
十月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
十一月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四
十二月	二、〇五二、七四九	二、一四一、六一四	二、一一七、六九四	二、一一七、六九四

第一節　明治時代に於ける資金の移動

第一項　經濟諸機關資金の需給

鼓に經濟諸機關資金の需要とは會社の株式又は債券に對する拂込額を云ふ。

十二年に於ける經濟諸機關關係資金需給の月及七月に於て多額に及びたるも同期を以て營業年度と定め、其の他の會社に於ては一月及七月より十二月迄を營業年度と定せり。蓋し銀行の如き會社に於ても同期を以て營業年度と爲せるを以て、自然利益金の配當が一月及七月に多額に上るを常とせり。季節ありと云ふを得ず唯株式に對する拂込は時宜を見て會社之を求むるものなるを以て、一定の時期に於て多額に上るべきことあるを以て、此等拂込は一月及七月より十二月迄を營業年度と定め、其の他の會社に於ても同期を以て營業年度と爲せるを以て、自然利益金の配當が一月及七月に多額に上るを常とせり。季節あり

年月	諸會社拂込額	諸會社拂出額 配當	諸會社拂出額 債券元利	諸會社拂出額 合計
明治四十一年一月	三、六八〇千円	二六、一四八千円	三八四千円	二六、五三二千円
同　二月	一、〇〇〇	四、六一八	一、三九八	六、〇一六
同　三月	九、五五〇	二、八九七	八〇三	三、七〇〇
同　四月	五、四八五	一一、二六八	一、〇九三	一二、三六一
同　五月	二、五四八	三、三二九	四〇九	三、七三八
同　六月	一、五三四	八、五九六	九八七	九、五八三
同　七月	三、三七五	二七、六一〇	二二三	二七、八三三
同　八月	一、〇四五	四、〇二一	四一五	四、四三六
同　九月	九五〇	二、六二九	二三三	二、八六二
同　十月	三、四九〇	一三、五二七	五九二	一四、一一九
同　十一月	三四〇	三、一三六	三五五	三、四九一
同　十二月	二、九二六	七、六一六	一、一六七	八、七八三
明治四十二年一月	一、六六〇	二五、六三九	二六三	二五、九〇二
同　二月	一、一六六	五、六一七	五八三	六、二〇〇
同　三月	二二八	二、四九八	一六三	二、六六一
同　四月	三、〇八五	一二、二二四	七八五	一三、〇〇九
同　五月	五、三〇五	二、六一四	二四二	二、八五六
同　六月	六、六三八	七、九二六	一、二六六	九、一九二
同　七月	二、八九八	二三、一八〇	二五七	二三、四三七
同　八月	二、二六八	五、五六八	六一〇	六、一七八
同　九月	九七三	四一三	四一四	八二七
同　十月	七、〇七三	三、六九二	六四四	四、三三六
同　十一月	四、一五〇	一、六五八	四四〇	二、〇九八
同　十二月	七、四八三	八、三〇〇	一、五九九	九、八九九

第三項　米穀出廻資金

(一) 米穀出廻と金融

農は我が國本にして米作は實に其の大半を占む。明治三十三年乃至同四十二年に於ける其の收穫左表に示す如く、平年作四千六百萬石に上り、年豐穰なるとき往々にして五千萬石を超ゆることありたり。

年次	收穫高
明治三十三年	四一、四六六、四二二石
同　三十四年	四六、九一四、四三四
同　三十五年	三六、九三二、二六六
同　三十六年	四六、四七三、二九八
同　三十七年	五一、四三〇、二二一
同　三十八年	三八、一七二、五六〇
同　三十九年	四六、三〇二、五三〇
同　四十年	四九、〇五二、〇六三
同　四十一年	五一、九三二、八三一

明治四十二年　五二、四三七、六六二石
平年作　四六、二八六、一三五
（平年作とは四十一年より七箇年に遡り其の中最豐最凶の二箇年を除き殘り五箇年を平均したるものを云ふ）

其の荷の動くや繭の如く大擧して急速に出廻ることなく、或は相場に乘じ或は事情に逼られ徐々に農家の手を放れたるものなりと雖も、凡そ賣退くことの多き季節亦自らなきにあらず、此の時に當りて巨額の資金を要し、金融市場に及ぼす影響些少にあらざるや知るべきのみ。

(二)　播種竝に收穫の期節

先づ米穀の播種竝に收穫の期節を見るに、播種は概して九州竝に四國は三月下旬より、本州竝に北海道は四月乃至五月上旬より之を始め、收穫期は氣候の異るにより多少の遲速ありと雖も、等しく九月乃至十月なりとす。左記の播種より成熟迄の日數表は少しく舊年のものなれども、本邦各地に於ける播種竝に收穫の期節を推知する資材たるべきを以て之を掲ぐ。

播種より成熟迄の日數表

月	次	日向國上別府村	土佐國久萬村	山城國花園村	武藏國中澁谷村	渡島國龜田郡
三	月	十三日	十日			
四	月	三十日	三十日			
五	月	三十一日	三十一日	一日播種	二十四日	二日播種
六	月	三十日	三十日		三十日	三十日
		十九日播種	二十二日播種		八日播種	
		—	—	—	—	—

月	次	日向國上別府村	土佐國久萬村	山城國花園村	武藏國中澁谷村	渡島國龜田郡
七	月	三十一日	三十一日	二十五日開花	三十一日	二十五日開花
八	月	三十一日	三十一日	二十五日成熟	二十五日	二十五日成熟
九	月	二十八日	二十八日	三十日	三十日	三十日
十	月	二十八日成熟	二十八日成熟	三十一日	二日播種	
合計		百九十四日	百九十一日	百八十四日	三十日	百十六日
		—	—	—	—	—

月	次	日向國上別府村	土佐國久萬村	山城國花園村	武藏國中澁谷村	渡島國龜田郡
七	月	三十一日	三十一日（十八日乃至二十一日開花）	三十一日	三十一日	
八	月	三十一日	三十一日	三十日	二十三日（四日開花二十三日成熟）	
九	月	二十八日	二十八日成熟	三十一日		
十	月	二十八日成熟		三十一日成熟		
合計		百九十四日	百九十一日	百八十四日	百三十九日	
		—	—	—	—	

(三)　出廻季節

此の如く九月乃至十月に於て收穫されたる米穀は、繭の如く製絲前一時に買溜められざる可らざるものと異るを以て、買ふものも當用口以外相場の安値に乘ぜんとし、賣るもの亦相場の高値に乘ぜんと欲するは自然の狀勢なりと謂ふべし。然れども農家には越年資金納稅資金若くは肥料購入資金等の需要に迫られ相場を顧るの遑なく賣放たざる可らざるもの多きを以て、十·十一月より引續き十二月·一月に於ては多少盛期を過ぐと雖も、四·五月に至らば變質減耗の時期を目前に控ゆるを以て持ち堪へたる囘米を賣放つもの多かるべし。而して舊正月を控へ越年資金を要する一月に於て農家の賣放つもの多く、廻米最も旺盛なるが如し。左に米穀の深川藏入高を掲げて參考に供せん。

米穀深川藏入高

月	次	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	平均	百分比例
一	月	一八三、六九六石	一八一、四一七石	四二六、一八七石	一九二、九〇九石	六三五、九一四石	二三四、七四六石	三三九、八七三石	二五六、三五九石	七七四、一九〇石	一四二、二五五石	三三五、七三石	一〇〇
二	月	一二三、七九四	二三三、四三七	一六一、五一七	一七〇、三五三	二九四、一六九	一〇八、九九三	一八一、〇〇七	一七六、五二九	三七三、一一三	三六五、三〇八	二三五、八二一	二四

三月	一二五、八三三石	一七六、八〇三石	一八二、〇〇三石	一一六、八九〇石	一八九、四四四石	七五、四二四石	一〇一、三九三石	三九七、九二石	三三七、四二三石	一八三、五五五石	一八七、六七石
四月	一八五、五一六	三三一、九四七	三五、一四三	二四五、四〇三	一九一、一五一	七二、七二〇	二四三、七五九	三五五、二〇八	二〇一、六五九	二五〇、〇五七	五六
五月	二七、五八七	二九〇、三四	二五、九〇	二五一、九七七	二六六、六三一	一〇二、六四四	三五、六三一	四四八、八六八	二〇三、九五九	三五、一一	九一
六月	一三一、九四二	三五六、八七一	二六四、三五五	二〇二、二一四	二一七、七八四	一〇三、一五九	二一二、六四三	一四五、九七五	二〇三、九二一	一七六、六六九	六〇
七月	二五九、四三三	一四〇、五八二	一三三、九二二	二七四、〇二九	二一八、八三九	一〇二、一五九	二一八、一五九	一八四、五五九	二四八、〇五二	二〇九、五六八	五三
八月	三一三、九三五	六九、九〇三	一四七、九六一	二三五、五四七	二一六、〇二一	一〇三、九二五	一〇八、一五九	一八四、七八	二四六、三五九	二〇七、五六五	五〇
九月	一四〇、〇六八	一四四、〇六八	一三五、〇三八	四一四、一〇五	二三八、五四七	七二、七一九	二四八、二四〇	七五、八一七	二七四、四〇五	二七五、六六七	五七
十月	二三三、五六二	一六七、一一九	二三三、一八五	三三二、八三五	二七四、七二七	一〇八、〇四七	二四八、八八九	二四四、二四二	二七四、四〇五	二七五、六六七	五〇
十一月	二三五、一〇三	一六九、六九六	一六八、〇九二	一六六、八九〇	一九九、二四一	一〇八、〇四七	一〇〇、五五三	二四八、八八九	一八一、四七〇	一九九、九二	二〇、六六九
十二月	二七九、一〇三	一七六、八六三	一六八、〇九二	一六六、八九〇	一八八、八二一	一七五、九一五	二四六、九二三	一七五、八二二	二四八、八八九	二七五、一八二	二七、六七

（備　考）一月に於て斯る大なる指數を現はせるは四十年一月に於て米價暴騰の爲め地方よりの出廻高激增したる爲めなるべし。

第四項　肥料資金

（一）肥料消費額

施肥の農業に須要なることは多言を要せず。特に我國の如き集約的農業の國に於て其の然るを知るなり。然るに我國の農業は長く販賣肥料を嫌忌し、人糞堆肥綠肥の如き天然肥料を以て滿足したりしが、明治中期以降漸く舊來の謬想を棄てて販賣肥料を使用すること多きに至り、肥料の一箇年消費概算約二億圓の內、販賣肥料の消費高は約七千萬圓に上るに至れり。而して販賣肥料以外のものは金融に影響すること少きを以て、以下專ら販賣肥料に就き記述せんと欲す。先づ明治四十一年

に於ける之が種別內譯を見るに左の如し。

種類名	金額
油粕類	約　三〇、〇〇〇千圓
內（大豆粕	二二、〇〇〇
內（種粕	六、〇〇〇
人造肥料	約　二〇、〇〇〇
魚肥類	約　一二、〇〇〇
米糠	約　五、〇〇〇
雜肥	約　三、〇〇〇
合計	約　七〇、〇〇〇

（二）集散地

翻て此等を全國に散布する集散地を見るに、之には內地に於て製造販賣せらるるものと輸入肥料とに依りて異るものあるも、明治三十九年乃至四十一年に於ける兩者年額の狀勢を示せば次の如し。

年次	內地製造販賣額	輸入額	合計
明治三十九年	二四、六八七千圓	二九、四八二千圓	五四、一六九千圓
同四十年	三三、六二八	二五、八二四	五九、〇五二
同四十一年	二九、一五〇	二八、三五七	五七、五〇七
平均			五七、〇四二

（備　考）製造販賣價格は納稅上申告との關係ありて農商務省へも亦實際より二三割方の低額に報告し居れり。又輸入肥料價格中より原料たるものの價格を控除せざる可らざらんも、一面實際の販賣價格は相當の高位を見込まざる可らざるを以て、結局一箇年の肥料資金約七千萬圓位のものなりとの觀測に一

致するなり。

此の內輸入肥料の分布を司りし中央市場は神戸・横濱を最大市場とし、長崎・四日市・下ノ關門司の諸港之に次ぎ、內地肥料中魚肥の集散市場を見るに、魚肥の本場たる北海道に於ては函館を第一とし、小樽之に次ぎ、關東に於ては東京を最大市場とし、銚子亦重要なる集散場たり。關西に於ては名古屋を第一とし、四日市・桑名等亦名あり。大阪及兵庫は沿革最も古く、維新前までは全國の需要供給を支配するの地位にありしも、維新後漸次衰微に傾きて昔日の觀なきに至れり。然れども尙ほ當時大市場たるを失はず、近畿四國の供給を支配せり。瀨戸內海に於ては尾ノ道最も著はれ、日本海沿岸に於ては伏木・敦賀を重なる集散地と爲し、境は山陰一帶の需要を主掌せり。九州は大豆粕需要の大なる地方にして內國產肥料市場として特に記す可きものなかりき。

（三）施肥の季節

更に主要なる施肥の季節を見るに、前年十一月下旬頃より春三月頃に亙り桑園の肥料を要し、之が資金の需要額恐くは六七百萬圓に上りしなるべく、次で四月下旬頃より七月上旬に至るまで稻肥竝に煙草の肥料を要し、其の需要額約五千萬圓位に達し、五月は其の最盛期たり。而して更に九月中旬より十一月上旬までは麥肥の期節にして、此の期に於ては約千四五百萬圓位の資金を要したるものと思料せらる。而して十月は麥肥の最盛期なりとす。

（四）肥料資金と金融

此の如く肥料資金は巨額の資金を要すれども、需要期年中に跨りて殆んど間斷なく、需要地亦一局部に限らるるものにあらず、且つ小農に對する肥料の供給は、多くは肥料商より前貸の方法を以てし收穫期に於て仕拂ふものにして（魚肥は主として現金購入なり。前貸の方法によるものなきにあらざりしも極めて高利なるを常とせり。）農工銀行其の他よりする融通資金の依る購入の如き未だ見るに足らざりしを以て、肥料資金の金融市場に及ぼす影響は、其の金額の巨大なるに比して比較的大ならずと雖も、施肥の盛期に於ては集散地を中心にして資金の移動すること少からざりしなるべく、又桑肥期に於て桑園の盛なる地方に少からざる資金の需要を喚起したることは窺知するに難からざるべし。

第五項　生絲資金

生絲は其の輸出高當時年々一億圓を超え、輸出品中第一位にありたり。而して之が製造出廻に要する資金特に原料仕入資金（所謂原資金）は其の額巨大なるのみならず、原料仕入には每年買溜の期節あり、一時に資金の需要を喚起したるを以て、金融市場に影響を與ふること多大なりき。此の資金の供給者は製絲家の金融機關たる地方銀行及製品の委托販賣者たる橫濱生絲問屋なりと雖も、地方銀行及橫濱生絲問屋は更に資金を取引銀行に仰ぐ例なりしを以て、製絲地方及橫濱の金融市場のみならず、中央市場亦多大の影響を被らざるを得ざりしなり。尙ほ玆に生絲資金として說述するものは春繭に關するもののみに限ることとせり。蓋し夏蠶は總產額の一割五分、秋蠶は二割を占めしに過ぎず、殘額は卽ち春蠶にして金融市場に多大なる影響を與ふるものは春蠶に關するものなりしを以てなり。

先づ資金の需要額を見るに、年に依り其の額に大小あり、又見る人に依りて觀測を異にしたりと雖も、例年新繭登成期には二千五百萬圓乃至三千萬圓を要したるものの如く、其の內七百萬圓內外は橫

濱金融市場に於て調達せらるるを常とせり（一千萬圓以上に上りたることもあり）。而して左表に示す如く生絲の產出竝に輸出は逐年盛大となるの趨勢を示したるを以て、生絲資金亦增加の大勢にありたるものと云はざるを得ざるなり。

生絲產出及輸出累年比較表

年次	內國產出	外國輸出
明治三二	一〇、九六四千斤	五、九四七千斤
同　三三	一〇、九七三	四、六三一　同
同　三四	一〇、九四〇	八、六九八　同
同　三五	一一、二〇五	八、〇七八　同
同　三六	一一、四七九	七、三一六　同
同　三七	一一、六三〇千斤	九、六五九千斤
同　三八	一一、四九四	七、二四二
同　三九	一二、八九八	一〇、三八四
同　四〇	一四、五五八	九、二七三
同　四一	一五、八九二	一一、四五五

更に資金需要の期節を見るに、早場所は五月初より起り、遲場所は七月に入り相當に長き期間に亙りたるも、其の大部分は五月十日過ぎ伊豆の早場所に始まり、東海道沿線の各市場に移り、房總に轉じ上武の本場所に入り、本庄を中心とせる繭市場の出盛期を經て、六月二十日頃を以て大體を了し、七月に入れば信州も終了し、唯奥州地方の仕入を見たるのみにして、要するに原資金の需要旺盛季は六月なりき。而して原資金の供給は製絲家の金融機關たる地方銀行竝に橫濱の生絲問屋之を行ひたることは曩に之を述べたり。而して地方銀行の前貸金は生絲製造の後之を橫濱に仕向けたる荷爲替の受拂を待つて回收を行ふものなりしが、原資金の化したる原料繭が再變して新絲となり、橫濱市場に入り來るは左表の如く實に六月上旬既に其の初日を見たり。

年次	古絲橫濱入荷初日	古絲橫濱入荷最終日
明治三十八年	六月五日	六月二十八日
同　三十九年	六月七日	六月二十七日
同　四十年	六月四日	六月二十六日
同　四十一年	六月八日	六月二十六日
同　四十二年	六月四日	六月二十七日

六月下旬に至つては左表の如く古絲の入荷絕え新絲の出廻逐日增加せり。

年次	新絲橫濱入荷初日	新絲橫濱入荷最終日
明治三十八年	六月五日	六月二十八日
同　三十九年	六月七日	六月二十七日
同　四十年	六月四日	六月二十六日
同　四十一年	六月八日	六月二十六日
同　四十二年	六月四日	六月二十七日

而して八月・九月及十月は左表に示す如く生絲出廻の最も旺盛なる時期なりとす。

生絲橫濱入荷高表

月次	明治三十七年	同　三十八年	同　三十九年	同　四十年	同　四十一年	平　均	摘　要
一月	六、四九八千斤	八、三八千斤	八、一三六千斤	九、九四六千斤	二、〇四四千斤	八、七〇千斤	
二月	二、七八六	四、三二九	二、九四九	五、四六三	五、六七二	四、二三二	
三月	二、四〇五五	五、八三〇	五、六三四	七、一四	九、七八一	六、一五五	
四月	五、六五五	七、〇五五	七、三七四	八、八〇一	二一、一〇二	七、九九七	
五月	三、三一九	五、一四九	五、一三三	五、四九五	九、五四三	五、七二二	

	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤
六月 新	二、〇〇四	一、八二四	四、六四〇	五、三三八	五、八五〇	三、九三一
六月 古	四、三三一	一、一八六	一、〇三〇	六九五	四、六〇八	二、三六八
六月 計	六、三三五	三、〇一〇	五、六七〇	六、〇三三	一〇、四五八	六、二九九
七月	三、七三三	一四、六九〇	一六、八五七	二八、四四四	二五、三四八	一九、六一四
八月	二、五〇一	二〇、二六四	二八、〇〇四	三〇、六九九	二四、三八二	二四、九七〇
九月	二五、六六一	二三、六六八	二三、四二九	二七、一一三	二三、六四六	二四、七〇三
十月	二八、一七五	三三、四八二	三〇、七六一	二九、五三七	三一、九〇一	二八、五七一
十一月	三三、九六二	一八、三三〇	二五、三八三	二〇、四〇四	二六、一二六	三三、六八五
十二月	一七、四一三	一三、三〇二	一九、〇三六	一五、一一五	二三、三九六	一七、六九二
						計新古端境

此の如く八・九・十月に於ては巨額の入荷あり、且つ輸出生絲取引は商品が國內最終の需要者に賣渡さるるに際し、賣掛金の慣習なく、明治三十三年內外貿易商間の協定に於て明文となれる程なるを以て、製絲家は賣上金を以て著々原資金の償還を行へり。然れども一方横濱市場に於て生絲入荷増加するに隨ひ所謂生絲出廻資金の爲め取扱銀行の貸金膨脹したるは自然の順序にして、其の回收は之を生絲賣行に待たざる可からざりしなり。而して横濱に於ける生絲賣込問屋の前貸金は最初無擔保なりしも、生絲入荷と共に漸次擔保貸に變ぜられ、之れ亦生絲賣上後に至りて始めて回收を告げたるものとす。然るに生絲の輸出は後に述ぶるが如く其の盛期八月より十二月に亙り、十二月に至らば當年度の總輸出綑數の約七八割方は賣退くものなりしを以て、生絲資金の大部分は海外輸出爲替資金に振替へられ、翌年三月に至らば生絲資金の殆んど全部の回收を終るべく、而して此の頃に至らば前年九月十月以降盛に海外に取組したる荷爲替代り金も亦本邦に回收せらるべき關係にありたるものとす。

第六項 製茶資金

製茶は我國主要物產の一にして、左表に示す如く當時年々の產額七百萬貫を超え（往年屢々八百萬貫を超えたることあり）、輸出額亦一千萬圓を超え、而して之が栽培製造に季節あたるを以て、此の時に當り靜岡縣・京都府及三重縣の如き主要產地に於て多大の製造資金を要し、又出廻季節に於て少からざる出廻資金を要したるを知るべきのみ。

製茶產額表

年次	綠茶	紅茶	烏龍茶	合計
明治三二	七、四七四、五五四貫	三三、〇四〇貫	一一、二九〇貫	七、五一八、八八四貫
同 三三	七、五六六、九六一	三五、八六二	九、三六五	七、六一二、一八八
同 三四	六、九五〇、六四三	三八、三一〇	二一、三八四	七、〇一〇、三三七
同 三五	六、七三一、三六〇	二八、九〇六	二三、一六二	六、七八三、四二八
同 三六	六、六七七、八六一	二五、二二三	八、〇二八	六、七一一、一一二
同 三七	七、〇三九、七四四	七、九四一	三、三四〇	七、〇五一、〇二五
同 三八	六、七四三、二七二	一四、八九八	一一、六八七	六、七六九、八五七
同 三九	七、〇一六、八一六	一七、六三七	一二、七四〇	七、〇四七、一九三
同 四〇	七、二七九、〇七六	二四、六二六	八、九二二	七、三一二、六二四
同 四一	七、三八四、七一一	一七、八六五	五、一九八	七、四〇七、七七四

製茶の栽培及び製造に就ては其の生產地により多少相違ありたるも、宇治茶業の實況により其の

概略を見るに、毎年九月より茶株の土を除き、同じ頃より施肥に著手し、十一月下旬より霜掩を爲し、十二月下旬より培株卽ち土を根際に寄せかけ、翌年四月下旬より摘葉の期まで日掩ひ爲し、五月初頃より摘葉するを常とせり。而して靜岡方面に於ける摘葉期を見るに一番茶（全量の六割以上）は四月二十二三日頃に始まり五月二日頃（八十八夜）を以て終り、又二番茶（全量の二割五分位）は其の後四十日を經て始まり、三番四番茶又約四十日を經て開始せられ、摘茶の全く終るは九月下旬なりとせり。同縣布告に依れば九月十五日以後の摘茶を許さずと雖も、實際に於ては其の以後も發芽する限り續いて摘茶を行ひたるものの如し。此の如くして摘採したる發芽の最少なるものを拔き取り、且つ舊葉を除去し然る後製造に著手するものなるを以て、製茶時期は靜岡方面に於ては四月下旬頃、宇治地方にありては五月初旬頃より始まるを常とせり。從て製茶資金需要の季節は四月頃より始まり五月を以て最盛季と爲したるも、三月頃既に多小の資金を要したり。蓋し製茶荷造に要する藤亞鉛及アンペラ等は之を外國に仰げばなり。尙ほ資金の需要額如何を觀察するに、全國に通ずる概數は之を知り難きも、最多額の產地たる靜岡縣に就て見るに約三百萬圓乃至四百萬圓の需要（市內二三百萬圓市外百萬圓位の割）ありたるが如し。以て略々京都及三重に於ける情勢をも推知するを得べし。

製茶の輸出は五月より十月に至る期間を盛期とし、六月を最盛期とすること後に說述するが如し。されば製茶の出廻りも亦此期間に於て盛なること勿論なりとす。試みに明治四十二年橫濱へ賣込みたる斤數を見るに四月四日に二萬五千斤の初物ありて、後暫く賣込なく、五月三日より漸次出廻初まり、中旬よりは二十萬斤內外の賣込あり、二十五日の如き三十萬斤の賣込を見たり。六月中旬より は二番茶の出廻となりしが、其の賣込額少く一萬斤乃至三萬斤位の間を往來すること多く、時に五千斤位の日もありたり。七月は二番茶の盛期なりしも、其の額五月下旬六月上旬の如くなるを得ず、七月七日に二十萬四千斤の賣込を見たるが如きは例外に屬せり。八月以後は三番茶にして賣込額益少く、九月二十一日に至り出廻止まり、二十八日特に九千八百斤の賣込ありたるのみなり。以上は明治四十一年一箇年に於ける狀況なれども、亦以て製茶出廻季節の大勢を知るを得べきなり。

第七項　盆及年末決濟資金

我國古來懸取引の制度專ら行はれ、年末及盆（七月十四日）の決濟日に於て一時に巨額なる資金の需要喚起されしが、明治末年頃より月末の決濟漸次發達し、且つ地方により新曆に依るものと舊曆に依るものとあり、又同一地方に於ても新曆に依るものと舊曆に依るものとの決濟は昔日に比し衰弱するに至れり。特に舊曆廢止されたる爲め、從來舊曆に依りたるもの或は新曆に依るに至り、或は盆決濟の如き新曆八月十四日を以て決濟日と定むることと爲せるもの等少からざりしを以て、爾後舊曆の盆及年末決濟の衰ふること之を豫想するに難からざりしも、盆及年末は古來行はるる決濟の大節期なりしを以て、新曆年末に於ては都市を中心とし、舊曆盆及年末に於ては村鄙特に關西地方に於て多大なる資金の需要を惹起し、一時金融の緊縮を見ざるを得ざりしなり。尤も新曆盆に於ける決濟は極めて少く、金融に及ぼす影響些少なりき。先づ舊曆盆及年末は概して新曆の何月に當るかを見るに、盆は八月、年末は二月に於て起ること多かりしが如し。左に明治三十八年乃至同四十二年の五箇年間舊曆盆及年末の新曆に於ける相當日を揭げて參考に供すべし。

年次	舊暦七月十四日の新暦に於ける相當日	舊暦十二月三十一日の新暦に於ける相當日	年次	舊暦七月十四日の新暦に於ける相當日	舊暦十二月三十一日の新暦に於ける相當日
明治三八	八月十四日	二月三日	明治四一	八月十日	二月一日
同　三九	九月十四日	一月二十四日	同　四二	八月二十九日	一月二十一日
同　四〇	八月二十二日	二月十二日			

更に資金の需要額を見るに之を知ること甚だ困難なりと雖も、新暦年末には例年十二月七八日頃より日本銀行に資金融通の豫約を見、年末に近づくに從ひて同銀行の一般預金減少し、一般貸出高增加して兌換券增發せられ、年末の兌換券發行高は十二月十日頃（前月末の決濟資金の多くは六七日頃迄に回收せらる）に比し、當時七千萬圓位（明治三十八年乃至同三十二年平均）の增加を爲せり。而して舊年末に於ても亦兌換券發行高其の十日前（月末決濟との衝突を防ぐ爲に十日前を採る）に比し、千六百萬圓位（同上五箇年平均）の增加を見る。又新盆に於ては兌換券增加せざるのみならず、例年却て減少を見、金融に殆んど影響を與へざることを示せるも、舊盆に於ては其の十日前に比し六百萬圓位（同上五箇年平均）の增加を爲せり。以て此等大決濟期に於ける金融緊縮の程度を窺知するを得べし。左に新舊盆及年末に於ける兌換券增減の狀況を示さん。

（イ）新暦年末

年次	十二月十日現在高	十二月三十一日現在高	增加高	年次	十二月十日現在高	十二月三十一日現在高	增加高
明治三八	二六三、五三八千円	三一二、七九〇千円	四九、二五二千円	明治四一	二六七、一八五千円	三五二、七三四千円	八五、五四九千円
同　三九	二八九、〇三八	三四一、七六六	五二、七二八	同　四二	二七六、一八五	三五二、七六三	七六、五七八
同　四〇	三〇五、四三四	三六九、九八四	六四、五五〇	平均	二七六、四七一	三四六、〇〇八	六九、五三七

（ロ）舊暦年末

年次	舊暦年末より十日前現在高	舊暦年末現在高	增加高	年次	舊暦年末より十日前現在高	舊暦年末現在高	增加高
明治三八	二五一、六七四千円	二六八、三二〇千円	一六、六四六千円	明治四一	三一八、〇〇〇千円	三五三、九六二千円	三五、九六二千円
同　三九	二七一、六一八	二八五、一一八	一三、五〇〇	同　四二	三〇一、九〇九	三一三、六〇八	一一、六九九
同　四〇	三二五、六九七	三二九、〇五四	三、三五七	平均	二九三、七七九	三一〇、〇一二	一六、二三三

（ハ）新暦盆

年次	七月六日現在高	七月十四日現在高	減少高	年次	七月六日現在高	七月十四日現在高	減少高
明治三八	二五五、六一〇千円	二五〇、一五〇千円	四一一千円	明治四一	二八六、五九三千円	二七八、一〇九千円	八、四八四千円
同　三九	二六一、四一五	二五二、二〇七	九、二〇八	同　四二	二八三、二二四	二七三、五〇七	九、七〇七
同　四〇	三一〇、七二〇	三〇五、九六〇	四、七六〇	平均	二七九、五一〇	二七一、九八七	六、五一四

（ニ）舊暦盆

年次	舊盆決濟日より十日前現在高	舊盆決濟日現在高	增加高（△は減少高）	年次	舊盆決濟日より十日前現在高	舊盆決濟日現在高	增加高（△は減少高）
明治三八	二五七、六四九千円	二六二、一六一千円	四、七一二千円	明治四一	二八三、二八二千円	二八三、〇七〇千円	△　二一三千円
同　三九	二八四、〇八五	二六一、五七四	△　二三、五一一	同　四二	二七七、二九四	三〇九、三九九	三二、一〇五
同　四〇	三〇一、二六八	三一七、四七七	一六、二〇九	平均	二八〇、七一六	二六六、七三六	六、〇六一

（備考）明治四十一年の舊盆決濟日より十日前は恰も月末に當るを以て特に五日前の現在高を採りたり。

第八項　貿易資金

先づ重要貿易品の貿易額を明治三十八年乃至同四十二年の五箇年間を平均し、月別に觀察するに左の如し。

(一) 重要輸出品月別五箇年(自明治三十八年至同四十二年)平均表

月別	生絲	羽二重	綿織絲	綿布	花莛	磁器及陶器	漆器	眞田	製茶	海産物	荒銅及熟銅	石炭
一月	千円 七、四六四	千円 二、三四〇	千円 二、一一八	千円 七八一	千円 四三二	千円 三一〇	千円 六六	千円 四七九	千円 一四四	千円 六五三	千円 一、三六二	千円 一、五〇五
二月	七、四七七	二、五一三	二、三三〇	九八二	五九八	三七七	七五	四一三	七一	六二九	一、四六〇	一、二二六
三月	六、一八九	二、三六九	二、八八九	一、一五〇	六〇九	五〇一	一〇四	三六一	九一	六九四	一、七九〇	一、四一一
四月	六、二四一	二、一七三	二、七九七	一、一六一	四九六	五三三	一一八	三三二	六五	五〇八	一、八二三	一、五〇八
五月	五、八七八	二、一〇三	三、二三九	一、一一九	三三三	五七六	一三四	三八五	一、一六六	五五五	二、三五一	一、六七一
六月	四、七九九	二、四三一	二、五一五	一、一一三	三一五	五九〇	一四二	三四四	二、八四五	五〇七	二、一九九	一、六〇五
七月	八、六〇四	二、〇六二	二、二四六	一、〇九三	二二一	五八三	一三三	三〇一	二、〇七三	六〇九	一、九九〇	一、四二三
八月	一三、一〇〇	二、〇八一	一、九五〇	一、二九三	二六一	六二三	一一八	三九〇	一、九三二	七五九	一、七九二	一、二五二
九月	一〇、六四〇	一、九五四	一、八八四	一、六七五	三〇七	六一〇	一〇四	五一〇	一、五一九	八七七	一、六七三	一、二〇三
十月	一三、九〇五	二、五九四	二、四九七	一、七一九	四九八	五三八	一一三	五九〇	一、〇〇三	一、一三九	一、六三六	一、三三五
十一月	一一、〇〇六	二、五三〇	二、九二九	一、六三五	五七〇	四四二	九九	四三四	三〇八	七六三	一、九一三	一、三二七
十二月	一一、一〇三	三、六二八	二、八六二	一、四二七	七五七	四六一	一一一	五四一	二四一	六五七	二、五六三	一、五七〇
計	一〇六、四〇六	二八、七六八	三〇、二五五	一五、一四八	五、四〇三	六、一六四	一、三〇〇	五、〇九九	一一、六五六	八、三三九	二三、五四八	一七、〇二六

(二) 重要輸入品月別五箇年(自明治三十八年至同四十二年)平均表

月別	棉花	羊毛	羅紗セルヂス	機械類	鐵鋼類	乾藍	赤白砂糖	米	小麥粉	石油	油精
一月	千円 一一、二四九	千円 八〇〇	千円 六八三	千円 二、〇七九	千円 二、五五五	千円 三九九	千円 一、四四二	千円 一、六五〇	千円 六六〇	千円 一、〇六一	千円 九五〇
二月	一一、〇七九	九五二	九一八	二、〇〇二	二、六九一	三八三	一、九二三	一、九六七	四二六	一、二一三	九五二
三月	一一、九八一	八三五	一、三三〇	二、二八五	三、三三六	三四九	一、五〇三	五、一四六	四〇二	九七四	一、一六九
四月	一一、一二四	九四八	九一四	二、一一一	三、一三五	三九九	九一八	五、九三三	四二五	一、二三〇	二、七六五
五月	一一、九四五	九三〇	七七四	二、一〇二	三、五六八	四三六	一、一九六	三、八九九	四四六	一、二一〇	三、二五三
六月	八、〇二七	七七九	四五六	二、一八〇	三、一八四	四一八	一、〇七七	二、二九二	七八八	一、三一〇	二、六〇一
七月	六、九九一	八七一	七三六	二、一五七	三、〇六三	四三六	一、四二九	一、五八五	四四〇	九七五	一、五七一
八月	七、二五九	七二九	一、四四二	一、九五七	二、七八二	三六七	一、六五四	七六五	三三四	一、〇一四	五八四
九月	四、一九五	六二五	一、四一七	一、八六五	二、八九八	三三七	二、一五八	一、二〇〇	三六八	六八〇	一、一六八
十月	三、五七九	七三九	六九〇	一、九〇七	二、五七四	三五三	一、九六七	一、三四二	四八三	一、一三一	一、七二八
十一月	五、六三八	五七七	三三四	一、六八六	二、三八七	三八〇	一、三五二	一、三七八	四六三	一、一〇〇	一、五〇五
十二月	八、四四二	七七七	四〇四	一、九七七	二、六六八	三八七	一、四三六	一、一一八	四八七	一、一九七	一、一四七
計	一〇一、四九八	九、五六三	一〇、〇九九	二四、三〇九	三四、八四一	四、六四四	一八、〇五四	二八、二七二	五、七二三	一三、〇九五	一九、三九二

就て見るに、重要貿易品の貿易繁盛なる季節は大略左の如くなることを知り得べし。

(イ) 輸出

一、生絲 八月より十二月に至る期間を盛期とし十月を最盛期とす。

二、羽二重 十、十一月は活氣を呈すること多く十二月を最盛期とす。

三、綿織絲 一定の盛期を擧げ難きも三月より五月に至る期間及十一、十二月に於て繁盛なること多し。

四、綿布　九、十、十一月を盛期とす。
五、花莚　十一月より翌年三月に至る期間を盛期とす。
六、磁器及陶器　一定の季節ありと云ひ難きも五、六月より九月に至る期間に於て盛なること多し。
七、漆器　一定の季節ありと云ひ難きも五、六、七の三箇月盛なること多し。
八、麥稈眞田　九月より翌年一、二月に亙りて盛期とす。
九、製茶　五月より十月に至る期間を盛期とし六月を最盛期とす。
十、海產物　九、十兩月を盛期とす。
十一、銅　一定の盛期ありと云ひ難きも五、六月及十二月に於て盛なること多し。
十二、石炭　一定の盛期ありと云ひ難きも五、六月に於て盛なること多し。

（ロ）輸入

一、棉花　一月より五月に至る期間を盛期とす。
二、羊毛　一定の季節ありと云ひ難きも二月より五月に至る期間盛なること多し。
三、羅紗及セルヂス　三月及八、九月を盛期とす。
四、機械類　一定の盛期ありと云ひ難きも上半期に於て盛なること多し。
五、鐵鋼類　一定の季節ありと云ひ難きも三月より七月に至る期間に於て盛なること多し。
六、乾藍　一定の季節ありと云ひ難きも五、六、七月に於て盛なること多し。
七、砂糖　一定の季節ありと云ひ難きも九、十月に於て盛なること多し。
八、米　三月より六月に至る期間を盛期とし四月を最盛期とす。
九、小麥粉　一定の季節ありと云ひ難し。
十、石油　同上
十一、油糟　四月より六月に至る期間及十月を盛期とす。

此の如く輸出は生絲・羽二重・製茶を始め重要品の輸出下半期に於て多く、輸入は棉花・機械類・米を始め重要品の輸入上半期に於て多きを以て、我國の總貿易亦上半期に於て輸入多く、下半期に於て輸出多し。隨て上半期は輸入超過の季節にして、下半期は輸出超過の期節なりと謂ふことを得べし（八、九月頃より輸出超過となること多し）。左に明治三十二年乃至同四十一年の十箇年間に於ける輸出入月額表竝に輸出入超過月額表を掲げて參考に供すべし。

（一）外國貿易輸出月額表

月次	三二年	三三年	三四年	三五年	三六年	三七年	三八年	三九年	四〇年	四一年	平均	百分比例
一月	一七、四二〇千円	一五、一一七千円	一六、二七四千円	二〇、〇五七千円	二〇、四二八千円	二四、七八二千円	二三、七六七千円	二四、九八三千円	二八、三八一千円	二四、五二三千円	二一、五七三千円	一〇〇
二月	一五、九九一	一四、五四四	一七、七六〇	一九、三四〇	一八、八九〇	二三、二九六	二四、六三一	二六、四八七	三三、四一六	二五、七七五	二三、〇一三	一〇二
三月	一五、九六四	一六、六九六	一九、八五三	一七、一三四	二一、一四〇	二三、三五五	二三、六三二	三五、四八五	三三、〇八〇	二七、八七七	二三、三二二	一〇八
四月	一二、五一二	一三、五二〇	一九、八二二	一八、八〇九	二一、四六三	二〇、八八七	二四、四〇二	二八、八一一	三四、五一五	二九、一九八	二三、三九四	一〇四
五月	一三、三九八	二〇、〇一三	二二、七九六	一九、四五九	二三、三三五	二三、四二九	二三、九五五	三〇、七一〇	三三、六九〇	三一、三六六	二四、一一五	一一一
六月	一三、六五七	一五、一六三	一八、八三五	一六、〇五一	二〇、六六三	二三、七一七	二三、三八一	三〇、一九五	三三、八六八	三四、二八一	二三、八八一	一〇六
七月	一七、八二七	一五、七三二	一七、四六六	一八、三七一	二二、六〇三	二三、三七四	二四、二八八	三〇、九三五	四〇、三七八	三三、三七七	二四、三五五	一一三

月次	八月	九月	十月	十一月	十二月
三二年	二三、二二九千円	二一、〇四〇	二五、三四〇	二〇、六五七	一七、九〇四
三三年	一五、七九六千円	一五、五〇一	二〇、八六五	二〇、一〇四	二一、三七九
三四年	三一、八〇四千円	二一、六四四	二五、一六八	二五、〇八六	二四、八四一
三五年	二一、八五一千円	二六、七九五	二七、〇九九	二四、一四〇	二九、一九六
三六年	三一、〇九四千円	二八、一九五	三〇、三八八	二四、七六八	二六、五三六
三七年	二九、七八三千円	三一、〇八九	三四、八四八	三四、六九三	二九、〇〇九
三八年	二七、八九一千円	二九、五三三	二九、二二八	三一、二九八	三六、五三八
三九年	三九、九四七千円	三八、二九七	五一、二三〇	四二、八三一	四三、八四四
四〇年	四五、三一〇千円	三八、四六八	四四、四三五	三四、九六九	三一、九〇三
四一年	三三、六三五千円	三〇、二三三	三八、五六三	三二、四八〇	三六、九三七
平均	二九、一三三千円	二八、〇七九	三三、七一五	二九、一〇三	二九、八〇九
百分比例	一二五	一二〇	一五二	一二五	一二八

（二）外國貿易輸入月額表

月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
三二年	一三、八二一千円	一〇、五八五	一六、五二九	一四、〇二六	一八、一六二	一九、四一〇	一八、八二九	二〇、五六四	二一、五二六	二〇、五四五	二一、一七五	二五、〇六〇
三三年	二二、二九〇千円	二五、〇一七	三一、六四六	三二、八一五	三〇、一二五	二一、五四三	二三、二八一	二一、九五四	二〇、九四〇	二〇、九三〇	一七、三八〇	二〇、三四一
三四年	一八、三八〇千円	二一、一六六	二五、三三三	二三、七七三	二一、四四五	二一、五一四	二三、九五五	二七、四四三	二四、〇四一	一六、四四三	一七、四六八	一六、八六八
三五年	一八、五〇四千円	二五、〇六〇	二三、三六〇	二三、八五七	二三、九六七	二一、〇二六	二〇、三三八	二一、〇七八	二〇、三七一	二五、八八九	二四、六四二	二六、六三八
三六年	二四、五七〇千円	二四、一九八	三四、七八五	三三、〇九二	二六、六〇五	二三、七九八	二七、九七五	三一、四六二	一九、九六一	二三、〇三八	二三、〇三六	二七、六一四
三七年	二八、四五五千円	三〇、一八〇	三四、二八九	三一、二四八	三五、〇九二	二三、三七一	二三、四二七	二八、七二〇	三〇、九七八	三三、四一五	三三、五九八	三八、五八八
三八年	三八、二六二千円	四〇、〇二四	五二、三五六	五〇、四五三	五七、一三四	四八、二三五	三五、六〇九	三四、五八九	三六、五二七	二九、二六八	三二、二二三	三三、八七〇
三九年	三四、二二三千円	三二、〇八〇	四二、七四二	四二、七二八	三七、八二〇	三三、四五七	三〇、五六八	三五、二七一	三五、五四六	三三、三六二	三〇、〇七四	三一、九一四
四〇年	四〇、三五五千円	三七、九七七	四三、三三二	五三、三五七	四九、〇七六	四一、一七七	四〇、五一八	三六、五三九	三三、〇三六	四三、五九九	三五、八八九	三九、六〇三
四一年	四八、六三一千円	四六、六二一	四四、二七八	四一、二〇八	三八、二六四	三四、〇〇四	三六、六四八	三三、七八三	二七、六四九	二七、二七四	二五、八一三	三二、〇九四
平均	二八、七四八千円	二八、二九〇	三四、七六三	三四、四七四	三三、六六九	二八、六五四	二七、九一五	二九、一四〇	二七、〇六〇	二七、一七六	二六、〇二九	二九、二五九
百分比例	一〇〇	九八	一二一	一二〇	一一七	一〇〇	九七	一〇一	九四	九五	九一	一〇二

（三）外國貿易輸出入超過月額表（△は輸出超過とす）

月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
三二年	△三、六〇九千円	△五、四〇七	五六四	一、六九五	四、七六三	五、七五三	一、〇〇二	△二、六五五	四八六	△四、七九五	五一八	七、一五六
三三年	七、一七三千円	一〇、四七三	一四、九五〇	一九、二九五	一〇、一一三	六、三八〇	六、五四九	六、一五八	五、四三九	六五	△二、七二三	△一、〇三八
三四年	二、一〇六千円	三、四〇六	五、四六九	二、九五〇	△一、三五一	二、六七九	五、四八八	四、六三九	二、三九七	△八、七二六	△七、六一八	△七、九七二
三五年	△一、五五三千円	五、七一九	五、二二六	四、四〇八	三、五〇八	四、九七五	一、九六七	△七七二	△六、四二五	△一、二二〇	五〇三	△二、五五八
三六年	四、一四二千円	五、三〇八	一三、六四五	一一、六二九	三、二七一	二、一三五	五、三七二	三六八	△八、二三四	△八、三五〇	△二、七三二	一、〇七九
三七年	三、六七二千円	六、八八四	一一、九三四	一〇、三六一	一一、六六三	六五五	一、〇五三	△一、〇六三	△一一一	△一、四三三	△一、〇九五	九、五七九
三八年	一四、四九五千円	一五、三九二	二八、七二四	二六、〇五一	三四、一七九	二四、八五四	一一、三二一	六、六九九	六、九九四	四九	九一四	二、六六八
三九年	九、二四〇千円	五、五九二	七、二五六	一三、九一七	七、一一一	三、二六二	△三六七	△四、六七五	△二、七五一	一八、八六八	△三、七五八	△二、九三〇
四〇年	二、九七四千円	四、五六一	一〇、二四三	一八、八四三	一五、三八六	七、三〇九	一四〇	△八、七七一	△五、四一三	△八三六	九二〇	七、六九九
四一年	二四、一〇九千円	二〇、八三六	一六、四〇一	一三、〇一〇	六、八九八	△二七七	三、二七〇	一四八	△二、五八四	△二、二八九	△六、六六七	△四、八四三
平均	七、一七五千円	七、二七六	一二、四四一	一三、〇八〇	九、五五四	五、七七二	三、五七九	七	△一、〇二〇	△五、五四〇	△三、〇七三	△五五〇

（備考）戰爭の爲め變態を來せることあるを以て、此等の事情を參酌することを要す。

尙ほ本項を終るに際し少しく輸入品中の大宗たる棉花に就き說述せんに、我國紡績業の發達以來年々巨額の棉花輸入され、其の大部分は上半期に於て輸入さるることとなりしを以て、之が爲め上半期に莫大の資金を要し、横濱正金銀行より棉花手形への融通額の如き二千萬圓乃至二千五百萬圓に及び、春季の金融に多大の影響を與へたりしが、當時紡績業者は原料棉花を一時に買入れ、相場の變動より生ずる危險を負擔するの非なるを悟り、又航運の發達及棉花取引事情の變移（孟買港灣の設備完成）等の爲め、必ずしも棉花の收穫季節に於て購入せざりしも、隨時購入を爲し得るに至り、上半期に於ける

輸入の大部分を占め、一時に巨額の資金を要すること從前程にはなきに至れり。之れ貿易季節上注目に値する所なるべし。

第二節　世界大戰時の金融市場

日露戰爭を契機として本邦經濟界は飛躍的に發展したるが、其の後大正時代に入り世界大戰を經るに及び、我國の經濟は正に世界的水準に達し、產業金融等の諸部門は其の規模を擴大し、資金の需給等に於いても農工金融船舶金融等諸產業部門間に於ける調節問題が重要視せられ、明治時代に見たるが如き各產業部門內の資金問題に比して卽ち此の時代の重要なる特質を爲したり。而して世界大戰時代は將に其の轉換期に屬し、大規模資本主義產業の建設乃至其の擴充を中心とする資金需給問題が提起せらるるに至れり。

第一款　工業金融

第一項　工業金融市場の概觀

第一目　工業金融の概況

第一　大工業資金

當時大規模を以て事業を經營せる工業者と雖も、事業の成績の思はしからざるもの其の他資力信用の薄弱なるものは資金の融通を得ること必ずしも容易ならず、又事業成績良好なるものも、時に金融市場の狀況一般經濟界の模樣に因りては之れ又資金の融通を受くること困難なる場合ありたるも概して大工業者の金融は疏通を得る狀態に在りたり。卽ち事業創設資金は、株式組織のものにありては株式の募集に依りて支辨し、合資、合名組織若くは個人經營のものにありては、大經營のものは多く相當の資產を有する個人之に關係したるを以て、此等個人の出資に依りて支辨し、事業の改良擴張及舊債借換等の場合に於ては增資、社債の發行、各種銀行保險會社よりの借入金に依りたるものなり。尤も社債の發行は事業の成績良好にして、第一流の信用を有するものにあらざれば之を行ふこと能はず、且つ手續も煩瑣にして不便なるを以て、借入金に依るもの多きを占むる狀態に在りたり。借入金を爲す場合に工場其の他不動產を擔保とする場合は、主として勸業銀行、農工銀行等より融通を受け、財團を組織して之れを抵當に供する場合には勸業、農工、興業銀行又は保險會社より借入るる場合多かりき。尤も財團を組織して借入を爲すものは鐵道、軌道、電氣等に屬する事業に多く製造工業會社は少なかりしなり。又無擔保を以てする場合は殆んど總て普通銀行より融通を受け、手形割引の形式に依るを普通とせり。而して普通銀行は長期の融通を與へざるを以て、事實長期の融通を要する資金も二三箇月期限の融通手形を以てし、期限に至り屢次借換を必要と爲したるものとす。尙ほ原料仕入等に要する流動資金は原料擔保又は融通手形にて普通銀行より融通を受けたり。

第二　中工業資金

中工業者は多少の不動產を所有するも、事業創設に要する資金の融通を求むること困難なる事情に在りたり。蓋し勸業銀行、農工銀行、普通銀行等に於ては不動產を提供すれば何人に對しても資金融通に應ずるものにあらずして、人物乃至事業の如何をも見るものなるが故に、事業創設後多少の年

月を經過し、其の成績明瞭なるものに對しては融通を與ふるも、事業の成否未定なるものに對しては創設資金を供給せざるを普通とせるを以て、此の種の資金需要者は個人金貸業者より融通を受くる場合比較的多かりしものとす。

事業擴張改良及舊債借換資金の爲めに使用する資金を必要とする時は、創設資金の場合と異り、事業の成否略判明せるを以て、事業成績の順調なる工業者は工場敷地機械等を擔保として、不動産銀行又は二三流普通銀行より此の種の資金融通を受くるに必ずしも困難を感ぜざりしものなり。尤も場末の工場敷地に對する銀行の擔保價格は、低きを通常としたるを以て、之れのみにて工業者の滿足する丈の資金供給を受くること能はず、又土地を所有せず、借地の上に工場のみを有するものにありては、銀行より融通を得ること困難にして、此等は多く個人より融通を受くるの外なかりしものなり。

原料仕入に要する資金の如き流動資金に就きては、信用ある中工業者は銀行より融通を受け、然らざるものは個人貸金業者又は問屋より原料にて融通を受くるを普通とせり。

第三　小工業資金

小工業者によりて營まるる事業は家内工業の範圍に屬し、其の事業に要する機械器具等は多く簡單なるものにして、之れに要する資金は比較的少額にて足るべきも、原料費工賃等の流動資本は相當多額を必要と爲し、而も小工業者の金融は此の流動資金の疏通を重要とするものなりしかば、小工業者に此の種の流動資金を供給する適當なる金融機關を缺如せるを以て、彼等は製品の販賣先たる問屋より前借及原料の延買を爲し又は高利貸より融通を受くるの外なく、此の爲め小工業者は種々なる點に於て問屋若くは原料商等の壓迫を受け、不利益なる狀態に置かるるを常とせり。

第二目　工業金融機關の狀態

工業者に對する金融機關は日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行、普通銀行、保險會社等ありしが、此等の機關は多く大工業者若くは一部の中工業者の利用する所にして、小工業者は之れを利用すること能はず、彼等は產業組合、個人貸金業者、問屋其の他取引關係者を重要なる金融機關と爲すの外なかりしこと既述の如し。

第一　日本興業銀行

日本興業銀行は債券の發行に依り得たる資金を以て、主として工業者に資金を供給する工業專門の金融機關と目せられたるも、當時同行は設立以來經營上に種々なる蹉跌を來し、其の整理に急にして、未だ工業金融機關として本來の職分を外部に發揮するに至らず、營業極めて不振の狀態にありたり。又其取引は工場財團を設定するか、不動產を擔保に提供し、確實なる信用を有するもの以外には融通を與へざる建前なりしを以て、興業銀行を利用するものは主として大工業者に限らるるの狀態にありたり。

第二　日本勸業銀行及農工銀行

日本勸業銀行及農工銀行は純然たる工業金融機關にあらず、其の本旨は債券發行に依り得たる資金を以て、主として農業者に長期の信用を與へて不動產擔保の貸付を爲すにありしも、工業者と雖も不動產を擔保に供すれば融通を仰ぎ得るものなりき。殊に其の設立後屢次規定を改正し、工業者に對する融通の便を圖ることと爲せしを以て、一層工業者の利用し得べき途開け、同行は工業金融機關

としても亦重要なる地位を占むるに至れり。然れども同行より融通を求め得る所は、提供し得べき不動產を有する大工業者又は中工業者中の上位にあるものに限り、小工業者は同行を利用することを能はず、彼等は單に產業組合を通じてのみ同行より融通を得るに過ぎざりしなり。

第三　普通銀行

我國の普通銀行は預金銀行たるの結果、專ら商業金融機關たるべきことを標榜し、工業に關係して之れに固定的資金を供給するが如きは最も避くべきものと爲すに似たり。然れども工業金融を標榜する日本興業銀行は經營宜しきを得ずして豫期の活動を爲すこと能はず、其の他不動產銀行たる勸業銀行、農工銀行等の特殊機關ありと雖も、此等の機關のみにては到底工業者の需要を充すことを得ざりき。然るに一方に於て普通銀行は工業者の原料購入、製品販賣等商業的方面の金融に關與し常に彼等に接近する機會多かりしを以て、此の取引關係に基く事業資金の融通は自然的に發達の機運に在りたるものと云ふべく、且又我國に於ては未だ商業手形の數量も甚だ多からざる等、普通銀行の營業範圍を商業金融に限定し難き事情ありしかば、實際に於ては普通銀行にして工業資金を供給せるもの甚だ多かりしなり。然れども本邦普通銀行は短期の資金を供給することを銀行經營の金科玉條とせる關係上、長期の工業資金に對しても商業資金供給の形式を取りて短期限と爲し、期日に至り再三、再四之れを切替ふる方法を採りたるものにして、當時普通銀行にして明に工業金融を營むことを標榜せるものは大阪の三十四銀行のみなりき。

第四　保險會社

保險會社は工場財團、軌道財團、不動產有價證券等を擔保に徵して其の資金の運用を爲すものなるを以て、工業者も金融上保險會社を利用することを得たり。然れども保險會社に於て融通を與ふるものは鐵道、電氣、瓦斯會社等事業の性質、比較的單純なるものに限り、製造工業會社の如く事業の性質內容等容易に知ることを得ざるものには融通を與へざる實狀に在りしを以て、保險會社を利用し得る工業者は、大經營にして既に事業を創設し、改良擴張等に要する資金を得る場合に限られたり。

第五　產業組合

產業組合には共同的に工場及機械を設備し、以て生產の發達を圖らんとする生產組合あり、共同的に低廉なる原料を購入せんとする購買組合あり、中間商人の手を省き小產業者の製品を一纏にして販賣せんとする販賣組合あり、各組合員の金融を便にせんとする信用組合あり、此等は其の運用如何によりては、孰れも直接間接に小工業者に對する金融機關として重要なる働きを爲すものなりしも當時に於ける產業組合の狀況を見るに、組合は主として農村に於て農業者の利用する所にして、小工業者の機關としては數に於ても質に於ても遙に劣り、未だ以て小工業者に對する金融機關として重きを求め得ざるの狀況なりき。

第六　取引關係者及個人貸金業者

以上の如く當時本邦の工業金融機關は其の發達未だ充分ならざりしを以て、工業者は取引關係者たる機械商、問屋、原料商より機械原料の延買にて融通を受け、又個人貸金業者より高利に融通を受くるもの少なからず、卽ち機械商より機械を購入するに當り、所要資金を銀行より調達すること能はざる工業者は、機械商より六箇月乃至三箇年の代金延拂の便宜を得、此の場合には普通約束手形を用ひ六箇月毎に切替ふるが如き方法を講じたり。而して其の利率は購入者の信用如何に依り差異あり

しは勿論なるも、市場割引利率より遙に高率なるを常とせり。小工業者が機械を購入する場合は小額宛月賦拂とし月賦完濟の時始めて該機械の所有權を購入者に移す方法を取ることも亦多く用ひられたる方法なりとす。他方製品の販賣先たる問屋が工業者に所要資金の前貸を爲し、或は原料商が原料の掛賣を爲し、以て工業者の金融の援助を爲すが如き方法も亦少なからず行はれたり。問屋又は原料商が工業者に對する前貸又は原料延賣の方法は製品及原料の種類に依りて異なるも問屋又は原料商は工業者が商業上の智識に乏しきを奇貨として、相當高率なる利息を徴するを例とせり。

工業者中、大工業者は個人貸金業者に融通を仰ぐことなきも、中小工業者殊に小工業者に在りては個人貸金業者は重要なる金融機關たりしものにして、之れ畢竟擔保品を所有せざる中小工業者は信用借にては殆んど銀行資金の融通を求むる途なきに反し、個人貸金業者殊に彼の高利貸の如きは好んで之れに融通を與ふるを以て其の條件の苛酷なるにも拘らず、自然彼等に融通を求むるに至りしものとす。而して不動產を所有する場合に於ても銀行の融通額は少額にして、所要資金を充すこと能はざるを以て、個人貸金業者に走るものあり、個人貸金業者が此等工業者に融通を與ふるに際しては非常なる高利を貪るを以て例とせり。

第三目　工業金融改善問題

本邦工業金融機關としては前述の如く日本興業銀行、日本勸業銀行、各府縣農工銀行あり、普通銀行、保險會社等又工業者に資金を融通するものなりしも、其の組織に缺陷を存し、又各種機關相互の聯絡を缺き、資金調達の力足らざる狀態に在りしを以て、普く工業界の需要を充すこと能はず、此等の機關を利用するものは大經營の工業者に限り、中小工業者は之を利用すること能はざる狀態に在りしものなり。而して之が缺陷を補ふ爲め、中小工業者に對しては產業組合の制度ありと雖も、是又充分の作用を發揮するに至らず、彼等は常に資金の缺乏に困しみ、問屋、原料商を利用するか、或は高利貸の苛酷なる取扱に甘んずるの外なき狀態に在りたり。然るに時局發生以來、我工業界は漸次其の好影響を受けて頗る活躍を呈し、對外貿易亦空前の輸出超過を示せり。而して戰後尙此の現狀を支持すると共に、一層工業界の發展を企圖せんとせば、須く工業金融の調節及金融機關の整備を計らざるべからずとの論朝野に唱へらるるに至りしが、今此等工業金融改善策の主たるものを擧ぐれば次の如し。

第一　經濟調査會の意見

(一)　日本興業銀行の改善に關する件

工業金融機關の整備に就ては工業金融の專門機關として新に適當の機關を設くべしとするものあり、又は日本興業銀行及日本勸業銀行を合併して之に當らしむべしとするものありと雖も、前者は既に工業金融の中心機關として設立せられたる日本興業銀行と重複し、後者は吾邦に於ける銀行系統の根底に變革を來すのみならず、日本興業銀行の株主は外國人をも包容する等の事情よりして到底實行困難なるを以て、寧ろ既設機關を活用するに如かず。卽ち日本興業銀行に適當の改善を加へ且つ其の資金充實の途を講じ、以て同行設立の主旨を貫徹せしむるを最も機宜に適する措置なりと認む。今其の要項を擧ぐれば左の如し。

(イ)　日本興業銀行をして株式の應募及引受を爲すことを得せしむること　工業會社の新設に當り其の株式の引受又は應募を爲し、以て會社の設立を援助する工業金融機關の存することは、工業

の發展上最も必要のことなりとす。況や工業界の勃興と共に頻に事業會社の新設を見るの時運なるに於てをや。然るに日本興業銀行は從來株券の買入又は之を質とする貸付に依り、既設工業會社に援助を與ふるに過ぎざるは頗る遺憾なりとす。依て工業金融機關整備の一手段として、同行をして株式の應募及引受を得せしめ、以て會社の新設に關與するの途を開き、工業界の發展に裨益せしむるの要ありと認む。

（ロ）日本興業銀行が外國に於て債券を發行する場合に於ては政府は其債券の元利を保證すること

日本興業銀行は其の資金の充實を計るが爲め往々外國に於て債券を發行するの必要を見ることあり、此の場合に於て政府の元利支拂の保證を得るときは其の債券の信用を高め、其の發行を容易ならしむると共に、債券の利率を低下せしむるの利益あり。依て外國に於て興業債券を發行する場合に於ては政府の保證を得せしむるの必要ありと認む。

（ハ）日本銀行と金融聯絡の途を開くこと　日本興業銀行は債券を發行して資金を調達し得べしと雖も、債券の發行は時機を選ばざるべからず。故に資金需要と債券發行との間隙あるに際し、之れが補充手段として日本銀行より普通取引の外、尚日本興業銀行所有の手形又は有價證券を擔保とし、一時一千萬圓を限度とし、特別融通の途を開き、債券の發行を俟て之れを償還するの方法を採るは極めて必要の處置なりと認む。

工業資金の供給を圓滑ならしむるが爲め、日本興業銀行の制度に改善を加ふると共に、資金充實の途を講ぜざるべからざること上述の如し。尚ほ日本興業銀行が債券を發行する場合に於て應募額の募集額に達せざる虞あるときは、預金部に於て可成其の不足額に對し補充應募の途を與ふるが如き、又は興業債券に對し割增金を附與することの如きは、政府に於て充分考究あらんことを望む。

（ニ）普通銀行の工業資金供給に關する件

輓近普通銀行中工業金融に參加せるものあり、將來工業の發達に伴ひ益此の趨勢を馴致すべし。蓋し普通銀行が工業金融に參加するは工業の發達上相當の效果あるべしと雖も、一面銀行に於ては能く其の本質に鑑み、工業金融に適應すべき資源の調達に努め、且つ適切なる調査機關を設けて工業者の實情に精通し、之れが貸出に當りては冷靜なる判斷に基き、苟も情弊に流るるが如きことなき樣を警戒すると同時に他面資金を必要とする工業者に於ては、平素の取引を通じて銀行と接觸し、進んで自己の眞相を詳知せしむるの方法を採り、兩々相俟て其の弊害を未然に防ぎ、依て以て相互の便宜を助成し工業金融の充實を期すべきなり。故に政府は此の趨勢を極めて穩健なる發達に導くことに留意せられんことを望む。

（三）新に信託の制度を設くるに當りては信託會社をして放資信託の業務を營み以て工業金融の任に當らしむること

吾邦に於ける信託の業務は漸次發達し來りたるが故に、近く之れに關する法律の利益を見るべし。而して之れが制定に當りては信託會社の業務の一つとして擔保附社債信託の業務は勿論、公債、社債又は株券の應募引受又は其の引受保證等をも營ましむることとし信託會社をして銀行と相俟て工業金融上有益の機關たらしむることを望む。

（四）中小工業者に對する資金の融通を潤澤ならしむること

信用組合は中小產業者の金融を圓滑ならしむるの趣旨を以て設けられたるも、其の發達の狀況を

觀るに主として農村に普及し、農業界に於ては金融上の重要なる地位を占むるに拘らず、信用組合にして中小工業者の設立に係るものは極めて少く、殊に都市に於ける發達頗る遲々たるものあり。蓋し現行法制の上に適當の改正を加ふるに非ざれば、中小工業者をして充分に此の制度を利用し、彼等に資金を潤澤ならしむること能はざるべし。今此の見地より信用組合に關する制度中改正を加ふべきものと認めらるる事項を擧ぐれば次の如し。

（イ）信用組合の貸付範圍は從來組合員の生產資金に限定され居れるを組合員の經濟上の發達に必要なる資金に擴張すること。

（ロ）產業組合聯合會をして產業組合の債務に付保證を爲さしむる途を開くこと此場合に於ては債權者に代りて其債權の取立を爲すを得せしむること。

（ハ）產業組合の組合員が有し得べき出資口數を相當擴張すること。

（ニ）信用組合をして組合員の家族又は公共團體、若は公益法人より貯金を受入るることを得せしむること。

（ホ）市制施行地又は命令を以て指定する市街地に設立する信用組合に對しては其區域內に於ける組合員以外の貯金を受入るることを得せしむること。

前項の信用組合に就ては左の事項を必要とす。

（甲）他種の組合事業を兼營せしめ得ざること。

（乙）組合員の振出又は裏書したる手形の割引を爲さしむること。

（丙）組合員外の貯金者の利益を保護するが爲め受入金額·拂戻準備金等に關し相當の制限を設くること。

（丁）大藏大臣の監督權を認むること。

（ヘ）日本興業銀行をして產業組合又は產業組合聯合會に對し無擔保貸付及當座取引を開始せしむること。但し前號市街地信用組合に對する取引を主とすること。

（ト）日本勸業銀行及農工銀行をして產業組合又は產業組合聯合會に對し當座取引を開始せしむること。但し日本勸業銀行及農工銀行の取引は第五號市街地信用組合以外の產業組合を主とすること。

第二　大阪工業會の意見

大阪に於ける各種工業家の組織する大阪工業會にては、工業金融の改善策を攻究調査する爲め四十九名の調査委員を擧げ、大正四年五月十四日第一回委員會を開きたり。其の際各委員の吐露せる意見の大要を見るに左の如し。

銀行が工業に對し資金を出し澁るは、銀行家が工業の實情を了解せざるが爲めなり。故に工業資金を充分銀行より出さしめんとせば工業の狀態及其內容を銀行家に知らしむるの必要あり、此の目的の爲め(イ)獨逸の例に倣ひ工業家を銀行の重役に擧ぐるか(ロ)一般工場の內容を調査して銀行が工業家に對し資金を融通するに際し、信用判定に必要なる材料を供給する工業信用興信所を設置すべしかの方法を講ぜざるべからず。而して第一案は容易に實行すべからざる所なりとし、先づ第二案たる工業興信所の設置を主張するもの頗る多かりしを以て、工業興信所設置の儀に付特別委員會を設くることとし、同年五月十八日該特別委員會を開きたるが、本案に就ては獨り工業家のみにて調査

を進行せんよりも、銀行家及學者の意見をも聽くの必要ありとし、六月四日工業資金問題研究大會を開き、種々意見の交換を爲したる結果、大阪工業會に工業興信部なるものを設置することとし、其の規程案を作成したり。然るに其の實行に就ては種々困難なる事情存し其の成立を見るに至らざりき。

第三　東京府の小工業者資金供給策

東京府に於ては、府下小工業者に對し資金の供給を潤澤ならしむる爲めには、產業組合の普及發達を圖るに如かずとし、其の方法攻究の爲め大正五年七月二十九日東京府廳に東京府知事、早川千吉郎、星野錫、中山佐市等會合を催し、左の事項に就き協議したり。

(イ)　市街地に於ける信用組合の實例及模範定款等を示して一般に勸奬すること。

(ロ)　本年九月十八日より十一月十七日迄開かるべき產業組合中央會長期講習會には成るべく同業組合關係者及商工業者を出席せしむること。

(ハ)　府に於て初秋の頃各同業組合幹部一名宛を招集し商工業者に對し產業組合利用の件に付協議を開くこと。

(ニ)　產業組合に對し其出資及積立金の程度迄無擔保無保證にて低利貸付を爲すことを一定銀行に依賴すること。

(ホ)　產業組合の資金に對しては特別利子を附する事を一定の銀行に依賴すること。

第四　大阪商業會議所の中小工業金融改善意見

大阪地方に於ては時局以來中小工業著しく勃興したるが、此等の金融は兎角不圓滑なりき。大阪商業會議所は之を救匡するには動產抵當制度に依るを最も適當なりとし、本件に關し委員を設け調査攻究の結果成案を得、大正七年六月總會の決議を經て左の如き要綱にて主務省に意見を提出せり。

(イ)　工場內に設備せる機械器具の全部若くは一部に對し占有を移さずして擔保權を設定せしむること。

(ロ)　原料製品の全部若しくは一部を一の集團として占有を移さずして之れに擔保權を設定せしむること但し擔保物件の種類を變更せず且つ價格を減ぜざる限度に於て物件中の一部更替を債務者に許すものとす。

(ハ)　登記制度を設け且つ相當の期間毎に之れを更新すること。

第五　其の他の世論一斑

以上の外工業金融改善に就ては新聞雜誌上論議せられたるもの少なからず、此等の意見を綜合するに次の如くにして以上列擧したる意見と大同小異なり。卽ち日本興業銀行以外に新に工業金融の中央機關を設立すべしと唱ふるもの多數は日本興業銀行を改善して工業金融の中樞機關たらしめんとするものの如く、而して日本興業銀行をして凡ての工業に對し充分資金上の援助を與へしむべきも、同行は地方の小工業に對して迄も完全なる資金の融通を計ること困難なるべきを以て、此等小工業に對しては、現在の產業組合制度を小工業者に適合する樣改善して之れを普及利用せしむべく、興業銀行が工業金融上一段の活動を爲す爲めに要する資金の調達方法として、同行に割增金付債券の發行を許すべく、若し金融市場の情勢にして債券の發行に依る資金の吸集困難なる場合には、日本銀行より國債擔保の作用に依りて一時資金の融通を得、又專ら工業資金に使用する條件にて預金部より融通を受けしむべし。又興業銀行の改善のみにては滿足せず、今後普通銀行

も亦進んで工業金融上干與せざるべからずとの論あり。此の論者の唱ふる所に依れば莫大なる預金債務を負へる普通銀行が長期なる工業投資に其預金を振向くることは危險なるを以て、之を避けざるべからざるも普通銀行にして、增資又は長期預金の吸集によりて得たる資金を工業金融に振向くるは何等の支障なきなり。唯工業の內容性質等は之を商業狀態に比すれば遙に複雜にして、容易に知悉すること能はざるを以て、普通銀行が工業資金を融通するに際しては、先づ完全なる工業調査機關を設くるの必要ありとせり。

第二項　工業金融の改善

第一　日本興業銀行の改善

(一)　代理貸付の開始(地方工業資金融通)

日本興業銀行は從來日本橋及大阪の兩支店を有するに過ぎざりしを以て各地より資金融通の交涉に接するも、當該工業者の信用狀態を調査するに適當なる途なく、地方工業者に對する資金の融通は兎角遲滯せり。依て同行は日本勸業銀行が各府縣農工銀行をして代理貸付を爲さしめ居る方法を模倣して、大正六年六月一日より各地方普通銀行八十九行と代理契約を結び代理銀行をして保證債務を負はしめ、之れを通じて地方工業金融の疏通を圖ることとせり。

(二)　資本金の增加

日本興業銀行は工業金融機關として投資範圍を擴張し、充分活動を爲すに就ては從來の資本金を以てしては不足を感ずるに付大正六年八月七日の株主總會に於て從來の資本金千七百五十萬圓を三千萬圓に增資せり。

(三)　株式の應募又は引受の開始

本邦に於ては會社の創立に際し其の株式を引受くる機關なく唯現物團が稀に既設會社の擴張の場合、新株の發行を引受くることあるのみにして工業金融專門の機關たる日本興業銀行も株式買入の方法に依り既設會社を援助するに止まり會社新設に際し株式を引受けて其の設定を助成することなかりしなり。依て政府は大正七年三月日本興業銀行法を改正し、同行をして株式の應募又は引受を爲すことを許し、工業金融の機關として其の機能を一層發揮せしむることとせり。

(四)　產業組合に對する貸付開始

日本興業銀行は從來主として大工業者に融通を與へ小工業者に對する資金供給に就ては殆んど何等の交涉なかりしが、同行は大正六年三月頃よりなるべく小工業者にも資金の疏通を計る爲め手形割引の方法に依り都會地產業組合に貸付を開始せり。

第二　三十四銀行の工業資金融通限度の擴張

三十四銀行は明治四十三年初に於ける增員の際、增資金額の內五百萬圓の限度に於て、工場又は工場財團を擔保に主として小工業者に資本を供給することとし爾後著々其の實績を擧げ、貸出額も既に其の限度に達し殊に時局以來輸出工業の隆盛に伴ひ工業者の資金需要は頓に增加したるを以て同行は大正七年一月二十八日從來の資本金千三百萬圓を二千五百萬圓に增加し、內五百萬圓を工業資金融通に振向くることとし、同行の事業資金供給部の貸出限度を千萬圓に增加せり。

第三　關西信託株式會社の工業金融開始

關西信託株式會社は大正六年一月山口銀行の援護の下に立つこととなるや、從來の營業方針を改め、金融上甚だしく不便を感じつつある中小工業者に對し新しき一歩進みたる方法に依り貸付を開始し、專ら中小工業者の金融機關として活動することとなれり。

卽ち從來本邦普通銀行が工業者に資金を融通するに際しては、其の提供する土地・機械等の動產不動產の擔保價格のみに依れるが斯くては多くの場合工業者は充分なる所要資金の融通を仰ぐことを能はざるの不便あるより關西信託會社に於ては工業者に對し資金融通を爲す場合には其の提供せる動產不動產の擔保價格を評價するのみならず其の事業の過去現在及將來に於ける利潤の實際及豫想を精査して之れをも重要なる標準の一つとし、此等の評價及調査は責任重く且つ製造工業の經營に精通せる重役の一人をして行はしむ。而して貸付に要する資金は之れを信託金に仰ぎ資金の必要稍大なるに於ては會社組織のものは勿論個人經營のものは之れを成るべく會社組織に變更せしめ、資金の必要に應じ一萬圓にても五萬圓にても十萬圓にても社債を發行せしめ、此等の社債は信託會社之れを引受け其の元利金の支拂を保證し、以て信託金の寄託者又は一般公衆に賣出すなり。斯くの如くして出來得る丈巨額の資金を供給すると同時に、之に伴ふ危險を緩和する爲め信託會社は事業經營に適當の監督を行ひ又該工業者の信用の濫用を防ぐ爲め短期資金に對しても便宜を計り、手形の引受裏書を爲し一切金融取引關係を自社の掌中に收むることとし、尙其の工業が豫期の結果を生ぜざる場合には會社重役の間に於て其の擔保物を引受くるものなり。

第四　産業組合法の改正

我國産業組合法は明治三十三年實施以來、漸次發達を遂げ、大正二年末に於て組合の數一萬以上を算する盛況を告げたるも之を利用する者は農業者に多くして、工業者の之れを利用するもの甚だ少く、之れ産業組合の性質其の者が農業者に適し工業者に適せざる所あるに由らんも本邦産業組合法に依れば工業者が該組織を利用するに不便なる點少なからざるが故に政府は大正六年七月産業組合法を工業者に便宜なる樣改正せり。

第二款　農業金融

第一項　農業金融市場の概觀

第一目　農業金融の概況

歐洲大戰開戰の初頭に於ては銀行は前途を警戒し只管資金の回收に努め容易に貸出の手を弛めざりしを以て、金融界は一般に梗塞の狀にありたり。殊に地方の銀行に於ては米穀其の他生産品價格下落の爲め、貸出金の回收意の如くならざるに預金の引出に接すること急なるありて資金涸渇し貸出を一層嚴にしたるを以て、地方農業關係の金融は戰前に於けるよりも更に其の疏通を缺くの狀にありたり。

大正四年に入りては經濟界の一角に恢復の曙光を現はしたれども、未だ不景氣の域を脫することを能はずして一般に金融界は資金の需要減少し、銀行は概ね遊資を抱擁して形勢を觀望するの有樣にして金利は春りに低落し明治四十三年以來の緩慢狀態を現出せり。然れども是は都市金融の狀態にして、地方農業金融狀況は全く其趣を異にし前年來の米價低落は地方に對する資金の散出を減じ

為めに地方に於ける資金缺乏を惹起し、金融澁滯して金利は却て高歩を唱へ農業者は依然として資金の窮乏に苦めり。從來とても都鄙金融の疏通不圓滑にして都市に於ては資金充溢せるに地方に於ては資金缺乏に苦しむ現象を存し之が改善は識者間に唱へられ居りし所なるも、大正四年に於ける都鄙金融狀況の懸隔は殊に甚だしかりしを以て漸く世人一般の注意を惹き都鄙金融の疏通に關する問題は當時金融界の一大問題なりき。

大正五年以後に於ては地方經濟界は養蠶收入の增加せるに加へ、多年不振を極めたる米價も漸次騰貴を見るに至り益々好況を呈し、田畑賣買價格の如き著しき上騰を告げたるを以て、中央市場に充溢したる資金が漸次各地方に流入し資金潤澤の波動地方に及び農村に於ける金融亦著しく緩和せらるるに至れり。

(一) 田畑賣買價格(一反當り)一覽表

地方別		田 大正六年度 上	田 大正六年度 下	田 大正六年度 普通	田 大正五年度 普通	田 大正四年度 普通	田 大正三年度 普通	田 大正二年度 普通	畑 大正六年度 上	畑 大正六年度 下	畑 大正六年度 普通	畑 大正五年度 普通	畑 大正四年度 普通	畑 大正三年度 普通	畑 大正二年度 普通
北海道	北海道	九〇円	三七円	六二円	五二円	四九円	四九円	五九円	五八円	一六円	三三円	二五円	三三円	二〇円	二九円
本州北區	青森	二五三	一〇八	一八五	一三八	一二八	一四九	一四四	一三五	三六	七七	七三	五八	七三	五七
	秋田	三一五	一五〇	二三六	一九一	一七五	一八八	二〇一	一五五	六〇	九七	七九	八一	五一	七五
	岩手	二五六	一〇一	一七四	一五一	一三四	一五七	一六六	一四七	四三	九一	七一	六六	七三	八六
	宮城	二七六	一〇五	一八七	一一三	一〇九	一〇四	一三五	二一五	六五	一二九	七七	七一	六七	九五
	山形	三六一	一七四	二七八	二三六	一六二	一九三	二七四	二五五	八七	一六二	九五	九五	九一	一二八
	福島	三一九	一五五	二三五	一五六	一五〇	一四七	一六六	二四六	七五	一三九	一〇三	八九	九五	一〇三
	新潟	三〇五	一三三	二一七	二一〇	一九九	二三〇	二〇五	一七七	五三	九三	九二	八一	九二	一〇四
	平均	三〇〇	一三三	二一三	一六五	一五〇	一六三	一八二	一九四	[illegible]	一一五	八五	七八	七九	九五
關東區	群馬	三九七	一八一	二七一	二二四	一七九	二〇六	一九三	二九九	一三三	二二四	一五〇	一一五	一四六	一二六
	栃木	三九五	一八一	二八六	二四七	二二〇	二三六	二四六	三一一	九七	一五六	一一三	一一一	一三三	一三一
	茨城	三四七	一四四	二二六	一七九	一七七	一九五	一九七	二一六	八六	一三三	一〇五	一〇〇	一三二	一三八
	千葉	三六九	一四五	二四二	二二四	二二〇	一八九	二三九	二一六	七〇	一一七	一〇八	八九	一〇二	一三一
	埼玉	三三二	一六〇	二四三	一九二	二〇四	二〇二	二二〇	二八七	一一一	一九一	一四九	一五三	一五六	一五七
	東京	四五八	二四八	三五四	二七八	二六六	二三二	二七八	五五五	二八四	三六〇	三七〇	二八八	二七六	二七四
	神奈川	三八二	二〇四	二八五	二五〇	二一七	二三五	二五六	二五七	八二	一七八	一四九	一五五	一五六	一六七
	平均	三七六	一七四	二六三	二一九	二〇四	二一一	二三四	二七〇	一一〇	一七七	一五二	一三一	一三一	一五二
本州中區	長野	五四七	二三六	三八七	三一八	三〇二	三一七	三四二	四二二	一三三	二五六	二一七	一八八	二〇八	二三五
	山梨	四五九	一六五	二九五	三〇一	二五七	二四三	二八一	二八三	九一	一八一	一七九	一六三	一四七	一五八
	靜岡	五四九	二〇九	三五二	二六七	二五九	二八八	三三一	四二八	一七一	二四五	二〇三	一八四	二〇四	二七五
	愛知	七二八	二八九	四四一	三八四	三四九	三七六	三九九	六七〇	二三四	四三三	三〇一	二七七	二八五	二九六
	三重	五三六	一八一	三一一	二六二	二三一	二六五	二七三	三五二	一一二	二〇二	一六二	一五一	一五七	一七〇
	岐阜	五四一	二六二	四〇七	三三六	三三八	三三八	三四九	四九三	一九五	三四九	二三五	二三二	二三七	二三〇
	富山	四五八	二二四	三三二	三一三	二五〇	二八〇	三〇四	二五四	七五	一三八	一一一	一〇七	一一八	一三七
	石川	四四九	二〇七	二九六	三一〇	二六二	三〇八	二九五	二八八	一〇〇	一七四	一六七	一三一	一四八	一三一
	福井	五九二	二五四	四〇〇	三七六	三七七	三一五	三七八	三四三	一一五	二一八	一八九	一九四	一五三	一七九
	滋賀	四七六	二三〇	三三三	二九三	二七二	二八九	三一五	三〇〇	一〇一	一九一	一五三	一三三	一三〇	一四七
	平均	五五一	二三二	三六六	三一八	二九七	三〇八	三三四	四一三	一四四	二五八	二〇三	一八八	一八九	二〇七
	奈良	六三七	二六九	四四一	三五八	三七五	四三二	四八八	三二七	三一七	二〇八	一六八	一六五	二〇一	二〇四

地方別														
本州西區														
京都	五二四円	二三三円	三五二円	三三〇円	三二八円	三二六円	三四五円	三二六円	一〇五円	一七円	一七円	一七三円	一八一円	一七三円
大阪	六九〇	二六四	四五九	四五四	三七〇	三九三	五四三	四五〇	一〇二	一九六	二〇九	一八四	一五六	二四七
和歌山	六六四	二六一	四六四	三八四	三六四	三九三	四七九	四七一	一四六	二八七	二一三	二二四	二三三	三五四
兵庫	五八九	二四九	四一一	三五四	三一三	三六四	四三九	三三五	一〇五	一九七	一五〇	一二三	一六三	一六一
岡山	五三八	二三五	四一三	三〇七	二六五	三一七	三六三	三一三	九一	一七七	一四八	一一三	一三六	一六八
廣島	七五五	二四四	四八五	三八〇	三〇八	四一八	四八九	四三二	一一三	二六七	二〇一	一五七	二〇九	二六四
山口	六六五	一九二	四六六	三二九	三七二	三八五	四一九	三一二	五三	一四一	九五	一二七	一五〇	一四二
島根	五一二	二九九	三五〇	二六九	二七五	三一八	三四〇	三三四	八五	一八三	一四三	一七三	一五七	一八五
鳥取	四八三	二三七	三五五	三〇六	二四九	三〇〇	三八九	二六六	八五	一八三	一五三	九三	一三一	一七九
平均	六〇三	二三五	四一七	三四二	三一七	二六二	四一八	三五三	九八	一九九	一六二	一四七	一七〇	一九七
四國區														
德島	五二六	二〇五	三七一	二八八	二四九	三〇三	三二二	三五九	一三二	二三一	一九七	一五七	一七〇	一八四
香川	五一六	二七三	三七九	三一八	二九〇	三三八	三八一	二九〇	一〇三	一八三	一四〇	一〇九	一二五	一六六
愛媛	五二八	二一八	三四四	三一六	二九二	二九四	三一〇	三四四	一〇三	三一一	一八七	一七二	一三八	一九七
高知	七三八	二九三	五〇七	四〇〇	四一二	四一七	四六一	四四一	一三〇	二四一	二三六	二一七	二三四	二三八
平均	五七五	二四一	三九二	三二八	三〇三	三三九	三五四	三五九	一一七	二三一	一八八	一六四	一六五	一九二
九州區														
福岡	五〇五	一九九	三三一	二八四	二九四	三四八	三四九	二五九	九四	一六〇	一一一	一三一	一四三	一三六
佐賀	五五〇	二三〇	三四七	二七七	二七一	二八六	二九三	二七〇	八〇	一五六	一三九	一二六	一二三	一五〇
長崎	四七一	一八八	三二四	二四一	二七一	三三三	三一三	二九一	六八	一五九	一二四	一二五	一六一	一七一
熊本	五五一	二三一	三六一	三一三	三一一	三七三	三四〇	三一三	一〇五	二〇三	一六二	一二五	一九八	一五九
大分	四六七	一八三	三四二	二九四	二八〇	三〇九	二八七	二五〇	八一	一六六	一三四	一一八	一三六	一三五
宮崎	三八七	一三〇	二一七	二〇〇	三三一	二三三	三一九	二〇〇	四六	一〇〇	八八	九七	一〇六	九五
鹿兒島	四八四	一七六	三〇九	二五一	二六一	二九一	二六〇	二六一	六二	一五三	一〇九	一三一	一四八	一一〇
平均	四九七	一九七	三二八	二七〇	二七七	三一六	三〇三	二六六	八〇	一六二	一三三	一三一	一四七	一三七
沖繩	二四	六二	一二七	一一四	一一四	一三三	一二五	二二四	五五	一三五	一一五	一三六	一三三	一一〇
全國平均	四八二	一九八	三三八	二七二	二五七	二八〇	三〇七	三二一	一〇一	一八九	一五一	一三八	一四五	一六五

（備　考）一、大都市附近にして專ら耕作以外の目的にて賣買せらるるものは本調査より除外せり。
二、本調査は各郡農會（沖繩縣は各郡一個の產業組合）の報告（五百二十八）に基きて行ひたるものなり。

（二）全國不動產抵當貸付金利調（大正六年十一月調査）

地方別		百圓に滿たざる金額 最高	百圓に滿たざる金額 最低	百圓に滿たざる金額 普通	千圓に滿たざる金額 最高	千圓に滿たざる金額 最低	千圓に滿たざる金額 普通	千圓以上の金額 最高	千圓以上の金額 最低	千圓以上の金額 普通	平均 最高	平均 最低	平均 平均	前年普通平均利率
關東	東京	一六・六三分	一〇・一三分	一三・二五分	一三・三八分	八・五〇分	一一・〇〇分	一一・一三分	七・五〇分	九・三八分	一三・七二分	八・七二分	一〇・八八分	一一・〇九分
	神奈川	一五・七〇	一〇・五八	一二・四五	一三・二〇	八・五〇	一〇・一六	一〇・九〇	八・〇〇	八・八四	一三・九三	九・〇三	一〇・四八	一一・〇一
	埼玉	一六・六三	一〇・一三	一三・一一	一四・二五	九・一三	一〇・八九	一一・三八	七・二五	八・九四	一四・〇九	八・八四	一〇・九八	一一・四七
	群馬	一八・四〇	一二・五〇	一四・四五	一三・六〇	九・八〇	一一・四五	一〇・八〇	八・一六	九・三〇	一四・二七	一〇・一五	一一・七三	一二・五五
	千葉	一五・三八	一〇・五四	一二・七一	一二・四五	九・〇〇	一〇・七一	一〇・四二	七・八四	八・九六	一三・七五	九・一三	一〇・七九	一一・〇九
	茨城	一五・五八	一一・一七	一三・五〇	一三・〇四	九・八八	一一・〇四	一〇・六八	八・六四	九・四八	一三・一〇	九・九〇	一一・三四	一一・六四
	栃木	一六・七五	一一・三八	一三・七五	一四・一三	一〇・二五	一二・一三	一二・一三	九・一三	一〇・八一	一四・三四	一〇・二五	一二・二三	一二・七三
	平均	一六・四四	一〇・九二	一三・一七	一三・二九	九・二九	一一・〇五	一一・〇六	八・〇七	九・三九	一三・六〇	九・四三	一一・二〇	一一・六五
東北	宮城	二〇・五〇	一三・一四	一六・七三	一五・七九	一一・二一	一二・九三	一二・五四	九・二七	一〇・七五	一六・二八	一一・二二	一三・四七	一三・七二
	福島	一七・二九	一〇・七六	一三・八八	一三・五五	九・三五	一一・〇〇	一一・一七	八・一四	九・九一	一四・〇〇	九・四二	一一・六〇	一二・三七
	岩手	一九・七三	一三・七三	一六・六〇	一六・二四	一〇・七〇	一二・九七	一二・五八	九・〇五	一〇・六〇	一六・一八	一〇・八二	一三・三九	一五・九二
	青森	一八・五〇	一三・五〇	一六・一八	一四・三四	一〇・九三	一二・九四	一二・三七	九・四四	一〇・九六	一五・〇七	一一・二九	一三・三六	一四・〇六
	秋田	二〇・七五	一三・六五	一六・九八	一六・一八	一〇・四九	一三・四〇	一二・六五	八・七〇	一〇・六〇	一六・五三	一〇・九五	一三・六六	一三・六六
	山形	一四・三三	一〇・〇〇	一一・二七	一一・六七	八・七六	一〇・九〇	九・四四	七・五〇	八・五五	一一・七八	八・七五	一〇・四一	一〇・五一

	平均	一八分・五〇	一二分・三〇	一五分・二七	一四分・六三	一〇分・二四	一二分・三六	一一分・七九	八分・六八	一〇分・二三	一四分・九七	一〇分・四二	一二分・五二	一三分・三七
北陸	新潟	一四・〇〇	九・五三	一一・七五	一一・八七	八・四一	九・八一	一〇・一四	七・五七	八・九六	一二・〇〇	八・五〇	一〇・一七	一〇・七〇
	福井	一三・九八	九・八八	一一・八七	一一・三四	九・一三	一〇・〇〇	一〇・三四	八・六七	九・四二	一一・八九	九・二二	一〇・四三	一〇・〇二
	石川	一三・四六	一〇・三四	一一・五〇	一二・六三	九・八八	一〇・七六	一一・六五	九・四九	一〇・三八	一二・五八	九・九〇	一〇・八八	一〇・八九
	富山	一三・九三	九・一八	一一・〇七	一一・二六	八・二三	九・二九	九・七四	七・五六	八・五七	一一・六四	八・三二	九・六四	一〇・八四
	平均	一三・八四	九・七三	一一・五五	一一・七八	八・九一	九・九七	一〇・四七	八・三二	九・三三	一二・〇二	八・九八	一〇・二八	一〇・六一
中部	愛知	一一・九五	八・八七	一〇・一〇	一〇・三九	八・一八	九・一六	九・三八	七・一四	八・二二	一〇・五七	八・〇六	九・一六	九・三六
	静岡	一二・二七	九・一九	一〇・五四	一〇・五〇	八・三一	六・三五	九・六二	七・八三	八・六五	一〇・八〇	八・四四	九・五一	九・八九
	山梨	一五・六七	一〇・一一	一二・六七	一二・二八	八・三九	九・八三	九・七八	七・四四	八・五六	一二・五八	九・六五	一〇・三五	一〇・〇〇
	岐阜	一二・六七	九・四三	一〇・七四	一〇・七七	八・〇六	九・四四	一〇・一五	七・四六	八・七一	一一・二〇	九・三二	九・六三	一〇・三九
	長野	一三・三二	九・七三	一一・一三	一〇・八五	七・九七	九・二八	八・六一	六・四八	七・四三	一〇・九三	八・〇六	九・二八	一〇・三一
	三重	一二・九七	九・四八	一一・六三	一一・七一	八・五三	一〇・〇一	一〇・一九	七・八五	九・一五	一一・六二	八・六二	一〇・二六	九・八一
	平均	一三・一四	九・四七	一一・一四	一一・〇八	八・二四	九・五一	九・六二	八・三七	八・四五	一一・二八	八・六九	九・七〇	九・九六
近畿	滋賀	一二・一八	八・二五	一〇・二八	一〇・九八	七・七一	九・一三	一〇・五〇	七・二四	八・六六	一一・二二	七・七三	九・三六	九・三九
	京都	一三・〇二	九・〇九	一一・〇八	一一・六三	八・〇三	九・五一	一〇・〇五	七・三八	八・五三	一一・五七	八・一七	九・七一	一〇・三四
	大阪	一二・五〇	九・一三	一〇・六〇	一〇・八一	八・二五	九・三九	一〇・〇〇	七・五〇	八・五六	一一・一〇	八・二九	九・五二	九・七一
	兵庫	一三・一九	九・八六	一一・〇六	一〇・九三	八・一六	九・三五	九・四三	七・四八	八・四六	一一・一八	八・五〇	九・六二	一〇・一七
	奈良	一二・五八	九・二二	一〇・五・	一〇・四一	七・七九	九・一八	八・九五	六・六七	七・八五	一〇・六五	七・九九	九・一八	一〇・三〇
	和歌山	一三・〇〇	七・七九	一一・五七	一一・六九	九・二二	一〇・四二	一〇・五六	八・七〇	九・五八	一一・七五	八・五七	一〇・五二	一〇・九六
	平均	一二・七五	八・八九	一〇・八五	一一・〇八	八・一九	九・五〇	九・九二	七・五五	八・六一	一一・二五	八・二一	九・六五	一〇・一五
中國	鳥取	一五・五七	一〇・九七	一二・六七	一三・九〇	九・九七	一一・五〇	一二・〇七	九・〇五	一〇・四七	一二・八五	一〇・〇〇	一一・五五	一一・五八
	島根	一三・四四	一〇・三〇	一一・六五	一一・六〇	八・六〇	九・九九	一〇・四五	七・八九	九・〇三	一一・八三	八・九三	一〇・二三	一一・一八

中國	岡山	一三・四八	九・四七	一一・一一	一一・三八	八・二三	九・五九	九・七四	七・三四	八・三六	一一・五三	八・三五	九・六九	九・九八
	廣島	一四・二七	一〇・三〇	一二・一八	一一・五四	八・四八	一〇・一〇	一〇・一三	七・六八	八・七六	一一・九八	八・八二	一〇・三五	一一・二〇
	山口	一四・一〇	九・二七	一一・〇〇	一一・九〇	九・三六	九・八六	一〇・三六	七・五九	八・九五	一三・一三	八・七四	九・九四	一〇・五六
	平均	一四・一〇	一〇・〇六	一一・七二	一二・〇六	八・九三	一〇・二二	一〇・五五	七・九一	九・一一	一二・二六	八・九七	一〇・二一	一〇・九〇
四國	香川	一一・六〇	八・六七	九・九三	九・九一	七・六六	八・七四	八・七一	七・〇九	七・九四	一〇・〇七	七・八一	八・八七	八・九二
	徳島	一四・一三	九・六五	一一・四八	一一・五四	八・六七	九・六八	一〇・三九	七・八一	八・八九	一二・〇三	八・七一	一〇・〇三	一〇・八八
	愛媛	一三・一七	九・二九	一一・二三	一〇・六七	八・一三	九・二二	九・五五	七・七二	八・四七	一一・一三	八・三八	九・六四	九・六三
	高知	一七・九六	一〇・三三	一四・六二	一三・六八	九・一四	一二・〇三	一一・三六	八・三六	一〇・二九	一四・三三	九・二八	一二・三一	一一・八八
	平均	一四・二三	九・四九	一一・八一	一一・四五	八・四〇	九・九二	一〇・〇〇	七・七五	八・九〇	一一・八九	八・五五	一〇・二一	一〇・三三
九州	福岡	一二・八〇	九・九一	一一・五四	一一・二九	八・八〇	一〇・一一	一〇・一三	八・〇二	九・一四	一一・七七	八・九一	一〇・二六	一〇・九二
	佐賀	一五・三七	一〇・八〇	一三・〇一	一三・三〇	九・〇九	一〇・八八	一一・一〇	九・〇五	一一・六三	一二・二五	九・六五	一一・八四	一一・六五
	長崎	一九・五七	一二・〇〇	一四・六三	一五・八六	一〇・四三	一二・五〇	一三・九六	九・一三	一一・一三	一六・一三	一〇・五二	一二・七五	一二・七七
	熊本	一六・四二	一一・二七	一三・五二	一三・〇三	九・二三	一一・四二	一一・二五	八・三九	九・七八	一三・六〇	九・六三	一一・五七	一一・三三
	大分	一五・四〇	一〇・八六	一二・九〇	一二・二四	八・九八	一〇・五〇	一〇・一六	七・九七	九・二四	一三・六三	九・二七	一〇・八八	一一・五四
	宮崎	二三・六〇	一四・〇二	一八・一〇	一八・三八	一一・六八	一四・三八	一三・三〇	九・八八	一一・五三	一八・〇九	一一・八五	一四・六七	一五・一三
	鹿兒島	二〇・三八	一四・八七	一七・一五	一六・八三	一二・〇五	一三・九八	一二・七二	九・七二	一一・〇三	一六・九八	一二・二一	一四・〇五	一四・〇二
	平均	一七・六五	一一・九六	一四・四一	一四・四二	一〇・〇四	一一・九七	一一・八五	八・八八	一〇・四九	一四・六四	一〇・二九	一二・二九	一二・四八
沖繩		三〇・〇〇	二〇・二〇	二三・九四	二三・四〇	一四・四四	一七・一〇	一二・六七	一四・〇〇	一六・二五	二四・六九	一六・二一	一九・一〇	二〇・一三
北海道		二九・二〇	一七・五四	二〇・九九	二二・六六	一五・一〇	一八・四三	一七・七四	一三・二九	一四・五七	二三・二〇	一四・九八	一八・〇〇	二〇・三五
全國總平均		一五・九〇	一〇・八三	一三・〇六	一三・〇四	九・三四	一〇・九七	一一・一一	八・一七	八・一七	一二・九三	九・五三	一一・二〇	一一・六六